

長距離電話も原則禁止されており、連絡は郵送による。これが手続きの遅れの一因にもなっている。顧客の返済計画も電卓利用により作成されており効率は悪い。

86年に貸付審査スタッフが7人から12人に増強されたが、貸付審査期間の短縮は思うように進んでおらず、申請から融資実行まで3、4カ月かかる状況にある。86年の承認件数は73件であるので1人あたり年間承認件数6件の勘定となり効率は非常に悪い。KTB協調ローンではKTBとSIFO間の手続連絡も絡むため、さらに審査期間は長くなっている。

融資申請に必要な書類の量が膨大で借り手の負担になっているが、この点については現在簡素化に努めている。

2-4-4 中央銀行による工業手形リファイナンス制度

1986年から中銀では手形のリファイナンス制度を採用し、商業銀行、IFCTを通じた民間工業部門への政策金融を実施している。

同制度発足前には、63年発足の工業手形割引制度がとられていた。製造業者の振り出す原材料購入のための手形を、中央銀行が市中金利に比べて低利で割り引くものであったが、貸付要件が厳格なことなどから、8年間ほとんど利用されず、86年からは現行制度に引き継がれている。

現行の手形リファイナンス制度では、手形審査、担保取り付け、手形買い取りと支払い、資金使途報告等一連の手続きとリスク負担が商業銀行によって行われている。中銀は手形の再買い取りを行う。

同制度では、さらに一般、中小企業向けのスキームに分類されている。一般工業手形リファイナンススキーム、中小企業向けスキームの概要はそれぞれ別表のとおりである。両スキームの大きな差異は、中小企業向けスキームの貸付条件が固定資産額1,000万パーツ未満の企業向けと非常に緩かな条件となっていること、貸付最低金額が一般向けで3万パーツ、小企業向け1万パーツであることである。なお、中銀の商銀に対する貸付金利も一般5%、小企業向け4%と、小企業向け融資を奨励する形をとっている。

〈中央銀行の手形融資制度の問題点〉

(1) 民間金融機関の積極的活動を望みにくい

中小企業向け融資は大企業向け融資に比しリスクが大きいうえ、利幅が少なくなる。商業銀行が自行資金を利用して融資を行う場合、現行では6%~8%の利益幅が確保できる状況にある。民間商業銀行の積極的な同制度利用を促すには現行のスキームによる利幅を民間ベースの融資によるものに近づけることが必要になる。

(2) 利用手続き煩雑であり、規則が厳格である、制度の広報も不十分

同スキームを利用するには手続きが面倒なため、企業家のみならず銀行側にもその運営方法に不満がみられる。こうした不満の声が聞かれる背景には、次のような事情が考えられる。①企業側ではきちんとした経理処理を行っておらず、財務状況を明きらかにするのを好まないため、銀行も借入手続

で要求される財務資料を作成，提出しにくいこと，②中央銀行の支店網が数カ所しかないため，取扱い銀行の地方の窓口と中央銀行本店間で手続きを進めなければならない，③商業銀行支店では中小企業プロジェクトを審査できる能力のあるスタッフが十分でないし，地方での支店網も発達していない。④本スキームのPRが不足しているため，銀行スタッフもなじみがない。

本スキームの利用を促進するためには，担保への過度の依存をなくすため，商業銀行のスタッフを訓練し，プロジェクトの審査能力を高めることが必要となろう。また，現行のスキームでは不渡りによるリスクは全て銀行負担になることから，この重荷を緩和するため，本スキームとSICGFスキーム（2-4-5：小企業信用保証基金を参照）の組み合わせによる融資も検討されてよいと考えられる。

表 I-2-22 中央銀行の工業手形リファイナンススキーム

<p>目 的</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. To help finance parts of input cost while encourage the use of domestic inputs and labour. 2. To Help promote industries which export their products.
<p>融 資 方 法</p>	<p>Funds are provided via commercial banks and IFCT</p>
<p>適 用 条 件</p>	<p>Allocated to each project according to the following criteria:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. Industries using inputs from domestic agricultural sector of at least 20 per cent of total inputs. 2. Industries exporting at least 20 per cent of total sales value. 3. Industries employing domestic inputs of at least 50 per cent of total inputs. 4. Industries employing labour as a major part of total inputs. 5. Industries contributing to rural developments. 6. Industries where the values of domestic inputs together with other domestic expenditures exceed 50 per cent of total production costs or/ Industries undertaking manufacturings for exports. or/ Assembling undertakings employing domestic input at a proportion not less than 50 per cent of total input cost.

リファイナンス金額	The refinancing amount will be between 60-90 per cent of necessary production cost with special consideration given to medium size industries having fixed asset of not more than B200 million.
融 資 期 間	120 days, the facility will not be extended beyond 5 years.
利 率	BOT charges commercial banks 5 per cent (P.A.) Commercial banks charge not more than 7 per cent (P.A.)
延 滞 利 息	1. 11 per cent (P.A.), with additional 5 per cent for repeated breaches within 1 year. 2. IF commercial banks or IFCT commit repeated breaches within 1 year, they will be charged additional 2 per cent (P.A.)
最 低 融 資 金 額	30,000 Baht
そ の 他	1. Industries, where greater than 50 per cent of capital is either foreign capital or equities held by non-residents and having asset values greater than B 30 million while capital values as proportions of total assets fall below 50 per cent, will have amount refinancable reduced as the BOT deems appropriate.

	<p>2. The modification of refinancing procedure from discount to purchase basis, since January 15, 1986, implies the interest rate reduction of 0.53 per cent (P.A.)</p>
--	--

目 的	<ol style="list-style-type: none"> 1. To provide low cost funds for small industries 2. Conditions involve in obtaining funds are less stringent than in the case of Industrial Credit Refinancing scheme.
融 資 方 法	Funds are provided via commercial banks and IFCT.
適 用 条 件	The definition of a small industry is one which either the value of capital or net fixed asset does not exceed 10 million.
リファイナンス金額	Allocated to each project according to the amount needed to finance necessary cost with maximum amount set at 2 million. (the revolving credit line)
融 資 期 間	120 days, the facility will not be extended beyond 5 years.
利 率	BOT charges commercial banks 4 per cent (P.A.) Commercial banks charge not more than 7 per cent (P.A.)
延 滞 利 息	<ol style="list-style-type: none"> 1. 11 per cent (P.A.), with additional 5 per cent for repeated breaches within 1 year by the industry concerned. 2. If breaches were committed by commercial banks or IFCT, they will be charged an additional 2 per cent.

<p>最 低 融 資 金 額</p>	<p>10,000</p>
<p>そ の 他</p>	<p>1. For industries located in Bangkok Metropolitan area or 4 other specified well developed provinces, additional condition imposed for obtaining refinance is that they use labour as a major input.</p> <p>2. There are 7 categories, 55 items, of undertakings listed which are permitted to apply for the facility.</p>

出所：中央銀行

表 I - 2 - 24

小企業向け手形貸し付けの新旧スキームの比較

	新スキーム	旧スキーム
名 称	<u>P/N refinancing facility</u> for SSI	<u>P/N Rediscount facility</u> for SSI
利息支払期限	Payable on due date	Payable on rediscount date
融資金額	Up to 2 million Baht Each SSI can issue P/N for rediscount three times per year within the outstanding limit of 2 million Baht (Revolving fund system).	Up to 1 million Baht Each SSI can issue P/N several times, but total book value of the P/N issued in a year must not exceed 1 million Baht (Fixed credit line system).
利 率	Interest rate for purchasing P/N from SSI ... 7 % p.a. Interest rate for repurchasing P/N from participating bank ... 4 % p.a. (Effective from March 1986)	Discount rate for SSI ... 8 % p.a. Rediscount rate for the participating bank ... 5 % p.a.

出所：中央銀行

2-4-5 SICGF (小企業信用保証基金)

SICGF (The Small Industry Credit Guarantee Fund) は83年の官民合同会議 (the Joint Public-Private Consultative committee) で中小企業向け融資促進のため設立の必要性がうたわれ、85年ICT内部に官・民共同出資により正式に発足した。ICT内部の一基金扱いとなっているが、大蔵省、金融機関をメンバーとする基金管理委員会 (Fund Management Committee) 管轄下、ICTの出資金とは別勘定で運営されている。出資者と出資額をみると、大蔵省1,000万バーツ、ICT2,000万バーツ、KTB 2,000万バーツ、その他商業銀行15行6,000万バーツの総額2億バーツとなっている。

同基金は、①金融機関の中小企業向け融資を拡大させる、②同基金利用により、金融機関の地方における中小企業向け融資を促進する、③国家経済開発計画目標に沿った工業開発を促進することを狙いとしている。

〈スキーム内容〉

(1) 保証対象者

固定資産額が1,000万バーツ以下の中小企業、借入額は20万バーツ以上5百万バーツ以下であること。法人、個人の別は問わない。保証対象業種はICTの融資対象業種に準ずる。

(2) 保証対象融資

中・長期ローン、オーバードラフト、保証状、パッキングクレジット、手形、小切手割引などの短期ローン。

(3) 担保

SICGFは借手には担保を要求しないかわり、銀行に対してその固定資産を担保とすることを約定させている。但し、銀行がSICGF保証でカバーできない貸付分について借手に担保を要求することは可能である。

(4) 保証範囲 (Guarantee coverage)

SICGFは担保でカバーし切れない融資額を保証する。その保証範囲は原則として担保不足分の80%までとされる。但し、政府の振興策に沿った優先案件については担保不足分の100%保証も認められる。

担保不足額の決定はSICGFではなく、貸し出す銀行側が行い、SICGFは銀行から申請のあった評価額に基づき保証審査を行う。

(5) 保証料

保証料として年率保証額の1.5%が必要。保証残額は毎年軽減するので年率は一定でも返済が進むにつれ実質的保証料は毎年減額されることになる。

(6) 借手の自己資金調達義務

S I C G Fを利用する者は必要資金の20%は自己資金で賄うことが要求されている。

〈現状〉

工業省に派遣されたJ I C A専門家の調査によれば、中小企業融資に意欲的な大手商業銀行ほど、本スキームの利用が多いようである。その理由として、優れた企業でありながら担保不足から資金繰りのつかない中小企業でも本スキームの利用で資金調達が可能となるし、銀行にとっても担保不足を心配せず中小企業向け融資を行えるということがあげられている。半面、申請、承認手続きが煩雑なうえ、実行まで時間がかかりすぎるし、不渡りとなってからの保証とりつけ手続きも遅いという意見も聞かれたようである。

85年11月からの営業開始以来の保証件数は88年2月末現在で156件、1億212万パーツで、うち128件、8,028万パーツが地方立地の案件、28件、2,184万パーツが首都圏のものである。87年下半年以降に急増している。

なおS I C G FではUSA I Dからの資金供与による地方企業向融資及び保証プロジェクトも予定されている。本プロジェクトの概要は次のとおり。

利用資格 地方立地のプロジェクトのみで首都圏6県を除く。

対象貸付 運転資金、その他。保証も行う。

貸付限度額は2.5百万パーツ。借手の固定資産額は5百万パーツ以下であること。

返済期限 半年間の据え置き後1年以上の返済とする。

融資対象事業の制限あり。

本スキームは1996年9月30日までの期限つきである。

基金額は8百万ドル、経費補助は年4万ドルが予定されている。

〈オフィスの現状とS I C G Fの今後の方向〉

S I C G Fの現職員数は19名、主要事務機器として、パソコン1台、複写機1台、タイプライター数台を保有するのみで、事務の機械化は極めて貧弱である。

保証枠は、目下のところ、基金総額の2億パーツ以内に制限されている。基金の2～3倍までの保証枠拡大も検討されているが、業務の安定的拡大には基金自体の増額が望まれる。S I C G Fは現在I F C Tの中の一基金に過ぎないが、5年の経験を経た後は、特別立法による法人化が検討される見通しである。

〈S I C G Fの問題点〉

(1) 営業コストを保証料および基金利息で賄っているため、営業資金が乏しい。このため、申請に対する選別は厳しくなり、デフォルトとなると思われる案件ははじかれがちであり、本当に保証を必要とする小規模企業への適用の道はとざされることになる。弱小企業への適用を積極化するには、営業実績拡大による収益拡大やさらにはMOFによる経営赤字補填措置の検討も必要になろう。

(2) 保証業務は商業銀行を通じて行われているが、商業銀行のスタッフ自体がまだ審査能力に欠けることが多い。当面、手続きに要する時間の短縮化を図り、顧客の開拓による営業収益を拡大するためには、自己スタッフによる審査や地方支店の開設も必要となろう。

(3) 現行の保証範囲は原則担保不足額の80%に限られているが、本スキームを商業銀行により一層積極的に利用させるには保証範囲を100%まで拡充することが望まれる。

(4) 中小企業への融資を目的とする同様な組織であるS I F Oの直接ローンが本スキームの適用対象とされていないため、相互の制度の有効性がせばめられている。制度間の連携を強める方法を検討する必要がある。

表 I - 2 - 25 S I C G F の信用保証承認概況 (88年2月現在)

利用金融機関	承認件数			保証金額 (1,000バーツ)
	首都圏	地方	計	
1. Bank of Ayudhaya Ltd.	0	1	1	400
2. The Bangkok Bank of Commercial Ltd.	0	0	0	0
3. Bangkok Bank Ltd.	6	21	27	17,910
4. Bangkok Metropolitan Bank Ltd.	1	0	1	400
5. The Bank of Asia Ltd.	0	3	3	1,360
6. First Bangkok City Bank Ltd.	0	1	1	800
7. The Industrial Finance Corporation of Thailand	7	40	47	26,579
8. Krung Thai Bank Ltd.	2	14	16	9,198
9. The Laem Thong Bank Ltd.	0	0	0	0
10. Nakornthon Bank Ltd.	0	1	1	1,200
11. The Siam Commercial Bank Ltd.	9	21	30	24,563
12. The Siam City Bank Ltd.	0	1	1	279
13. The Thai Danu Bank Ltd.	0	0	0	0
14. Thai Farmers Bank Ltd.	1	12	13	6,712
15. The Thai Military Bank Ltd.	2	11	13	10,663
16. The Union Bank of Bangkok Ltd.	0	2	2	2,060
合計	28	128	156	102,124
保証金額	21,841	80,283	102,124	

地域	承認件数		保証金額 (1,000バーツ)
	プロジェクト		
北部	51		28,398
東北部	19		9,183
南部	33		23,039
中央	25		19,663
	128		80,283
首都圏	28		21,841
平均	156		102,124
		655 (Bt'000)/Project	

首都圏 : Bangkok, Samut Prakan, Nonthaburi, Pathum Thani, Samut Sakhon and Nakhon Pathom

2-5 第3国の産業振興策との対比

2-5-1 韓国の産業振興策

韓国の産業振興策は、官主導による輸出志向工業化を強力に推進してきたという大きな特徴がある。朝鮮戦争後、50年代には他の発展途上国と同様、輸入代替工業化政策を開始したものの、国内市場の狭さという制約に直面し、輸出市場を狙った輸出志向工業化政策へと60年代初期には転ずることとなった。輸出を“成長のエンジン”として活用し、今日の経済成長をもたらしたという意味で、韓国の工業化は途上国の開発政策面で大きな影響を与えるものとみられる。

以下では韓国の工業化政策、産業振興策の足跡を、第1次～第6次の各次の経済開発5カ年計画（以下単に5カ年計画）の目標に即して概観してみよう。※1

(1) 50年代の工業化政策

韓国は、1950年から3年間にわたる朝鮮戦争によって工業化の基礎となる工業基盤は破壊された。また、戦前から北側朝鮮に工業が集中していたこともあり、南北分裂後、韓国には工業が少なく農業部門のみが存在していた。朝鮮戦争の被害の規模は、当時の韓国の国内総生産の2年分にも相当するといわれるほど壊滅的な打撃であった。韓国の工業化は、わずかに残された農業と軽工業に依存して開始されることになったのである。

50年代の工業化を推進したのは、米国からの援助がベースとなる※2。極東における反共の橋頭堡として、米韓相互安全保障協定が結ばれ、米国からPL480による援助物資（小麦、原糖、原綿）が大量に韓国に投入される。これら援助をもとに、製粉、精糖、繊維のいわゆる「三白産業」がこの時期に繁栄する。しかし、こうした三白産業を中心とする工業化も長続きはしなかった。狭小な国内市場はまたたく間に充足され、50年代末には過剰設備投資が顕在化する。

さらに60年代になると米国の対韓援助も無償から借款援助へと切り換わり、これまでの対米援助依存から脱却することが必要とされた。

61年5月16日の軍事クーデターで登場した朴政権は、この後79年に暗殺で倒れるまで、首尾一貫した政府主導による工業化政策を採用する。朴政権の目指す経済開発の方向が、「輸出志向工業化政策」であった。

※1 韓国の工業化計画については以下の文献を参考とした。

- ① アジア経済研究所 韓国の工業化発展の構図
- ② “ アジア諸国の現地化政策 第7章
- ③ 渡辺利夫 韓国ヴェンチャー・キャピタリズム

※2 この時期の米国からの援助は、61年までで30億ドル以上にも達している。

この政策は、韓国に豊富に存在する低賃金労働力を利用して、労働集約的な製品を輸出市場で販売し、工業化を推進するというものである。こうした政策の当時の背景として①韓国は過剰人口を抱える農村地域が主体で、工業化のための資本財は先進国から輸入せねばならない。輸入のためには輸出によって外貨を獲得せねばならないが、輸出しうる商品は労働集約的な軽工業品しかない②60年代の世界経済は「同時的拡大」の時代で、輸出環境は良かった。先進国では急激な産業構造の転換が起っており、このため労働集約的な産業は先進国で衰退しつつあり、この分野に韓国の進出は可能であった一などが指摘される。

このようにして朴政権の下で経済開発5カ年計画が開始された。

(2) 第1次経済開発5カ年計画(1962~66)

第1次5カ年計画では、社会的、経済的悪循環の是正、自立経済達成の基盤構築を基本目標とし、エネルギーの確保、社会間接資本の拡充、基幹産業の建設、輸出増大による国際収支改善などを重点目標として掲げた。

しかし、国内貯蓄も少なく積極的な外資導入が図られたが、結果は不調であった。また62年の通貨改革に伴う混乱も加わり、計画は2年目にして行きづまり、3年目からは目標値の下方修正が行われた。この下方修正の過程で、輸出入リンク制度の強化、輸出金融金利の引き下げ、韓国貿易振興公社(KOTRA)設置などの輸出志向への傾向が強まる。

例えば民間主体の輸出産業を育成すべく、輸出所得税減免、特別償却といった優遇税制や輸入関税の免除、政府特別融資なども行っている。

この期間中に輸出は62年の5500万ドルから66年には2億5400万ドルと5倍近くも増大する。輸出商品は繊維・雑貨などの軽工業品が中心となる。

なお、第1次計画において外貨不足を打開する契機として①対日請求権資金の等入(無償、有償資金供与※、65年の日韓国交正常化により実現)②ベトナム戦争への韓国軍の派兵により、1億5000万ドルの借款導入に成功、ベトナム特需一などもあったと指摘されている。

第1次計画において明確となる輸出志向型開発戦略は、きわめて政治的リスクの高いものでもあった。これは、1つには投資資金を外国資本に依存することによりまかなわねばならず、62年の全投資額の83%もが外国資本によるものであった。また、65年央までは、50年代から累積していた外国からのローンを、輸出所得によって返済する見通しは全くたっていないかった。朴大統領が、62年12月以降、政府高官と財界リーダーとで構成される「輸出促進のための拡大委員会」で自ら座長をつとめ、輸出振興の先頭に立ったのも当然であった。

※ 66年から10年にわたり有償2億ドル、無償3億ドル供与

(3) 第2次経済開発5カ年計画（1967-71年）

第2次計画では産業構造の近代化に向けての重化学工業化の推進，輸出増大と輸入代替の促進による国際収支の改善，雇用の増大などが図られた。

この間政府は育成すべき重点産業を選定し，具体的振興・育成策を制定した。これは(1)石油化学育成法（66年），(2)造船工業振興法（67年），(3)機械工業振興法（67年）(4)電子工業振興法（69年）(5)鉄鋼工業振興法（70年）(6)非鉄金属製錬事業法（71年）の6業種である。この業種の選定基準としては①外貨獲得率の高さと産業としての開発可能性，②他産業との連関効果と雇用創出効果③産業としての基幹性などが重視された。

具体的な育成策としては，政府が参入企業を許可制にし，税制，金融（振興基金の設置）面での特別優遇措置を定めた。

さらにインフラ整備の一環として，工業団地の造成に着手し，輸出産業工業団地開発法（64年），輸出・自由地域設置法（70年），産業基地開発促進法（73年）を制定する。10数カ所の大規模工業団地に集中されたため，工業化推進面では効率的ではあったが，韓国の南東部の海岸地帯に集中する結果となり，労働者の移動に伴う住宅整備などのコストは大きかった。

69年には台湾の高雄輸出加工区をモデルとした馬山自由地域が創設されている。

第2次期間中に高速道路網（京釜高速道路，京仁高速道路）の整備や総合製鉄所計画も推進された。総合製鉄所建設計画は，米，独，英，伊などの製鉄会社から成る「韓国総合製鉄会社設立借款団」（K I S A）が66年12月に結成されたが，米，独が経済性が低いという理由で参加を拒否し，一時暗礁に乗りあげた。しかしこれも日本の協力によって70年4月ようやく着工され，70年代の重化学工業化の進展をもたらすこととなる。

(4) 第3次経済開発5カ年計画（1972年～76年）

第3次計画では本格的な重化学工業化に向けての産業構造の高度化が図られる。このためいくつかの重要な法令が制定されている。例えば，73年には66年8月に制定された外資導入法が改正され，外資導入が工業化の柱の1つに位置付けられる。

さらに重化学工業化のための金融関係諸機関が設立される。国民投資基金（76年），韓国土地金庫（75年），韓国輸出入銀行（76年），などが続々と設けられ，貸付け金利の優遇，利子補給が実施され，重化学工業のためのインセンティブ供与が強化された。

繊維，はき物など労働集約的業種から，石油化学，造船，鉄鋼などの資本財の輸入代替業種が重点産業に指定される。

本計画2年目の73年に第1次石油危機が発生したため外貨不足に陥るが、これを中東の建設事業やたくみな輸出市場の選定などで乗り切る。しかし石油危機は、韓国の従来の過度の輸出促進的政府助成による開発戦略の変更をもたらす。資本財や中間財などの輸入代替による重化学工業化を促すとともに、直接的輸出インセンティブ（税制、優遇金利）にかわり、輸出促進的為替レート、輸出加工区、輸出型外国企業誘致といった間接的インセンティブを重視するようになる。

この期間中には、浦項総合製鉄所の完成、現代自動車による「ポニー」の生産開始、現代造船の26万トンタンカー建造などに象徴される重化学工業化が進展する。

(5) 第4次経済開発5カ年計画（1977年～81年）

第4次計画では、産業構造の高度化、技術革新を重点目標とし、消費財の量的拡大から、高級化への移行、重化学工業化率の引き上げを目指して機械産業の国産化率を設定した。

72年11月に朴大統領は80年には100億ドルの輸出を達成すると目標を提示していたが、77年には10億ドル輸出目標を達成してしまう。「西独が10億ドルから100億ドルになるまで11年、日本も16年を要したのに対し、韓国は7年でなしとげた」と77年12月22日のソウルでの大祝賀会で朴大統領は演説したのである。

しかし、第4次計画は、韓国が長期計画に着手して以来、初めて目標値を大幅に下回る結果となる（表Ⅲ・2-21）。第2次石油危機の発生、先進国の低成長、保護主義化、それにこれまでリーダーシップを発揮してきた朴大統領の暗殺などといった背景がある。さらに過去の韓国の急速な工業化がもたらしたひずみがこの時期に顕在化したこともある。政府が強力に推進してきた重化学工業化が財閥中心に進められた結果、中小企業の育成が遅れ、このため資本財、中間財輸入の増大によって貿易赤字が恒常化してしまう。またインフレによる賃金上昇によって労働集約商品は比較優位を失い、後発途上国の追い上げにあうようになった。

また、80年から財閥企業の整理と重工業企業の統廃合など重化学部門の調整が始まったが、これは経済界に混乱を与え、経済活動は萎縮した。

(6) 第5次経済開発5カ年計画（1982年～86年）

第4次計画の過程で露呈した韓国経済のひずみを是正し、経済の量的拡大から質的な充実をめざし、①安定、②能率、③均衡が基本目標とされた。量的拡大戦略は、たしかに短期間で高成長を達成するには効率的であった。しかし、通貨供給量の増大、貯蓄率の低下などをもたらす、国際競争力を低下させ、国際収支の赤字をもたらすことにもなった。また、所得階層間の格差増大や地域間のアンバランスを生ずることにもなった。

このような問題点の克服を目指して第5次計画はスタートしたが、82年を境として、インフレも鎮静化し、通貨をバスケット方式による変動相場制に移行（80年）、対ドルレートも徐々に切り下がっ

ていく。

81年以降の開発戦略は①物価の安定②市場の開放③バランスのとれた経済成長をめざす点に特徴があった。物価安定は金融引締め策と緊縮財政、賃金抑制によって達成が図られた。市場開放策も81年に経済企画院の中に公正取引委員会が設立され、独占規制、公正取引に関する法律が制定されて以来推進され、輸入自由化品目率も79年の68.2%から82年74.7%、86年には91.5%へと急速に推進された。外国投資が可能な業種も年々拡大されてきている。③については工業の地方への分散、所得の公平な分配などが図られたが、必ずしも満足のゆく結果とはなっていない。

第5次計画の後半、85年秋以降の「三低有利」現象は、韓国の経済成長と輸出にとっては極めて明るい材料だった。石油・一次産品価格下落による物価の安定、経常収支の改善とくに86年には経常収支黒字46億ドルを計上しており、対外債務残高も減少（85年末468億ドル→86年末445億ドル）したことは、この計画期間中の画期的事項として指摘される。

韓国の経済開発5カ年計約と実績

	単 位	第1次計画 (1962~66年)		第2次計画 (1967~71年)		第3次計画 (1972~76年)		第4次計画 (1977~81年)		第5次計画 (1982~86年)	
		計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績
経 済 成 長 率	%	7.1	8.5	7.0	9.7	8.6	10.1	9.2	5.5	7.0	8.7
人 口 増 加 率	%	2.81	2.75	2.20	2.24	1.5	1.7	1.59	1.55	1.6	1.4
1 人 当 り 國 民 総 生 産(1)	ウオン	11,126	13,153	36,069	45,197	123,951	132,748	732,000	1,095,000	1,335,000	2,024,000
	ドル	—	307	—	437	—	650	1,512	1,607	2,229	2,296
投 資 率	%	22.6	15.1	19.0	26.4	24.9	27.8	26.2	35.5	28.4	30.3
國 民 貯 蓄 率	%	9.2	6.1	11.6	13.1	19.5	18.2	21.2	23.9	26.1	27.1
海 外 貯 蓄 率	%	13.4	8.8	7.5	12.9	5.4	9.8	2.0	11.2	2.1	3.2
産 業 構 造											
農 林 ・ 水 産 業(1)	%	34.0	31.7	34.0	28.8	22.4	24.0	18.5	19.6	14.9	—
工 業(1)	%	27.2	25.7	26.8	20.9	27.9	29.5	40.9	31.3	32.7	—
社 会 間 接 資 本, そ の 他 (1)	%	38.8	42.6	39.2	50.3	49.7	46.5	40.6	49.1	52.4	—
経 常 収 支(1)	経常,100万ドル	-246.6	-250.6	-85.8	-847.5	—	311	1,172	-4,436	400	4,617
輸 出(1)	"	137.5	253.7	550	1,132	3,510	7,815	20,242	20,881	35,700	34,715
輸 入(1)	"	492.3	673.2	894	2,178	3,983	8,405	18,872	24,299	35,100	31,584
輸 出 依 存 度(1)	%	—	10.3	—	15.3	—	30.9	—	38.1	—	43.3
GDPデフレクター上昇率(2)	%	—	15.4	—	13.4	—	21.0	—	19.9	—	4.1

(注) (1)各計画期最終年度の数值

(2)平均値

(原資料) 全 國 経 済 人 連 合 会 「 韓 国 経 済 開 発 概 観 」 : 経 済 企 画 院 「 主 要 経 済 指 標 」 , 1986年 : I M F , I n t e r n a t i o n a l F i n a n c i a l S t a t i s t i c s . 1986 .

(出所) アジア経済研究所「韓国の工業化」

(7) 第6次経済開発5カ年計画（1987-91年）

第1～第4次に至る5カ年計画では経済のパイを拡大することに専ら力点が置かれ、その後、これに伴う種々のひずみが顕在化する。第5次計画ではこれらのひずみの是正がポイントとなったが、第6次計画では「国際収支黒字基調の定着」などの「自立成長基盤の造成」に力点が置かれている。

第6次計画の主要政策としては以下の6点があげられている。

- (1) 雇用機会拡大のための適正成長の継続
- (2) 国際収支黒字基調の定着と外貨負担の緩和
- (3) 産業構造調和の促進と技術立国の実現
- (4) 地域間の均衡発展と地方経済の活性化
- (5) 国民福祉の増進と衡平化の促進
- (6) 市場経済秩序の活性化と政府機能の再定立

第6次計画を実現してゆくうえで現下の国際情勢にはきびしいものがある。米国の保護主義化と韓国への市場開放圧力、通貨切り上げの圧力、後発途上国からの追い上げも急ピッチで進行している。これまで過度に進行してきた輸出依存体質を是正するにはしばらく時間がかかろう。

また、国際収支改善も、「三低」という外的要因によるもので、この状況がいつまでも続くという保証はない。中間財、部品の供給を行う中小企業の育成によって経済基盤の強化を図ることも必要となろう。

輸出商品の高度化を図り、後発途上国との競争を克服するには、先端技術に関する技術移転や研究開発能力を強化することが肝要となる。このため、第6次計画では、GNPに占める科学技術投資比率は、85年の1.7%から91年には2.5%に増大するとみている（表Ⅲ・2-22）

これまで韓国の経済発展を支えてきた財閥の企業経営も転機をむかえている。第1には財閥トップの世代交代が進みつつあること。第2には韓国経済の中で財閥の占める比重が大きくなりすぎ、独占状況に関する批判も高まっていること。第3には産業構造の高度化を進めるうえで「少品種大量生産」から「多品種少量生産」へのシフトが求められるようになり、財閥のトップダウン式経営、情報集中などの経営様式がどこまで通用するかといった点である。

第6次計画計画の実現は、外的国際経済・政治状況に左右される面が強いとみられるが、韓国の自立的経済基盤が確立され、先進国経済への仲間入りが可能となるかどうかの重要な時期にもあたっている。

韓国の第6次計画の経済社会指標

	単 位	1985	1986 (展望)	1991 (展望)
総 人 口	1,000人	41,056	41,569	44,094
国民総生産	経常, 億ドル	831	920	1,660
GNP成長率	実質, %	5.1	9.0	7.0
1人当りのGNP	ドル	2,032	2,200	3,800
産 業 構 造	} 経常, %	100.0	100.0	100.0
農 林 漁 業		14.3	13.1	10.9
鉱 工 業		30.6	30.1	32.9
(製造業)		29.1	28.7	31.8
S O Cその他		55.0	56.8	56.2
総 投 資 率	} %	31.2	29.8	31.0
(固定投資率)		30.6	30.9	30.5
国内貯蓄率		28.4	30.6	33.0
海外貯蓄率		3.1	-0.8	-2.0
経 常 収 支	} 億ドル	-9	20	40
貿 易 収 支		0	25	48
輸 出		264	317	544
輸 入		264	292	496
総 外 債		468	475	461
純 外 債		355	357	237
平均寿命 (男)	} 歳	64.9	65.3	67.3
(女)		71.3	71.8	73.9
上水道普及率	} %	67.0	70.0	80.0
道路舗装率		49.8	54.0	70.0
(地方道)		(29.1)	(38.0)	(60.0)
電話普及率	台/100人	15.8	18.0	26.0
住宅普及率	} %	69.9	70.1	71.5
医療保障受惠率		53.0	56.7	100.0
年金受惠率		9.2	9.3	58.5
大学進学率		49.3	48.9	45.2
GNPに占める 科学技術投資		1.7	2.0	2.5

(出所) アジア経済研究所 「韓国の工業化」

(8) 韓国の産業政策の特徴

以上みた通り、韓国の産業政策、工業化政策には、まず第1に官主導で進められたという特徴が指摘できる。第2には輸出をベースにした経済開発を目指し、輸出企業に対して手厚い優遇措置を与えたこと。第3には工業化に必要な資本を、外国からの借款や直接投資に依存したことがある。第4には、経済開発のモデルとして日本を念頭に置き、日本での諸制度を模倣した機構を作り、政策もまた類似したものを導入している。例えば輸出振興機関としてJETROに類似した韓国輸出振興公社(KOTRA)を設立したことなどに表れている。

韓国の産業振興策として有効に働いたのは金融制度であったとみられる。限られた資金の配分を官主導で誘導することによって第1次計画以降の各次計画を推進してきた。韓国の政府系金融機関は各次経済開発計画の重点政策に対する資金の配分を担当し、実行してきた。

輸出金融については、通常金利よりも大幅に低い金利の適用など優遇措置がとられていたが※、とくに第2次計画以後は、個別重点育成産業ごとに資本財、原材料の輸入、税制などについて優遇育成措置がとられた。前述した重点産業、たとえば「機械工業振興法」(67年)にもとづく「機械工業育成資金」の設置など資金面で各産業別に振興策がとられた。また工業団地造成資金、石油化学工業建設資金など重化学工業化のための融資制度を拡充していた。

第3次計画期には「国民投資基金」を作り、重化学工業と輸出向けの長期資本供給の拡大を図った。

韓国の金融の特徴として、非制度的金融である「私債」の存在がある。私債とは個人や企業の余裕資金が銀行などの制度的金融機関に向けられず、手形の買付けや企業への直接貸付けに回され、高利の実勢金利を得ようとする金融のことである。私債金利は月利4～6%にも及ぶが、政策金融の恩典を受けられない中小企業や財閥傘下企業ですら私債に依存するのが一般的である。

また、韓国には「契」と呼ばれる相互扶助金融の習慣もあり、この「契」で集められた資金が金融ブローカーを介して私債市場で高利運用されている。81年の調査では、韓国民の家計貯蓄の64%が私債や契などの私金融市場に流れているとされる。

こうした民衆の「アングラ」金融市場が大きいために、韓国の国内貯蓄は26.5%(84年)と、台湾の30.5%、日本の31.6%と比べて今なお低い状況にある。

韓国の経済開発を資本面で支えてきたのが、外国からの借金によるものであったという背景には韓国内の非制度的要因があったためである。外国からの借り入れに依存しない自立的金融制度の確立には、国民の貯蓄をいかに金融機関に集中できるかも重要なポイントとなろう。

第3次計画の重化学工業化政策を推進するうえでは税制上のインセンティブ供与も効果があったとみ

※ 低利融資の果たした役割は大きいとみられる。例えば1965年には商業貸付金利が26%だったのに、輸出企業は6.5%の低利で必要資金の78%まで借入れできたとされる。

られる。たとえば、石油化学、造船などの重点育成産業に投資を行った企業には、法人税と所得税が3年にわたって完全に免除され、その後の2年間は50%免除される。また、投資した企業に対して8%（国産機械設備の場合は10%）の投資信用か、あるいは100%の特別減価償却許可のいずれかが与えられた（74年）。

このような、金融、税制面でのインセンティブが、韓国の財閥の民間活力を刺激し、民間投資と経済発展の好循環をもたらしたものといえよう。また、韓国の国民が子弟の教育に熱心であり、良質の労働力が豊富に利用可能だったことも、韓国内で産業振興策が推進される基礎的要件として指摘できる。

今後の韓国の産業政策は、先端技術やエンジニアリング関連技術を育成、強化し、国際競争力を付ける方向にむかうものとみられる。米国からの市場開放の圧力も強まり、後発途上国の追い上げも加わっている中で、韓国の産業政策も自由化を推進し、先進国の仲間入りを目指すという新たな課題に取り組むことが迫られている。

2-5-2 台湾における産業政策

1(1) 産業政策の変遷

〈産業政策の出発点〉

台湾の工業化は、戦前の日本統治時代に建設された、日本独占資本および日本人中小企業の産業設備、インフラストラクチャーの国有化による国家資本独占体制からスタートしている。産業・企業の再建から出発する形となっているため、旧設備の復旧から生産拡充へと移行するのは容易に実現できたといえる。主要工業品の生産は1952年頃にはおおむね戦前の最高水準をも上回る体勢に入っている。

また、台湾の産業政策、工業化戦略の基本土台となったのが、1949年に断行された通貨改革と、49年から53年にかけて実施された農地改革およびこの時期に流入してきた大陸資本の存在があげられる。

建国当時の台湾は600万人の人口のうえに200万人にのぼる大陸流入者を抱え、人口急増による雇用問題や日本との経済関係が断ち切られたことによる経済活動の停滞、物価上昇という厳しい事態に直面していた。こうした事態に対し政府のとった姿勢が、ひとつは財政・金融政策に依存しない貨幣的均衡主義を目指した通貨改革であり、他方が、国民党政権が台湾における政治的基礎を固めるため実施した、土着地主階層の解体を狙った農地改革であった。

通貨改革により、台湾政府の経済に中立的な財政・金融政策の基本的姿勢が形成され、以後比較的安定した物価の維持、健全な貯蓄—投資メカニズムの育成に結びつくことになった。また、農地改革による農地徴収の代償として、官僚経営の難しい農林、鉱工関係の中小企業や代償の不足分を捕う形でセメントと製紙の大型企業が地主層に払い下げられた。これにより従来の地主資本が商工業資本へと転換していった。また、紡績資本を中心とする大陸からの企業、資本の流入もその後の民間資本発展に大きく寄与することになった。この二つの資本の流れが巨大な国家資本独占体制を崩し、民間資本の成長をもたらすと同時に、台湾経済全体の成長に大きな役割を果たすことになった。

〈発展過程と政策重点の推移〉

通貨改革によるインフレの鎮静、画期的な土地改革の成功、さらに米国からの援助の有効な運用によって戦後の復興も着実な成果をみせ、53年には農工業生産も戦前の水準を回復した。政府の経済開発計画は53年からスタートしているが、その計画の経緯を概観すると、第1次経済建設4カ年計画（53～56年）、第2次計画（57～60年）の50年代は輸入代替工業化の時期、第3次計画（61～64年）から第4次計画（65～68年）、第5次計画（69～72年）の60年代は輸出志向工業化の時期、そして第6次計画（76～81年）以降の70年代は重化学工業化、80年代が産業高度化志向の時期として位置づけられよう。

(2) 50年代の産業政策（53～60年）—輸入代替工業化の着手—

この期は「工業をもって農業を培養し、農業をもって工業を發展させる」のスローガンにみられ

るように農業を基軸とする産業政策がとられた。経済はなお十分に回復していないとの立場から経済計画の主目標は、消費財を中心とする輸入代替工業を発展させ、民生物資の充足を行い、物価の安定を図ること及び国際収支の改善に力点が置かれた。具体的施策として次のような措置がとられている。

- a. 工業基盤としての電力分野と米・砂糖の増産・輸出増と肥料の輸入依存体質改善のため農業基盤としての肥料生産に資本の重点配分を行う。
- b. その財源として国内貯蓄と輸出収入をあて、不足分を米国の経済援助でまかなう
- c. 外貨を効率的に使用するため、米国からの援助による外貨で調達する商品群と、手持外貨を使って輸入する商品群を明確に区別する必要物資の総合輸入計画の制定
- d. 回復しつつある国内産業保護のための高関税政策の導入。必需品の輸入についてのみ例外的な低税率適用。
- e. 以上の目的を達成するため、輸入許可品目、輸入ライセンス制に代表される厳格な輸入規制の実施。この管理システムのなかで、輸入禁止、輸入制限、輸入先制限や輸入用途の制限が行われた。
- f. 複数の為替レート設定による通貨管理。適用レートの如何によって、必需品は低廉価格維持、他方、不要不急品は高価格化され輸入の選別が図られた。

53年から61年までの間、台湾経済には為替レートの過大評価、比較的高いインフレ率、財政収支の拡大といった輸入代替期特有の現象もみられたが、2度にわたる経済計画の下で7%を越す好調な経済成長を記録している。

50年代から60年代前半にかけては、充分成長していない企業経営者にかわって金融部門をはじめ産業のあらゆる分野で公営企業の役割が大きな役割を占めた。しかし、この間に大陸資本、土着の新興資本からなる民間資本の資本蓄積も着実に進展し、60年代の輸出志向型に転ずる前に労働集約的加工製品の発展基盤が生まれていた。

(3) 60年代の産業政策—輸出工業化への転換—

50年代末期になると、輸入代替工業の発展にともなって繊維、農産物加工品などの工業製品の生産量が飛躍的に拡大した。58年には国内市場も飽和状態に達したため、民間企業の目は海外に向けられるようになった。政府にも持続性ある工業の発展と経済成長のためには海外市場に活路を求めるほかはないとの認識が広まっていた。

50年代末期から60年代初めの経済環境として次のようなことがあげられる。

- ① 1億ドルを越す国際収支の恒常的赤字
- ② 米国の経済援助が贈与から貸付方式に切り換えられるなど、減少、打ち切りの兆候がみられ、自力更生型への政策転換が急務であった。
- ③ 輸入総額に占める資本設備 原材料の割合が90%以上に達していたこと。これらの輸入品が

経済発展に不可欠なため輸入規制も困難であり、国際収支の改善には輸出振興を図る必要があった。

- ④ 公営基幹産業の整備、企業成長が進んだうえ、農業生産性の上昇による過剰農村労働力の発生など工業部門発展の土壌ができつつあった。また、内陸、国際港の輸送網の整備が進み、輸出への条件が整ってきていた。

60年代における第3、4、5次4カ年経済建設計画は、このように輸出志向工業発展の基盤が整った時期に位置づけられるものとなっている。まず、対内的には軍事費負担の増大に歯止めをかける財政政策と輸入自由化や輸出を阻止してきた為替レートの複式制度や過大評価を是正する貿易改革を実施した。金利の実勢化も図られた。対外的にも積極的な外資導入制度に乗り出した。

輸出工業化の具体的手段として、関税、輸入管理、為替といった各政策に一層の整合性と機動性が求められることになり、それはさらに国内諸制度の整備の促進へとつながっていくことになった。

まず、全般的な高関税体制が見直され、段階的な関税率引き下げが始まり、輸入の自由化が急速に進められた。輸出振興のため、投資奨励条例、外人投資条例、技術提携条例が制定され、生産・投資への課税面での優遇策が採用された。65年には高雄輸出加工区が創設され、積極的な外資誘致が図られた。保税工場、倉庫制度も設けられた。

輸出の上位は外資系多国籍企業が占めたが、地場の中小輸出企業も外国や華僑の貿易商社ネットワークを利用した輸出を行い、輸出に占める比重を高めていった。中小貿易商社の合併や外資との合併による商社育成も試みられたが、総合商社は生まれにくかった。

(4) 70年代の産業政策－柔軟な重化学工業化への道－

第3、4、5次経済建設計画のもとで外資導入による輸出加工型工業が発展し、それにとまって輸出も急伸し、台湾経済は飛躍的な成長を遂げた。しかし、その輸出志向工業も軽工業品への偏りや、輸出加工用の中間材料、機械設備を輸入に依存するなどの脆弱性を抱えたものであった。こうした体質改善のため、第2次輸入代替工業政策ともいうべき重化学工業政策が指向されることになった。73年に開始された第6次計画ではもっぱら重化学工業の振興に重点がおかれることになった。

第6次計画と併行するように、インフラ整備のため「10大建設」計画（74-79年）もスタートした。第6次計画自体はオイルショックによる世界不況の影響で3年で頓挫したが、「10大建設」計画は続行され、国営企業の生産規模拡大と産業のインフラ整備が進められた。同計画では中国鋼鉄、中国製造、中国石油の3大公営企業を発足させ、鉄鋼・造船・石油化学部門の育成が図られた。しかし、残り7つのプロジェクトは高速道路、鉄道、航空・港湾などの社会基盤整備に向けられており、重化学工業部門への投資は同計画全体で約20%を占めるにとどまっている。

オイルショックによって表面化した台湾経済の弱点を克服し、経済の近代化を達成するため、第6次計画にかえて経済建設6カ年計画（76-81年）の中期計画が策定された。同計画では前述の10

大建設を中心とする社会資本の整備と農業振興を重点課題としている。

10大建設計画終了後の79年からは、「12大項目建設」計画（79—83年）が着手されているが、これも6項目までが道路・鉄道整備に向けられ、産業関連は中国鋼鉄の年粗鋼、生産の引き上げのみで、もっぱら農業基盤再整備、新都市開発計画など、農業振興、社会福祉に目を向けたものとなっている。

いずれも、重化学工業プロジェクト自体が少なく、資本も大半を国内でまかなうなど、2度にわたるオイルショックに柔軟な対応を示している。早急な重化学工業化への道より安定した経済路線を選択したといえる。と同時に、原子力発電の充実でエネルギー政策を練り直すとともに、労働集約部門・エネルギー多消費部門から技術集約型・省エネ型産業への移行が強く意識されるようになった。

民間資本の充実、発展につれ、公営企業は民間企業の活動を側面から支える役割へと移行している。特に70年代後半以後の重化学工業化では、大きな資本投資を必要とする基幹産業部門を巨大な公営企業が担当し、民間が川下部門を占める形態ができあがっていった。

(5) 80年代の産業政策—産業高度化への道—

台湾における工業化の中心産業は労働集約型加工業であるが、労働力需給関係の変化、賃金上昇により、労働集約型産業の国際的優位性は70年代末から急速に失われてきている。重化学工業も石油化学部門で成果をあげたほかは、さほどの成果をみせていないため、新しいハイテク産業に重点がおかれるようになってきた。

80～89年を計画期間として建設10カ年計画が打ち出されている。同計画では、「高度の技術工業、科学技術分野の人材育成、工業技術の研究開発推進」を最重点課題として、省エネルギー・技術集約型産業への転換を図り、中進国から先進国への飛躍を目指している。

重点がおかれている産業は、エレクトロニクス、自動車産業、機械産業などである。これらは戦略性工業に指定され、企業利益の内部留保の増額、投資税控除、長期低利融資などのインセンティブが与えられている。エレクトロニクスでは、半導体材料やセンサー、コンピュータ周辺機器やプリンター、自動車産業では自動車部品、機械産業においては自販機、ミシン、組み合わせ工作機といったように、多品種少量生産型、特殊型で、部品・素材などを重視したものとなっている。

台湾の産業高度化のテンポは比較的穏やかなものとなっている。この背景として、川上部門を巨大な公営企業が狙い、民間が川下、特に小規模な軽工業企業品生産にとどまってきた産業組織形態があげられる。中小規模の民間企業には資金力の面でも研究開発費の支出や新規分野への進出意欲は期待しにくい。産業高度化の一翼を担うはずの公営企業も、効率性の問題が生じており、高度化のテンポは穏やかなものとならざるをえない状況である。

台湾政府は当面の経済情勢の打開のため、為替・貿易管理の自由化、産業保護政策の緩和を進めている。また、台湾を加工生産基地として開放を進め、国際貿易・金融センターを形成する意向で

もある。

(6) その他の特徴

① 官民の二重資本構造

台湾経済では基幹産業と金融期間は国家が掌握し、産業と金融の管理を行い、政府主導のもとで工業化を推進してきた。

これに対し、輸出を伸ばし、成長を推し進めてきた担い手は民間企業である。そのなかでも中小企業が重要な役割を果たしてきた。外資・輸出主導型工業化が急成長した60年代後半から官民企業の生産額構成は逆転し、70年央以降民営の生産額は80%を超えている。

② 輸出を担う中小企業群

60年代後半から70年代前半までの高度成長期に500人未満の民間中小企業層が大幅に伸び、台湾の生産額の50%を占めるように至ったうえ、企業売上額に占める輸出比率は、中小企業では、2/3前後と高い比率に達している。

③ 民生の重視

台湾の経済開発は「民生」が意識されたものとなってきた。経済計画では農村を含めたインフラ整備が重視され、教育、医療保険、福祉、環境整備などへの配慮が払われてきた。重化学工業化を進めた時期にも、工業化と民生の充実のバランスが図られていた。

労工保険（労災補償、健康保険、年金）の導入は50年で、55年には一定規模以上の事業所への適用が義務づけられている。

参考文献

「台湾経済のANICSとしての新展開」 財交協 61. 3

ジェトロセンサー

「21世紀に向かうアジアNICs」86. 11月号

「アジア新興業化の展望」

Ⅲ 東アジア新興工業国としての台湾経済

劉 進慶 東大出版会

2-5-3 日本の産業振興策

(1) 日本の産業政策の変遷

〈復興期（40年代）〉

1940年代後半から50年代にかけての政策的課題は経済の復興にあった。壊滅した経済を再建するため、電力、石炭、鉄鋼などの基幹産業の復興に力点が置かれ、原材料、資金、外貨などの限られた資源をこれらの部門に優先的に配分する政策が採られた。資材割当、金融融資、価格統制などが行われた。中小企業振興を鮮明にするため、中小企業庁もこの時期に設置され、中小企業近代化、金融政策と組織化政策による高度化政策、経営診断という今日まで引き継がれている中小企業政策の原形が生まれた。

〈産業合理化復興期（50年代）〉

日本経済の復興は1950年代半ばまでにほぼ完了し、産業政策の重点も輸出振興と産業合理化を通じた日本経済の自立に移されていった。

1949年に従来の商工省から改組、発足した通産省は、通商関係の部局を中核にし、物資の生産を所管する部局も輸出品の生産担当局としての役割を明確にすることで、生産と貿易を一体化した通商第一主義の立場をとった。また、輸出振興には、生産増強とならんで、産業合理化によるコスト引下げおよび品質の向上が不可欠であるが、同省は通商の振興につながる産業合理化政策を総合的に立案、実施する部局を設け、設備改善、技術水準工場という産業合理化による輸出振興という政策を明確化した。一方で1950年には1ドル=360円の単一為替レートが設定されている。

同時に、政府は産業合理化に関する基本方針を決定した。この決定では、国産品の価格を国際価格に近づけることを目標とし、政府は将来の産業構造からみた各産業の指導方針を確立し、企業合理化の指導、推進を行うこととされた。さらに、このような合理化を実施するうえで必要な審議を行うため諮問機関として31部会よりなる産業合理化審議会も設置された。

同審議会の資本蓄積の必要性を強調する答申に対応する形で、企業資本充実のため、資産の再評価、貸倒準備金などの準備金・引当金の創設、輸出所得の特別控除などの租税の特別減免、特別償却制度などの優遇税制措置が50年代前半からとられた。

こうした優遇税制で企業の資本蓄積を内部から推進させる一方、日本開発銀行を中心とする財政投融资を拡大させ外部からの資本蓄積支援を行った。

1950年の外資法制定以来、外資借款、技術導入も進み企業の合理化、技術の発展に大きな役割を果たした。重要機械類の輸入免税制度も技術導入促進に大きく寄与した。

〈高度成長期（60年代）〉

60年代は、日本が貿易・資本の自由化により、国際社会の一員として開放経済への移行を進め、その課程で高度経済成長を遂げた時期である。この期間の産業政策の目標としては、経済成長を阻害する国際収支面からの制約を克服することに置かれ、重化学工業を中心に国際競争力の強化が図られた。

産業全般に対しては直接的介入を行わず、方向性を示して企業を誘導する官民協調方式を進める一方、機械工業、電子工業などの重要部門では産業立法を行い生産構造の近代化を図る保護・育成政策を講じた。

「機械工業振興臨時措置法」では金型など同法の適用をうける「特定機械」を指定し、合理化計画、資金融資などを進めた。

〈安定成長期（70年代以降）〉

高度成長が定着し、欧州諸国中位程度の所得水準に達した70年代には、高度成長・重化学工業化に伴うひずみが次第に顕著になってきた。こうした社会状況の変化と、米国の新政策で実施された金とドルの交換性停止、輸入課徴金導入とその後の円切り上げや石油危機により、70年代の日本の経済運営も大きな転換をみせた。

それまでの輸出競争力の強化に代わって、対外均衡の達成が重視されるようになり、輸入や資本自由化が促進された。石油危機を契機とした成長率の低下に伴い、産業構造業も合理化、付加価値化など様々な変化を求められることになった。

こうした状況での産業政策も政府の政策目標を産業構造や国際関係の変化の方向についてのビジョンとしてとりまとめ、企業行動をその方向に誘導する手段が重要性を増してきた。70年代の基本理念は、国民のニーズの変化に対応した「知識集約化」で、研究開発産業、高度組立産業、ファッション産業、知識産業など知識集約産業への転換が図られた。

80年代に入り、日本の世界経済における役割が増大するとともに、産業構造も輸出依存型から国際分業型への転換が進んでいる。国産技術が欧米水準に達し、技術導入のみでは将来の発展が図れないとの判断から、産業政策も70年代の知識集約化からさらに進め、自主技術開発を基礎に技術集約化、知的労働化へ誘導するものとなっている。同時に、これまで蓄積されてきた生産技術、ノウハウを資本とともに海外へ供給し、世界経済の発展、活性化に生かす方向へ向けられている。

2. 日本の産業政策の特色

(1) 組織

日本の産業政策の意思決定過程で重要な役割を担っているのは、行政側では、①1930年頃にスタートした産業、業種別担当局（原局）、②省庁内の調整にあたる部局であり、民間側ではさまざまな業界団体である。また、政策上の重要事項については、産業界、官界からのメンバーで構成された審議

会に意見を諮問し、その答申に基づいて政策を決定する方式がとられている。

原局ではその所管下にある諸産業に関連する政策立案にあたっている。政府は産業全般に対しては直接的な介入を避け、目標を与えて誘導する政策をとっているが、政策的に重要な部門に対しては個別の法律で強力な保護・育成政策をとっている。こうした特定産業の振興、規制に関する法律は原局が中心となって立案、実施され、その法律の基づき業界全体の生産計画、統制、製品の工業基準作成、企業の生産工程の合理化などが行われる。

こうした政策の実現手段として税の減免（租税特別措置）、補助金支給、政府系金融機関を通じた設備資金の供与の措置がとられるが、この原案も原局が中心となってとりまとめられている。その産業に関連する輸入自由化政策、関税率変更、資本自由化政策に関する原案もすべて原局によって作成されている。

調整局では、原局間ごとの調整を行うとともに貿易摩擦、エネルギー対策、先端技術開発といった広い範囲にかかわる産業調整政策に取り組んでいる。重点育成対象産業の減少とともに産業調整政策の比重が増している。

業界全体と審議会は官民の協力体制として機能しているといえる。特に、業界全体は政策実施にあたって、法律に基づく強制的方策によらず、協調関係のうえにたって、行政側が政策の方向性を示し業界の自主的行動を促すうえで重要な役割を果たしている。

（２） 政策手段

50年代から60年代に至る産業合理化、高度成長期には、主に次のような政策手段がとられた。

- ①産業基盤整備向けの重点的財政支出
- ②鉄鋼、自動車、造船などの重点産業部門における特別償却制度を通じた税制優遇措置
- ③政府系金融機関による郵便貯金、年金勘定等を主な財源とする財政投融资利用の低利融資

65年から大型工業技術、コンピュータ技術といった技術開発プロジェクトに対する財政支援も始まった。70年以降は、先にのべた「ビジョン」による産業政策が産業界の行動指針としての重要性を増してきた。

（３） 中小企業政策

中小企業政策はすでに1930年頃から始められており、中小企業庁の開設（48年）、中小企業基本法の制定（63年）と体制整備が進められてきた。その政策手段としては、金融、税制、補助金、情報提供、官公署での製品の優先購入など多様な手段が用いられている。

表 I-2-26 アジア5カ国・地域、産業振興策の経緯

産 業 振 興 策	日 本	韓 国	台 湾	イ タ	マ レ イ シ ャ
	<p>戦後復興期 (46~48年) 「傾斜生産方式」 「原料割当て」/復金融資/ 価格統制</p> <p>産業合理化期 (50年代前半) 設備投資優遇 (特別徴却) /開銀融資/関税免除</p> <p>産業振興期 (50年代後半) 合衆石油/電子、機械 /関税優遇/選別的徴却、金 融政策 (開銀融資、徴却、 関税の減免)/技術研 究の認可</p> <p>高度成長期 (60年代) 開放経済体制に移行 /関税協定方式 (境 内生産分野調整) /個別産業 育成策 (機械法/電振法)</p> <p>安定成長期 (70年代以降) ヒューマン・キャパシティー 市場メカニズム活用 /知識集約産業開発 /ハイテク政策</p>	<p>朝鮮動乱後 (50年代) 輸入代替産業育成 /輸入代替物/原料、機械の関 税免除</p> <p>朝鮮動乱後 (50年代前半) 輸入代替産業育成 /輸入代替物/原料、機械の関 税免除</p> <p>輸出志向工業への移行期 (50年代後半) 公営燃料産業の整備/繊維 ・農産物加工産業の発展</p> <p>輸出志向の本格化 (60年代) 外資導入 (借款と直接投 資) /民間部門の比重増大 /輸出加工区/税の減免/ 商社育成</p> <p>輸出志向工業化 (70年代) 「重化学工業 振興策」 政府は金融機関改革、 低利融資で輸出産業・重化 学工業育成、民間企業の發 展を促す</p> <p>自由化・重化学工業調整 (80年代) 経済自由化 /公営企業自由化 /重化学工業調整 /中小企業育成</p>	<p>輸入代替初期 (50年代前半) 公営燃料産業 (砂糖、セメ ント、肥料など) の整備/産 原綿輸入割当による繊維産 業育成</p> <p>輸出志向工業化 (70年代) 鉄鋼、石油、造船の公営企 業設置/社会資本の整備</p> <p>ハイテク化 (80年代) 戦略的産業の指定 /電子、機械などへの税控除 /低利融資/内部留保優遇 /自動車産業育成</p>	<p>輸入代替初期 (60年代) 産業投資奨励法 (54年) /国営企業中心、軽工業中心 の輸入代替工業化</p> <p>輸入代替進展期 (60年代後半) 第1次マレーシア計画 /外資導入による輸入代替工 業化</p> <p>輸出志向工業化に並行着手 (70年代) 外資導入の拡大/BOIの 強化/税・関税上の恩典拡 大</p> <p>輸出志向工業化への本格参入 (80年代) 外資規制の大幅緩和/外資 誘致の強化/外資マレーシ ア化/輸出型投資への 関税・税の減免</p>	<p>輸入代替初期 (58年) 創始産業法 /ハイオオ工業への減免税 /輸入代替工業化 (食品加 工、繊維など)</p> <p>輸入代替進展期 (60年代後半) 第1次マレーシア計画 /外資導入による輸入代替工 業化</p> <p>新経済政策 (NEP) /輸出産業育成 (輸入代替と 並行) /工業調整法 /外資導入ガイドライン /輸出加工区 /重化学工業の育成</p> <p>輸出志向工業化 (80年代後半) 第4次マレーシア計画 /外資規制の緩和/マレーシ ア工業化基本計画 (86年) で優先12業種指定</p>

3. 輸出振興策

3-1 輸出振興策の推移

タイにおける輸出振興は1960年の輸出振興法に始まる。しかし当時の輸出品は伝統的な13品目（米、ゴム、錫、とうもろこし、タピオカ、ジュート、えび、たばこ、砂糖、等）が80%以上を占め、いわゆる工業製品の輸出振興は、外国直接投資流入による工業化を待たねばならなかった。

タイにおける工業化は1954年の産業奨励法によるが、それ以前は民間資本蓄積が未熟だったこと、企業化能力が欠除していたため政府による公営企業の育成、強化の方策が採られていた。この後1959年にBOI (Board of Investment)が設置され、62年に工業化の主導的役割を外国直接投資導入においた方針を明らかにした産業投資奨励法が制定され、外資による土地所有制限の解除、投資元本・利益に対する本国送金の許可など外資政策の大枠が整備された。

他方1961年から第1次経済開発5ヵ年計画がスタートし、第2次計画期に至る10年間にタイ工業化は急速な進展をみせた。しかし、輸入代替工業化を基本に据えたこの計画は最終消費財の国産化を推進したものの、その消費的需要の増大が、中間財、資本財の輸入増大をもたらし、国際収支の悪化が顕在化した。この結果、71年から第3次5ヵ年計画以降、工業化政策はそれまでの輸入代替工業化を継続する一方で、工業製品輸出振興にも重点をおいたものとなった。71年には輸出用製品の生産にかけられた輸入税、事業税の払い戻し制度 (Tax refund)、72年には輸出製品にかけられた輸入税、事業税等の諸税を還付する制度 (Tax rebate) の税制上の優遇措置を制定した。更に72年の「新投資奨励法」および「77年投資奨励法」により、奨励企業、輸出志向型企業に対する種々の優遇措置が打ち出され、輸出振興がBOIの外資政策のうちに形成されたのである。

70年代を通じて輸出振興策の政策手段としては輸入代替型工業化を図った60年代と同様基本的には税制上の優遇措置にあったといえる。

しかし、80年代に入り、(1)奨励企業への優遇措置が却って機械類の輸入を助長する傾向にあること、(2)大企業への優遇措置が地場中小企業の輸出を阻害する側面があること、(3)優遇措置に人材教育、技術移転、研究開発へのインセンティブに欠けていた面があること、が指摘されるようになっていく。

このため第5次、第6次計画では第1に商務省の輸出振興事業の拡大、税制上のインセンティブの改善、効率化、輸出金融の拡大、金利の弾力化など、輸出振興制度の創設というよりその実行上の改善に力点が置かれ、また第2として輸出製品の直接的な価格競争力の強化策を保持しつつマーケティング、品質向上など非価格的分野へに振興策が展開されつつある。

また、BOIによる優遇措置は、工場の地方分散、農水産物加工業の振興、など他の政策目的との兼ね合いでその認可基準が見直されつつあり、認可基準は選別的傾向を強めつつある。

3-2 輸出振興策の実態

タイにおける輸出振興策は1. 輸入税, 事業税の減免, 輸出所得の所得控除, 輸入税の払い戻し及び輸入税と事業税を含めた間接税の還付を主とする税制上の優遇措置, 2. BANK OF THAILANDによる輸出信用リファイナンス制度, 3. 保税工場, 輸出加工区の建設, 4. 商務省(Ministry of Commerce)の輸出振興局 (DEP; Department of Export Promotion)を中心とする諸活動に大別される。

3-2-1 税制上の優遇措置

これは投資委員会 (BOI; Board of Investment) の奨励プロジェクトへの優遇措置と大蔵省の関税局 (TD; Tax Department) と財政政策局 (FPO; Fiscal Policy Office) が担当している輸入税, 間接税の払い戻し, 及び還付制度がある。

(1) BOIの優遇措置

BOIは「1977年投資奨励法」(Investment Promotion Act of 1977)に基づきBOIが認定する特定プロジェクトに対して特権付きの投資奨励許可を与え, この投資奨励プロジェクトに対し税制上の優遇措置を与えている。

1) 輸出志向型企業に対するもの

この投資奨励法では輸出志向型企業に対する優遇措置を次のとおり規定している。

- ① 輸出向け製品の製造用原材料に対する輸入税, 事業税の免除。国産原材料の買入れに係る輸入税, 事業税の免除
- ② 再輸出品に係る輸入税, 事業税の免除。
- ③ 輸出税, 事業税の免除。
- ④ 運賃, 保険料を除く対前年輸出増加分の5%相当を課税対象法人所得から控除。

このうち①, ②, ③については後述する制度と同様, 輸入原材料に対する税負担の軽減によって輸出製品の価格競争力をつけさせることを目的とし, ④は輸出奨励企業に対する財政支援を目的としたものである。

このBOIの輸出奨励策はタイ国輸出振興策の中核をなしており, 近年では輸出奨励企業がBOIの認定する奨励企業全体の過半数に達している。輸出奨励企業の認定資格は生産物によって異なるが, 全体的にタイが比較優位をもつ労働集約財が認定されており, 認定条件として生産の輸出比較および輸出開始時期がポイントとなっている。

2) 輸出比率80%以上の企業に対するもの

輸出奨励企業に対する奨励策とは別にBOIは80%以上の輸出比率または原則的に輸出向け生産をしている企業に対し, 工場を設立する地域によって輸入機械に対する輸入税の50%, または金額免除, また法人所得税については, 3~8年の間免除の優遇措置を与えている。しかし, 88

年5月にBOIは、法人所得税の免除条件を厳格化すると伝えられた。これはタイ国内にBOIの税制優遇措置を受けていない競合企業がある場合、従来同等視してきた直接輸出と間接輸出を区分し、直接投資比率が60%以上ある場合にのみ免除を認める条件となっている。従ってこれまでタイ国内の輸出企業に部品を納入してきた間接輸出企業に対する法人所得税免除の優遇措置の付与条件が厳しくなったが、反面でこれは地場の非BOI企業にも部品、中間財市場への参入を促進させるものといえよう。

<問題点と課題>

BOIの投資優遇措置が工業製品輸出の拡大に果たした役割は大きいですが、今後の課題としては次の点が挙げられる。

第1に間接輸出企業に対する投資優遇措置の適用方針をより明確にする必要があること。70年代からの工業製品輸出の増大の多くが委託加工型工業品であったが、このグループの特色は部品・中間財の輸入に多くを依存するという点にある。従って輸入投入財に対する関税・間接税の減免措置は輸出製品の国際競争力を強化する上で貢献したが、その半面で国内の部品、中間財工業の育成は立ち遅れた。このことはアジアのNIESも同様な状況にある。今後タイの工業製品輸出が委託加工型から部品・中間財の供給基地として発展してゆくためにはこの分野への投資と促進が急務といえる。しかしBOIが優遇措置を付与するに当たって、その条件が投資企業との交渉による部分が大きく、これが投資希望企業の投資をちゅうちょさせる要因となっている。BOIがこの分野への優遇措置適用のスキームをより明確にすることで投資は促進されるものと思われる。

第2点としては技術移転における優遇措置の強化である。BOIを中心とする税制・金融上のインセンティブはコスト圧縮による国際競争力の強化には有効であるが、金型産業のように直接的なコスト圧縮より技術の向上が急務となっている業種での技術移転を促進させるには不十分である。今後輸出製品の品質向上、その技術向上を図る上で検討すべき課題であろう。

3) 総合商社（ITC；International Trading Company）に対するもの

77年の投資奨励法に基づいて設立が奨励されたITCに対しては、①上記BOIの輸出志向型企業に対する優遇措置、②海外宣伝経費、海外支店経費の所得控除への優遇措置、それに③BOTの特別輸出信用供与、④外貨預金の一定額までの特別許可である。

BOIがこの総合商社を発足させた目的は輸出市場開拓による新規商品の輸出促進、それに外国商社に依存していた貿易取引をタイ商社に代替させるということにあった。

しかし当初21社が認可を受けたものの、大半の商社が認可条件を達成できず投資奨励企業としての認可を取り消され、85年の実績でも、総輸出の4.7%にとどまっている（表-1-3-1）。

これら総合商社がBOIの優遇措置を受けるためには総輸出額およびこれまで輸出実績の少ない新規商品輸出の年次別輸出目標額を達成しなければならない。この条件を満たし得るのは大企業グループを系列内に有する数社に限られているのが実状である。

そのほか、総合商社が直面している問題点としては、輸出偏重で利益の少ない取引を強いら

れていること、貿易取引実務経験の不足による受注活動の低調、品質管理の不徹底、納期遅延などの取引阻害要因が挙げられている。現在商務省で総合商社育成のための検討が続けられている。

表-I-3-1 総合貿易商社の輸出額 (1979-1985)

(百万 バーツ)

年	Account 1	Account 2	Account 3	計	タイの全輸出額	総合貿易商社のシェア
1979	43	621	217	880	106,179	0.81%
1980	370	1,247	703	2,319	133,197	1.74%
1981	979	2,120	1,102	4,200	153,001	2.75%
1982	2,144	1,946	1,340	5,430	159,728	3.40%
1983	4,072	2,429	1,587	8,088	146,472	5.52%
1984	5,675	4,048	2,091	11,815	175,237	6.74%
1985	4,234	3,254	1,520	9,003	193,337	4.66%
TOTAL	17,517	15,664	8,559	41,741		

(注) Account 1 は、伝統的農林水産物と鉱物輸出品 (米, メイズ, 錫, ゴム, 砂糖など)。

Account 2 は、現在かなりの輸出実績をもつ輸出品目 (缶詰, タバコ, 繊維, 衣服, 木製品, プラスチック製品など)。

Account 3 は、新現製品。今後輸出の増加が期待される有望品目

(出所) B O I

(2) 関税払い戻し (Tax refund)

B O I による奨励策以外に関税局が関税法に基づいて実施する制度。これは輸出製品に含まれる輸入原材料・部品, 輸入半製品に課せられた輸入税・事業税を払い戻す制度である。

現行制度適用の条件としては、大要次の3点が挙げられる。

- ① 当該輸出品の生産, 組立て, アッセンブリー, またはパッキングに使用された輸入品の量については、関税当局が所定の用式に基づいて算定する。
- ② 輸出は払い戻しの対象となる輸入品の輸入後1年以内に行なわれること。
- ③ 輸入後, 払い戻し請求は原則として当該輸出品の輸出後6ヵ月以内に行うこと。

本制度の利用に当って輸出商品生産者は輸入時に輸入関係諸税を現金で支払うか, または銀行保証 (年率1.5%) を差し入れることになる。

本制度の狙いは輸出製品に含まれる税金を排除して, 製品の輸出競争力を強化することにあると

同時に輸出価格を国内市場向けより下げ輸出促進を図ることにある。例えば繊維産業では原料の凡そ3分の1を輸入に依存しているといわれ、本制度のメリットは大きい。

払い戻しを受けるに当たってかつては払い戻されるまでの期間が長すぎ、金利コストがかさむとの批判があったが近年関税局の努力もあり平均3～4ヵ月とかなり改善されてきた。しかし商品によっては輸出製品に占める輸入原材料・部品・半製品の割合をめぐって申請者と関税当局との間でトラブルがまだまだかなり頻発しているのも事実である。本制度の主管官庁ではある財政政策局では申請企業のランク付けをしており上位にランクされている企業への払い戻しはかなり迅速に行なわれている。

本制度は次に述べる諸税還付制度と併用して利用されることが多いが本制度による払い戻し額は、諸税還付制度を上回っている（表-1-3-2）。

表-1-3-2 輸入税制面での優遇措置

	1983		1984		1985		1986		1987	
	百万円	%								
1. 全輸入額	236,609	100.00	245,155	100.00	251,168	100.00	241,358	100.00	332,913	100.00
2. BOI投資奨励優遇措置対象輸入額	11,960	5.05	15,113	6.16	20,326	8.09	20,756	8.60	35,254	10.67
機械輸入	5,284	2.23	4,618	1.88	8,116	3.23	5,747	2.38	9,748	2.93
原材料等輸入	6,676	2.82	10,495	4.28	12,210	4.86	15,009	6.22	25,776	7.74
輸入に関する輸入税・事業税の減免	3,301	1.40	3,200	1.60	4,713	1.88	6,207	2.57	10,748	3.23
3. Tax refundによる税戻還分	1,372	0.58	1,840	0.75	2,993	1.19	3,069	1.27	3,916	1.18
4. Tax rebateによる税戻還分	593	0.25	1,486	0.61	1,417	0.56	2,112	0.88	5,417	1.63

出所：財政政策局

(3) 諸税還付制度

財政政策局が大蔵省令に基づいて所管し、関税局が業務を実施している制度。これは輸出製品のうち原材料、設備類、部品等に課せられた輸入税、事業税などの諸税（所得税、ロイヤルティ、地方税および上述したTax refundで控除された税を除く）の一部を還付する制度である。還付はタックス・クーポン券で支払われ、3年間有効である。還付率の計算はTax refund制度とは異なり、関税分類に従った品目毎のFOB価格への比率で示される。この還付比率はA、Bの2通りがあり、A-rate表は輸入品及び国産品の原材料等対象とし、B-rate表は国産の原材料等のみを対象とする。

従って、A-rateの方が還付率が高い（0.45～8.42%）が、輸出製品生産企業は上記Tax refund制度の払い戻し額と比較した上で、国産品、輸入品の諸税還付をA-rateで申請するか、もしくは輸入品については、Tax refund制度、国産品についてはTax rebateのB-rate表で申請することになる。

還付率の計算はタイ国産業連関表の投入係数を使って計算される。

本制度の払い戻し期間は短かく通常1～2ヵ月といわれる。

3-2-2 輸出金融

金融面での輸出インセンティブとしては、BOT (Bank of Thailand) が商業銀行を通して実施する輸出信用リファイナンスがある。これは輸出企業が振り出した輸出関連手形への商業銀行への融資に対しBOTがより低利で商業銀行に再融資する制度金融であり、金利コスト圧縮による価格競争力の強化及び輸出企業の収益性改善を目的とする。

タイにおける輸出金融はもともと1959年に米の輸出に限って輸出手形再割引制度として発足したが、60年代以降他の一次産品や工業製品に拡大適用され、更に1986年に制度利用を推進すべく輸出信用リファイナンスに改善された。

再割引制度からの主な改善点としては次の2点が挙げられる。

① 旧制度では利息が再割引日に元本から差し引かれていたので融資の実質金利と名目金利とは異なっていたが、新制度の下では同一となったこと。

② 手形決済期限以前の決済に対する計算の繁雑さがなくなったこと。

BOTは毎年総融資枠を決定し、それをこれまでの実績等を考慮し、半年毎に各商業銀行に割り当てている。総融資枠は物価に与える影響や金利動向に勘案しつつ決定しているとのことである。

本融資の適用対象は再輸出品を除く全品目、全地域。輸出用委託加工生産や契約労働などサービス業も対象となっている。

本制度のスキームは次のとおり。

(1) 基本スキーム

○ 金利 (年率)

商業銀行の輸出企業向け 7%

BOTの商業銀行向け 5%を上限

(但し非伝統的輸出品目の生産に対する商業銀行向け金利は4%)

○ 手形に対する融資額

為替手形 90%

L/C 80%

売買契約 70%

倉庫搬入証明書 60%

(但しBOIによって奨励された輸出商社による特定の非伝統的輸出品目、またタイ国の船によって輸送されるものについて上記比率が10ポイントずつ引き上げられる。)

○ 満期 BOTの再買取後180日を限度

○ 融資限度 商業銀行のクレジットラインによる。

○ 融資義務違反の場合 輸出企業に対しては融資額の8% (年)、
商業銀行に対しては2% (年) の罰金

(但し1年以内に再犯起の場合は各々5%、2%の追加)

(2) 小規模輸出企業向け

経営資本が500万バーツ以下と定義されている小規模輸出業者に対しては上記基本スキームとは別に金利が小規模輸出企業向け7%、商業銀行向けが4%に設定されている。商業銀行の金利スプレッドが3%と商業銀行にとっては有利な融資条件となっている。

なお、上記(1)、(2)に加え、1977年の投資奨励法に基づいてBOIが設立を奨励し、認可した商社(ITC; International Trading Company)に対するスキーム、また米国との繊維協定に基づいたスキームがある。

<問題点と課題>

BOTの輸出信用リファイナンスはこれまで一応順調な発展を示し、80年代中盤まで総輸出額に対するカバレッジも40%から50%に推移している。融資対象品目もかつては米、タピオカ、砂糖、メイズ等のいわゆる伝統的輸出品目が大きな比重を占めていたが、最近では缶詰を始めとする新規輸出品目への融資が増加しつつある(表-I-3-3)。これは非伝統的輸出品目に対する金利の引き下げ、BOTの製造関連業に対する優先的貸付指導の効果が徐々に出てきたものと評価される。

しかし依然問題もある。その第1番目は、各企業インタビューの結果、簡素化されつつあるとはいえ、なお書類作成等の手続きがかなり複雑であることが挙げられる。即ち企業は申請に伴ない貸借対照表や納税証明書を始め、種々の書類を提出する必要がある。中小企業でこれら書類を全部揃えているのは稀といえる現状では手続上の問題が借り入れへの障害と指摘する向きが多い。商業銀行側でもBOTに対し、企業の信用を照会する必要上複雑な事務処理を余儀なくされているといわれている。これにBOTの厳格な規制が加わり、新規の借り手を開拓する意欲を感じさせ、これまで取引実績のある企業を選好する傾向にあるようだ。

第2番目には近年大分改善されたとはいえ融資が大企業や伝統的な輸出品目の輸出企業に依然として偏っていることである。無論信用力の低い中・小企業への融資はもともと商業銀行のリスクマネジメント上、回避せざるを得ない側面をもつ。(例えば1978年からの8年間工業手形再割引の対中小企業向け実績は20件足らずであったと報告されている)。従って商業銀行は中小企業に対し貸し出し条件として厳しい担保を要求し、これが工業製品輸出拡大の担い手たる中小企業への融資拡大を制限している。

1984年の調査では全体863の輸出企業のうち482の小規模輸出企業の平均輸出使用額は平均200万バーツ以下でしかも全体融資額の4%を占めるに過ぎず、これに対し上位30社の平均融資額は3億バーツ、全体融資額の1/2を占めたほどである。このため第5次5ヵ年計画では輸出信用保証機構(Export Credit Guarantee Institute)の設立がうたわれていた。

第3番目としては本制度の一層の拡充、運用の弾力化が望まれる点である。1987年の輸出リファイナンスの総輸出に対するカバレッジは85年の47%、86年の42%から27%に急減した。これは市中金利との金利差が縮小した結果であるが、今後工業製品輸出拡大には融資規模の拡大、金利の一層の弾力化が必要となろう。

表 I - 3 - 3 Export-Bill Refinanced by the Bank of Thailand
Classified by Nature of Products

單位：million bah.

Products	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	Percentage share (%)			
									1966-71	1972-79	1980-85	1986-87
1. Agricultural	13,801	14,386	21,981	25,266	29,529	26,519	25,859	19,867	77.1	31.7	33.4	27.0
Rice	6,341	5,677	11,843	12,780	14,640	11,224	11,330	13,087	39.0	13.0	15.9	14.4
Maize	1,803	2,159	3,344	5,057	6,436	6,123	5,604	1,767	27.4	6.5	6.3	4.4
Rubber	1,855	2,108	1,356	1,575	2,125	2,099	1,916	1,497	2.0	4.0	2.8	2.0
Sca-Food	2,051	2,848	3,710	3,866	4,074	4,768	4,359	1,962	n.a.	n.a.	5.4	3.7
Bcans	458	447	509	414	673	831	719	604	0.4	2.0	0.9	0.8
Others	1,293	1,147	1,219	1,574	1,581	1,474	1,931	950	8.3	6.2	2.1	1.7
2. Industrial	26,169	35,691	35,497	41,257	45,291	43,868	46,738	50,146	18.9	63.1	57.9	57.2
Sugar	3,329	9,927	5,620	5,721	4,517	5,049	5,851	5,181	4.1	24.8	8.7	6.5
Tapioca Products	10,046	9,570	11,255	14,401	14,409	11,836	12,276	13,590	9.3	18.0	18.2	15.3
Textiles	3,437	4,979	5,571	6,285	8,684	6,909	7,016	8,078	7	6.7	9.1	8.9
Canned Food	2,839	4,008	5,403	6,217	7,462	7,916	9,149	8,557	2.6	3.8	8.6	10.4
Tobacco	902	1,289	1,811	1,467	1,460	1,390	955	830	2.0	2.7	2.0	1.1
Others	5,616	5,918	5,837	7,166	9,223	10,768	11,491	13,910	0.9	6.8	11.3	15.0
3. Others	2,882	3,643	4,536	4,801	6,931	11,454	13,218	13,561	4.0	5.2	8.7	15.8
Mineral	666	1,147	785	509	665	795	380	365	n.a.	n.a.	1.2	0.4
Miscellaneous	2,216	2,496	3,751	4,266	6,266	10,659	12,838	13,196	n.a.	n.a.	7.5	15.4
4. Total	42,852	53,720	62,014	71,325	81,751	81,841	85,815	83,574	100.0	100.0	100.0	100.0

出所：BOT

3-2-3 輸出加工区と保税工場

輸出加工区は工業団地内に設けられており、そこで輸出企業の効率的育成が図られている。輸出加工区への入居資格は製品の全量輸出である。入居企業へのインセンティブは工業団地への優遇措置に加えて次のとおりとなる。

- ① 輸入機械、原材料に対する輸入税及び事業税の免除
- ② 国内業者から購入する原材料に対する輸入税、事業税の還付 (Tax rebate)
- ③ 輸出製品の輸出税及び事業税の免除

輸出加工区についてはLat krabang 工業団地、北部工業団地、Bangpoo 工業団地内での設置に続きLaem chabang工業団地等での建設が進んでいる。

また保税工場は現在70を超えている。優遇措置は輸出加工区内企業と同一である。

<問題点と課題>

- ① 工業団地への入居申し込み受け付け、また工業団地の建設、管理はIEATの管轄となっているが、輸出加工区に入居予定の企業が法人所得税の免除を受けるときはBOIに申請することになる。近年輸出加工区の設置が地方にも分散していることから管轄官庁の一元化が望ましい。
- ② 輸出加工区の設置は近年拡大を続け、地方での建設も目立っている。これは工場の地方分散政策の一環でもあるが、地方でのインフラ未整備などの為、企業の不安を解消するまでには至っていない。
- ③ 保税工場の優遇措置を輸出加工区企業のそれやBOIのそれと比較した場合、保税の輸入品が一年以内に再輸出されることが条件となっているため、機械類輸入に輸入税、事業税が免除となることは実際上ない。農村における産業振興という観点からも幅広く優遇措置を享受できる条件を整備することが望まれる。

3-3 商務省の諸活動

3-3-1 商務省輸出振興局 (DEP)

輸出振興のため主に海外市場でのマーケティング情報収集活動を担当している商務省の一部局。

〈スタッフ〉

正式職員は 300名前後 (うち臨時職員は50~60名)。

〈予算〉

3本建てとなっており①一般会計からの予算割当てが約1億B (87/88年度), ②輸入税の一部充当からなるEXPORT PROMOTION FUND (EPF) からが約9,000万B, ③ITC, UNCTAD, EC等の国際機関, 外国援助分が約7,000万Bとなっている。

〈組織・業務内容〉

DEPの業務内容は次のとおりとなっており, これを8つの局と一つの室が担当している。

- ① 海外での情報収集と国内への提供
- ② 国内・海外での展示会の主催, 参加
- ③ 各種ミッションの派遣, 受け入れ
- ④ 講演会・セミナーの開催

海外組織としては13カ所にトレードセンター, それに32カ所に大使館の商務官事務所がある。国内には地方支部としてコンケン (Khon Kaen), ソンクラ (Songkhla), チェンマイ (Chiang Mai) にExport Service Center (ESC) をおいている。

海外のトレードセンターは情報収集, 展示会, ミッションのアテンド, 引合, バイヤーの信用調査等を担当し, 月一回のペースでの業務報告を始め, 頻りにレポートを送付している。駐在員は年一回, 帰国し, 国内側との情報交換やDEPの翌年度事業計画策定に参加するなど活発な活動を展開している。

商務省官事務所はトレードセンターと同様な事務を担当しているが, 一時帰国制度は4年に1度となっている。このため, 本国事情にうとくなり, 本部との意志疎通が不十分といわれている。

地方支部の3つのESCは海外市場情報の提供, DEP資料の配布, 講演会・セミナーの開催等を実施している。

DEPは農産物, 鉱物, 工業製品の3つのカテゴリーから毎年75品目を主要輸出品として取り上げ, うち19品目をターゲット商品として毎年輸出目標額と定め, 上記事業を展開している (表I-3-4)。更に88/89年度は19品目のうち①繊維・衣服, ②加工食品, ③宝飾品を重点品目としている。

表I-3-4 1989年度のDEP'S TARGET PRODUCTS

GARMENT & TEXTILES	HOUSEHOLD TEXTILE
PROCESSED FOOD	FRESH HORTICULTURE
GEMS & JEWELRY	GIFT ITEMS
ARTIFICIAL FLOWERS	TOYS
FOOT WEAR	LEATHER PRODUCTS
FURNITURE & PARTS	CONSTRUCTION MATERIALS
WALL & FLOOR TILES	HOUSEHOLD UTENSILS
ELECTRICAL APPLIANCES	PLASTIC PRODUCTS
RUBBER PRODUCTS	PRINTING INDUSTRY
AUTO PARTS & ACCESSORIES	

出所 DEP

国内業者向け時報サービスとしては15,000部発行の有料日刊情報誌 (Daily Trade News), 隔週誌 (Exporter's Review), および年刊ダイレクトリー (THAILAND EXPORTERS SELECTED LIST) を刊行配付している。

<問題点と課題>

DPEを中心とする諸活動は政府が役割を果たすべき輸出環境整備に貢献しているが、事業の拡大、効率化を図る点で課題も多い。

第1に事業の拡大を推進する点で予算面での制約があることが挙げられる。世界銀行が1985年に調査した各国輸出振興機関の国別比較では輸出振興事業に対する公的支出（輸出関連金融を除く）は香港、スリランカ、台湾の約半額となっている。DEPにおいてはとくに海外での市場情報・商品情報が不十分であり、とりわけ競合国での情報が不足している。現在13ヵ所あるトレードセンターを輸出品競合国である発展途上国にも設立し、情報収集機能を拡充していくことが望まれる。

第2に事業の効率化に関する問題である。DEPは事業実施を通じて輸出組合の結成を推進しているがなお一層の推進を図るためには輸出企業からの要望を事業策定のなかに積極的に反映させ、DEPと民間企業との間の情報をより有機的なものとする必要がある。そのためには地方支部活動の充実やDEPと民間企業とのより活発な意見交換が望まれる。

第3点としては輸出振興活動実施に伴う諸官庁の調整および事業の総合化の問題である。輸出振興は本来、各省庁、部局にまたがる事業展開を必要とする。タイ国ではその調整や輸出阻害要因の改善は、商務大臣が議長を務める官民合同の輸出開発委員会(EDC; EXPORT DEVELOPMENT COMMITTEE)が実行することになっている。しかし、各省や各種委員会の決定事項が複雑に絡み、EDCがその機能を充分発揮できないということも指摘されている。これらの問題点への対応策として、輸出振興事業の実行体を独立機関として創設することも一法と考えられる。

3-3-2 輸出検査制度

タイにおける輸出検査制度は1960年輸出規格法（EXPORT STANDARDS ACT, 1960）として制定されたがその後1979年に現在の輸出商品規格法（EXPORT COMMODITIES STANDARDS ACT）が設定、施行されている。強制検査品目の輸出業者は商務省貿易局商品規格課に登録し、その出先機関である検査所又は指定検査機関の検査を受け品質証明書を付する。

現在強制検査の対象となっている品目は農産品・鉱物とした別表の12品目である（表I-3-5）。また輸出検査対象品目の商品規格に次の7品目が近く制定される見通しである。

①金製品、②豆類、③野菜、④シーフード、⑤果物、⑥生ゴム、⑦タピオカの粉。

商品規格は品質基準として1級、2級、3級等の等級付けがあり、用途、仕向地別に弾力的に適用され、また試験サンプルの抽出方法、試験分析の具体的な方法、梱包等輸送条件を考慮した耐久性能等も規定されている。

なお工業製品については近年輸出志向型企业の直接投資急増の結果、日本向け工業製品の輸出も増加しつつあるためJISの指定工場制や電気用品取締法に対する関心も強く、十分な検査設備とスタッフを有する検査体制のニーズも高まっている。

<問題点と課題>

現在輸出検査については公的検査機関やSGSなどの民間会社を実施しており、とくに問題はない。しかし将来的には工業製品や玩具などの軽工業品を強制検査の対象に拡大する必要があるだろう。このため検査設備、人材養成、工業規格のより一層の整備が望まれる。

第2点として、現在玩具、電気器具について各先進国はそれぞれ安全基準制度、保健衛生制度を設けていることである。先進国市場からの安全基準に対する要望には輸出企業が独自に検査機関に依頼して実施しているが、タイでも現在TISI (Thai Industrial Standards Institute)が4年計画で34品目について安全マーク制度を創設する計画を進めている。同様に玩具や雑貨等に含まれている有害・有毒な物資に対する成分規格や製造、使用の基準を定める衛生法の制度も推進すべきであろう。

表I-3-5 指定品目リスト

漂白ジュート（黄麻の繊維）	塩
ヒマシ（ヒマの種子）	銀
フィッシュミル	モロコシ
カボック	タピオカ製品
メイズ	チーク材
マング豆	タイシルク

（出所）商務省

3-4 第3国の輸出振興策

3-4-1 韓国の輸出振興策

韓国の輸出志向型経済政策は1962年から始まった第1次5カ年計画においてその方向が定まったといえる。政府は豊富な労働資源に外資を加えた外資主導型経済政策運営を、第1次5カ年計画以降ほぼ一貫して遂行した。この政策は政府が操作可能な政策手段を目的とする産業育成、輸出振興に総動員する政府主導型運営が、その特徴といえよう。

62年からスタートした経済開発戦略は韓国が比較優位にある労働集約消費財の輸入代替と輸出促進であるが、中間財の輸入代替、重化学産業育成による資本財・産業育成とその開発目標を変換させ、輸出振興策はより高度な工業化および自力成長のための経済基盤を確保してゆくことを狙いとしていた。

<輸出振興の具体策>

韓国の輸出振興策は当然経済開発の段階によって異なってくるが大別して消費財を中心とする60年代の輸出振興期と70年代のそれとに区分される。

(1) 60年代の振興策

この時期は消費財の輸入代替から輸出への転換期に当り、後半は中間財の輸入代替が進展した期間である。この時期の輸出促進のための諸方策、制度の整備、関連機関の設置策がその後の輸出振興策の基本をなした。

① 輸出補助金

1961年に補助金支給の臨時措置法を制定、輸出商品を4つの類型に分類し、補助金支払いに差を設けた。1965年に廃止。

② 輸出支援金融

これは輸出信用状に基づいて90-135日間貸付けるもので1960年の金利は13.87%であり、一般貸出し金利17.5%に対してかなり優遇された。この輸出関連金融の比重は高く60年代、70年代を通して韓国銀行の総貸出し額に占める輸出関連優遇貸出しの比重は常に40~60%台にあった。

この輸出金融は最も優遇された政策金融で民間金融機関に供給される資金は低利の優遇金利で韓国銀行から融資（再割引）を受けることが可能で金融機関のマージン率も高く有利な貸付けとなっている。

③ 租税減免

1959年から輸出用資材の輸入に対して関税が免除されたが、61年からは輸出商品の物品税、営

業税も免除された。また輸出から発生する所得（外貨獲得事業の所得）には所得税の50%減額が実施されたが73年に廃止。

④ 輸出用輸入原資財の減耗許容

輸出産業に対し、輸出用輸入原資財に一定量の減耗を認めた間接補助

⑤ 輸出産業に対する鉄道運賃および電気料の割引

(2) 70年代の振興策

① 税制優遇策

73年に外貨獲得事業から発生した所得に対する租税減免制度を廃止したが、新たに次のような制度を設けた。

(a) 海外市場開拓準備品の損金算入制度

(b) 輸出損失準備金の損金算入制度

(c) 海外投資損失準備金の損金算入制度

(d) 輸出業に対する特別加速償還制の導入

② 関税払い戻し制度

1975年制定。輸出用原資材輸入に対する関税の減免制を関税払い戻し制に変更した。

③ 総合貿易商社制度

能率的な対外マーケティング組織として日本型の総合貿易商社制度を導入するようになった。1975年総輸出に占める総合商社の取扱高の比重は14.5%だったが、84年には55.5%に達した。

④ 輸出産業基盤拡充資金

重化学工業の輸出促進から従来の貿易業者中心の短期金融支援から生産企業の生産拡大、施設拡充資金支援の拡大及び中長期延払い金融。

⑤ 輸出組合の設置

⑥ 輸出工業団地

(3) 80年代の課題

60年代、70年代の輸出振興策は軽工業を中心とした輸出の拡大に貢献したが、この輸出振興は80年代に入って少なからず問題を顕在化した。

輸出促進という点からは第1に政府主導による種々の支援策は企業グループを形成に寄与したものの、産業の裾野を形成する中小企業の停滞および技術革新の立ち遅れを招いたこと、第2はインフレ的金融支援が結局外債累積の原因となったことが挙げられる。

参考文献：「発展途上国の工業化と輸出促進政策」山澤逸平・平田章編，アジア経済研究所

3-4-2 台湾の輸出促進政策

台湾も韓国と同様、国内市場が狭隘であることから工業化は必然的にその初期から輸出を目指しており、1960年代の初めには早くも第1次輸出志向工業化がはじまっていた。1965年には米国の援助が打ち切られたこともこの傾向に拍車をかけることとなった。台湾の輸出振興策としては下記のようなものがあげられる。

1) 輸出払い戻し税弁法 (1955年)

輸出に際して使用した輸入原材料の関税を払い戻す制度。ただし1983年6月に今後5年間で廃止することが決定されている。一方関税それ自体も全体に高関税であったものが徐々に引き下げられるようになった。

2) 為替政策 (1958年)

58年以前は複式レートが採用 (1ドル=10元および15元) されていた。しかもこのレートは過大評価されていたことから、1958年には1ドル=40元に一元化され、実勢レートにあわせられた (以後このレートは73年まで変更されなかった)。

3) 輸入規制の緩和 (1958年以降)

輸入製品は禁止、制限、自由に分けられるが、輸入自由品目が徐々に増加している。

台湾の輸入商品分類の内訳にみる輸入管理品目の実態

商品の分類の数	年			
	1956	1961	1966	1969
1) 商品分類の数	672	771	771	771
A) 内、その中に輸入管理対象品目を含んでいる商品分類の数	398	460	471	448
a) 内、すべてが輸入管理対象品目から構成されている商品分類の数	347	327	304	288
i) 内、関税率の平均が 3.0%を越えるもの	276	260	233	220
b) 内、輸入管理品目と輸入自由とされる品目の混成からなる商品分類の数	51	133	167	160
B) 内、輸入自由とされる品目からのみ構成されている商品分類の数	274	311	300	327

(出所) Industry of free China

3-4-3 韓国・台湾地域の輸出振興策の方向

韓国の輸出振興策のうち最も効果的なインセンティブは低利の輸出金融であったといえる。この輸出金融の金利は60～70年代を通してほぼ10%以下で推移し、商業銀行の貸出し金利とのかい離は最高20%に達した。この期間韓国銀行の総貸し出し枠の50%前後を輸出金融で占めた。

他方税制は1961年に輸出品に対する物品税や輸出産業に対する事業税が廃止された。また、1977年には付加価値税が導入されたことにより製造と販売の過程で輸出品に支払われたほとんどが払い戻されることになった。

これに対し台湾地域の輸出振興は当初外国人投資条例による投資に対する課税面での優遇措置に重点がおかれその後輸出加工区の建設にその重点が移行してゆく。

しかしながら両国とも近年その輸出振興策を転換させつつある。両国とも関税率の引き下げなどを実施し、競争原理を導入する一方、韓国では70年代来以降輸出金融の市場金利とのかい離を縮小させるなど、輸出産業に対する優遇措置を見直しつつある。両国において、それまでの輸出振興策が労働集約財、軽工業品については機能したが、高度な技術を要するハイテク産業の工業化とその輸出工業化には機能し得ないことが認識されている。輸出産業育成の方向がコストの切り下げや労働力あるいは資本の慣行的投入から、技術力の向上、技術移転の促進に重点が移っている。

なおアジア5ヵ国の輸出振興策は表I-3-6のとおり。

表 I-3-6 アジア5カ国・地域、輸出振興策の経緯

輸出振興策	日本	韓国	台湾	タイ	マレーシア
輸出振興策	産業合理化期(50年代前半) 輸出上の優遇策(日銀の低利 金輸出優遇金) / 輸銀(50年)設 立 税制上の優遇策 輸出所得控除 輸出特別償却 輸出保険 輸出シエトロの設立 産業振興期(50年代後半) 船舶輸出(輸銀融資) 海外取引所得控除 高度成長期(60年代) 自由化政策・国際競争力強化 策 アラント輸出(輸銀融資) 輸出特別償却 海外市場開拓準備金 シエトロ拡充	朝鮮動乱後(50年代) 輸入代替工業化の中で輸出奨 励 輸出促進基金 / 輸出信用供 与 / 外貨預金 / 輸出は不振 (ただし輸出は不振) 輸出志向工業化へ転換 (60年代) 産業で民間企業育成 / 加 速振興補助金 / 低利融資 / 加 速償却 / 奨励(コスト) / 育成 (繊維・かつら) 輸出産業急成長期(70年代) 低利融資拡充 / 輸出加工区 度 / 輸出銀行 / 輸出加価値 税導入	輸入代替期(50年代前半) 公営基礎産業の整備 / 米穀 公営基礎産業の整備 / 複式為 替レートの2重価格制 輸出志向への移行期 米、砂糖、農産物加工品の 輸出(公営)開始 / 輸出入 為替リンク制 輸出志向本格化(60年代) 特別融資 / 輸出融資 / 輸出 加工区 / 商社育成 / 投資優 待による税制上の優遇措置 例による外資導入 輸出産業高度化期(70年代) 公営企業育成 / 輸出保険 / 融 資 / 輸出銀行 / 貿易発展協会 (還買買付サービス)	輸入代替期(60年代) 輸出振興法の制定 / 経済計 画で輸出促進進めよう / 貿易 赤字拡大で関税引上げ 輸出志向本格化(80年代) 成長調整機能の強化 / 輸出 振興機因の強化 / 投資優遇 策の強化 / V A T 導入の 検討	輸入代替期(58年～) 初版産業法 外資導入による輸入代替工 業化 輸入代替・輸出産業育成並行期 (70年代) 産業育成 輸出専入ライン / F T Z 法(71年) 外資導入によるエレクトロ ニクス加工 輸出金融制度(77年) 輸出志向工業化(80年代) 輸出振興制度の強化 (83年代) 所得控除 / 加速償却 / 投資 控除 / 総合商社 / 外資規制 マレーシア工業化基本計画 (86年～) 優先12業種を指定 資源・非資源

3-4-4 日本の輸出振興策

終戦直後の日本は、国内有効需要の不足、外貨準備からの制約などに苦しみ、輸出の画期的な振興を待つほか、その活路を見出し難い状況にあった。国際収支（経常取引）は援助や特需に支えられて1946年以降黒字を続けていたが、53年には赤字に転じており、経済的自立を図るなかで外貨の不足を克服するためにも、輸出振興が必要とされた。

戦後打ち出された輸出振興策は、大きく分けて①輸出金融、②輸出保険制度、③輸出税制、④輸出秩序の維持、⑤輸出品検査の5つに集約される。

1. 輸出金融

(1) 日銀による輸出前貸手形制度

輸出業者の製品の発注から船積みまでの一連の経済活動に必要な資金に対して、民間金融機関が輸出前貸金融を行っている。日銀は、この輸出前貸金融に関する手形に対しては、質的（低金利）および量的（ポジション規制上）に優遇して、再割引または担保貸付に応じ、金融面から輸出振興を図ってきた。

なお本制度は、1972年10月以降、輸出前貸関係準商業手形制度に改められた。

(2) 外国為替資金貸付制度

本制度は、1953年外国為替引当貸付制度として発足し、61年に制度の拡充が図られ確立されたものである。

本制度の目的は、船積み前の輸出金融優遇措置としての前述の輸出前貸手形制度に対し、船積み後の金融上の優遇措置を図るものである。具体的には、輸出業者の振り出した外貨建期限付輸出手形を外為銀行が買い取った場合に、日銀がその手形を引当として、外為銀行に公定歩合により手形買収用資金を貸しつけるものである。それにより、輸出業者は海外の取引先に、低利かつ容易に輸出ユーザンスを与えることができる。本制度は73年9月に、その運用が停止されている。

(3) 日本輸出入銀行による金融

1952年4月、民間金融機関の輸出入などの金融に対する補完を目的とする政府金融機関として、日本輸出入銀行が改組・発足した。同行は輸出関連業務として、融資期間が長期にわたるなど、民間銀行が通常の条件により資金の供給を行うことが困難な案件に対し、民間と協調し、あるいは単独で融資している。

2. 輸出保険制度

輸出保険は、輸出貿易その他の対外取引において生ずる危険のうち、通常の保険によって救済することのできない危険を補填し、輸出貿易その他の対外取引の健全な発展を図ることを目的としたものである。この保険は政府が直接引き受けており、その運営のために輸出保険特別会計が設けられている。

本制度は1950年に輸出信用保険法によって設けられ、以後、普通輸出保険、輸出代金保険、為替変動保険、輸出手形保険、輸出保証保険、委託販売輸出保険、海外広告保険などを包含する制度に発展していった。

3. 輸出税制

輸出振興税制としては、輸出所得控除制度が行われていたが、GATT加入に伴い、1964年度に廃止された。

4. 輸出品検査制度

粗悪品の輸出を防止することにより、わが国の輸出品の声価の維持・向上を図るため、1957年に輸出検査法が制定されている。同法は特定の輸出貨物の輸出に際しては、政府機関または指定検査機関の行う、品質、包装条件についての検査を受けることを義務づけている。輸出検査制度は、明治時代から始まり、幾多の変遷を重ね、戦後貿易再開とともに制定された輸出品取締法を経て、現在の輸出検査法となっている。

5. 輸出品意匠改善および模倣防止

輸出品の意匠改善は、輸出伸長に重大な役割を果たすことにかんがみ、1950年代から60年代にかけて、JETRO、中小企業庁、生産性本部、産業工芸試験所などを中心に、意匠留学生の派遣、海外競争見本の蒐集、外人デザイナーおよび商品専門家の招へいなどの事業が行われた。また、輸出デザイン模倣による輸出の過当競争を防止し、輸出秩序を維持するため、意匠法、商標法による財産権としての保護に加え、輸出品デザイン法により輸出品のデザインや商標の登録・認定を行い、その早期保全を図ることとしている。

6. 輸出入取引法による外国貿易秩序の維持

1952年外国貿易における不公正な輸出の防止と、健全な貿易秩序を維持するため、輸出入取引法が制定されている。

同法は、不公正な輸出入取引を規制するとともに、外国貿易の秩序を維持するため、価格、数量、品質などについて輸出および輸入に関する協定を妥結することを許容し、輸出組合、輸入組合および輸出入組合の設立を認め、さらに必要があるときは、輸出、輸入、および輸出入の調整に関する規制命令を制定しうることとしており、また、これらに必要な独禁法上の適用除外規定を設けている。

輸出入取引法に基づく輸出に関する協定は、繊維品や雑貨に関するものが多い。

7. 日本貿易振興会（JETRO）の設置

海外輸出振興活動の担い手として、1954年8月、従来の国際見本市協議会、日本貿易斡旋所協議会および海外市場調査会の三者を一本化した、財団法人海外貿易振興会が発足し、海外調査事業、日本貿易斡旋所の設置・運営、海外展示事業、海外広報宣伝、出版事業など貿易振興に関する活動を一元的に行いうる体制が樹立された。

なお、1958年には日本貿易振興会法が制定され、海外貿易振興は、特殊法人日本貿易振興会に改組され現在に至っている。

参考文献：「戦後日本の輸出政策の歩み—日本の経験—」，JETRO

4. 外資導入策と投資環境

4-1 外資進出の現状

4-1-1 外国直接投資の推移

タイへの外国投資が本格的に開始されたのは、1962年「産業投資奨励法」が制定され、国内外の民間資本による工業化が打ち出されてからである。他のアジアの発展途上国同様、まず消費財中心の輸入代替工業化が進展した。その後、工業化に伴う資本財の輸入増大、ベトナム特需の減少などで国際収支が悪化するまでの約10年間は、外資導入のピークであった。

73年から77年頃までは、72年のやや選別的な新投資奨励法の制定、石油ショック、インドシナ諸国の社会主義化など、不安定要因が重なり、外国投資は激減した。その後、78年から外国投資も回復し、80年代に至っている。中央銀行の直接投資統計では米国が最大の投資国となっている。投資奨励業種のみを対象とするBOI統計では日本が最大の投資国となっている。いずれにしても、米国と日本が2大投資国である。米国企業は鉱業とサービス業への進出が多い。日本企業は製造業、建設業、小売業での進出が多い傾向がみられる。70年代の日・米両国の進出は国内市場指向型であり、その技術力を使用し、タイ国内の初期需要を満たしていったといえる。

80年代前半は世界景気の後退から、輸出に依存するアセアン諸国の経済は低迷し、タイの経済成長、海外からの投資も鈍化した。しかし、85年9月のプラザ合意以降、内資、外資ともに投資活動が活発化している。輸出でトップの座を占める繊維製品をはじめ、IC、水産缶詰、宝飾品など、タイの低廉、良質な労働力をいかした産業が、日本の円、アジアNIEsのウォン、台湾元の為替切り上げに対し、価格競争力を高めている。

最近のタイへの投資活動には大きな流れの変化がみられる。通貨調整や、輸出先国での保護主義的動きに直面する日本、アジアNIEsの企業は、それぞれの海外戦略の中で、政情、経済状況が安定し、労働力が豊富なことなど総合的に投資環境の優れたタイを東南アジアの重要拠点として高く評価しているようである。投資進出形態も、タイ国内志向型から、生産・輸出拠点として位置づけるタイプへと変化を見せている。

4-1-2 外国投資の現況

(1) 87年BOI申請動向

① 1987年における投資委員会への申請件数は1,057件(86年431件)で2.45倍と急増した。国内企業の申請件数は418件(86年297件)、外国企業が639件(86年134件)であった。

これを国別にみると、引き続き日本が最も多いが、台湾を中心にNIEs諸国からの投資が増加してきた。米国からの投資は、205億パーツ(対前年比1.5倍)、欧州からは、331億パーツ(同2.0倍)となった。また、NIEs諸国のうち、台湾からの投資は、身の回り品等労働集約型産

業を中心に 146億バーツ（対前年比 5.1倍）と急増した。香港は70億バーツ（対前年比 3.5倍）となった。

② 申請投資総額では 2,090億バーツ（1バーツ=約5円、86年 597億バーツ）、3.5倍と急増した。

1件あたりの投資総額は1億 9,773万バーツ。86年の1億 3,849万バーツから42.8%増と規模が拡大した。外国からの投資は、投資総額では、1,512億バーツ（86年 172億バーツ）、8.97倍であった。

③ 登録資本金額でみると、タイ側の投資申請は 319億 5,400万バーツ（86年 109億 6,200万バーツ）で2.91倍、外国からの投資申請は 252億 3,500万バーツ（86年48億 4,200万バーツ）で 5.2倍。タイ側の割合が前年の69.4%から55.9%に低下している。

④ 日本からの投資申請は 204件（86年54件）で3.78倍、投資総額では 474億バーツ（86年 147億バーツ）で3.22倍、登録資本金額では93億 8,600万バーツ（86年16億 9,000万バーツ）で5.55倍となった。日本の外国投資申請全体に占める割合は37.2%と2位（台湾、8.2%）を大きく切り離している。

⑤ 雇用予定数も投資総額の伸びと同様、33万 2,409名（86年10万 681名）で3.3倍となり、23万名増加している。

(2) 投資奨励承認動向

① 投資承認ベースでも、87年の承認件数は 607件（86年 295件）で2.06倍の大幅増。

② 投資額では、659億 9,900万バーツ（86年 346億 1,000万バーツ）で 1.9倍。1件当たりの投資額は、1億 873万バーツ（86年1億 1,732万バーツ）と一層、規模が小さくなっている。

③ 登録資本金額ベースでみると、182億 5,700万バーツ（86年92億 300万バーツ）で、2.01倍であった。

④ 外国からの投資は82億 1,100万バーツ（86年31億 3,900万バーツ）で2.62倍。全体に占める割合は、44.5%（86年34.1%）と高まった。

日本からの投資承認額は、外国投資の43.1%を占め、35億3,500万バーツ（86年16億7,500万バーツ）で、2.11倍。また台湾からの投資も15億 1,500万バーツ（86年 4,600万バーツ）32.9倍と急増。日本、台湾で61.5%を占める。

(3) 87年末投資奨励企業登録資本累計額

87年末現在の登録資本累計額は、86年末に比較して大きな変化を見せている。

即ち、タイ資本の割合は72.2%→68.9%と低下する一方、外国資本の割合が27.8%→31.1%と増加した。その中で、日本の全体に占める割合が 7.2%→12.3%と5ポイント上昇し、外国資本の4割に達した。2位は米国であるが、4.7%→3.9%と低下。3位の台湾は 2.6%→2.6%の横這いである。

表I-4-1 投資奨励申請動向

(単位：100万パーツ，%)

	1984年	1985年	1986年	1987年	対前年比		構成比
					86/85	87/86	87年
1. 申請件数	376	325	431	1,057	32.6	2.45倍	...
2. 投資総額	54,896	59,583	59,688	209,003	0.2	3.50倍	...
3. (2/1)	146	183	138	198	-24.6	43.5	...
4. 登録資本金額	12,240	14,997	15,786	57,189	5.4	3.62倍	(100.0)
タ イ	8,147	10,148	10,962	31,954	8.0	2.91倍	55.9
外 国	4,093	4,849	4,824	25,235	-0.0	5.21倍	(100.0)
日 本	1,199	443	1,690	9,386	3.81倍	5.55倍	37.2
台 湾	305	445	602	2,074	35.3	3.45倍	8.2
アメリカ	427	2,732	546	1,870	-80.0	3.42倍	7.4
イギリス	390	112	193	233	72.3	20.7倍	0.9
インド	128	15	129	848	8.60倍	6.57倍	3.4
オーストラリア	127	36	100	843	2.78倍	8.43倍	3.3
西ドイツ	141	9	98	75	10.89倍	-23.5	0.3
香 港	249	183	87	851	-52.5	9.78倍	3.4
マレーシア	196	284	58	101	-79.6	74.1	0.4
シンガポール	306	27	34	602	25.9	17.7倍	2.4
オランダ	17	0	5	77		15.40倍	0.3
韓 国	4	28	3	426	-89.3	142倍	1.7
そ の 他	604	535	1,297	7,849	2.42倍	6.05倍	31.1
5. 機械設備額	24,381	22,603	25,019	113,882	10.7	4.55倍	
6. タイ人雇用数	118,774	76,420	100,681	332,409	31.7	3.30倍	

(出所) BOI月報87年12月

(注) 順位は86年の登録資本金額の順位

表I-4-2 (投資奨励承認動向)

(単位：100万パーツ，%)

	1984年	1985年	1986年	1987年	対前年比		構成比
					86/85	87/86	87年
1. 承認件数	266	210	295	607	40	2.06倍	...
2. 投資総額	37,657	54,197	34,610	65,999	-36.1	90.7	...
3. (2/1)	142	258	117	109	54.7	-6.8	...
4. 登録資本金額	9,297	7,421	9,203	18,457	24.0	2.01倍	(100.0)
タイ	6,844	5,537	6,064	10,246	9.5	69.0	55.5
外国	2,453	1,884	3,139	8,211	66.6	62倍	(100.0)
日本	904	169	1,675	3,535	9.91倍	2.11倍	43.1
台湾	248	111	46	1,515	-58.6	32.93倍	18.5
イギリス	101	45	291	112	6.47倍	-61.5	1.4
アメリカ	294	737	143	574	-80.6	4.01倍	7.0
インド	82	12	27	52	2.25倍	92.6	0.6
マレーシア	68	97	130	16	34.0	-87.7	0.2
香港	181	163	230	351	41.1	52.6	4.3
西ドイツ	39	11	121	29	11倍	-76.0	0.4
オーストラリア	125	13	16	36	23.0	2.25倍	0.4
オランダ	64	21	37	54	76.2	45.9	0.7
シンガポール	60	37	97	54	2.62倍	-44.3	0.7
韓国	3	12	4	102	66.7	25.5倍	1.2
その他	284	456	322	1,781	-29.4	5.53倍	21.7
5. 機械設備額	18,874	16,892	18,508	35,743	9.6	93.1倍	...
6. タイ人雇用数	64,845	59,374	60,231	200,638	1.4	3.33倍	...

(出所) BOI月報87年12月

(注) 順位は86年の登録資本金額の順位

表1-4-3 1987年投資奨励企業登録資本累計額 (単位: 100万バーツ)

	1960年以降累計資本額		前年比 B/A	構成比	
	A. 60~86年末	B. 60~87年末		86年末	87年末
合計	39,709	51,105	28.7	100.0	100.0
タイ	28,669	35,200	22.8	72.2	68.9
外国	11,041	15,905	44.0	27.8	31.1
1. 日本	2,840	6,306	2.22倍	7.2	12.3
2. アメリカ	1,866	2,016	8.0	4.7	3.9
3. 台湾	1,051	1,307	24.3	2.6	2.6
4. イギリス	732	943	28.8	1.8	1.8
5. 香港	556	629	13.1	1.4	1.2
6. シンガポール	484	509	5.2	1.2	1.0
7. オーストラリア	322	353	9.6	0.8	0.7
8. オランダ	311	321	3.2	0.8	0.6
9. スイス	193	290	50.3	0.5	0.6
10. マレーシア	259	284	9.6	0.7	0.6

(出所) BOI月報87年12月

(注) 登録資本金額: 許可書発行企業の登録資本額である。

(4) 投資急増の背景

日本を含む外国からの投資でタイが選好される背景に次のような要因が考えられる。

政治的に安定している

良好な経済パフォーマンス

豊富・低廉かつ良好な労働力の存在

宗教的対立がない

さらに、投資環境の整備(工業団地、出資比率の見直し、投資申請手続きの簡素化など)や投資促進のための積極的なPR活動を実施してきていることも大きく寄与している。

(5) 台湾・韓国からの投資動向

台湾企業

86年における台湾からのBOIへの投資申請は35件、登録資本金ベースで6億200万バーツ(対前年比35.3%増)で米国を抜き、日本に次いで、第2位になった。

この傾向は、87年に入っても続いており、178件(対前年比5倍)、146億バーツ(同5.2倍)と顕著な増加を示した。87年上半年(申請件数)は49件、下半期は129件と、後半になって急増している。

円高投資ラッシュの日本企業同様、台湾企業のタイ詣でも続いている。88年1~2月の申請も48件

と日本の53件に続いている。しかし、日本と台湾との投資の内容を比較すると、大きな違いが出てくる。

- ① 1件当たりの投資額は日本の2.3億パーツに対して、0.82億パーツと日本の投資規模の36%に過ぎず小規模なこと。(87年のBOIベース投資額)
- ② 労働集約型の輸出向け最終製品が多く、電気機械はまだ少ない。
これはいち早く国際競争力の減退に手を打った業種が多いためとみられ、今後、電気機械・パーツも増える可能性もある。
- ③ サポートインダストリーがほとんどないこと。
- ④ タイローカル企業と競合する業種が多いため、輸出市場でのGSPの取り合いが問題化しつつあること。

86年から87年12月の2年間にBOIが承認したなかから、台湾企業をリストアップすると、その多くが100%の輸出型企業である。

業種別でみると、次のように最終製品を生産するものが多い。ちなみに5件以上のものをあげると、ジュース(13件)、クリスマス(11件)、靴・バッグ(9件)、家具(8件)、缶詰(8件)、玩具(6件)となっている。(このなかで、タイのローカル産業と競合するとみられるのは、ジュース、靴・バッグ、家具、缶詰ではないかと見られる。)

台湾からの投資例(86~87年)

(1) 農水産物、食品加工

フルーツ・野菜・水産缶詰(8件)、プロメラリン、ユーカリチップ(2件)、ユーカリ植林

(2) 繊維・雑貨

① スポーツ用品

シューズ(うわぐつを含む)(13件)、グローブ(4件)、ボール(野球、テニス、バドミントン)(2件)、スポーツ用帽子

② クリスマス用品関連

クリスマスツリー(6件)、クリスマス電球(5件)

③ 身の回り品、装飾品等

アーティフィシャルフラワー、宝石、アクセサリ、サングラス、傘、靴・バッグ(9件)、ベルト、皮革・毛皮製品、玩具(6件)

④ 台所用品、インテリア

はし、漆器製品、家具・パーツ(5件)・ココナッツ繊維マットレス、カーテンパーツ、ブラインド・パーツ、プラスチック製品、陶器

⑤ 繊維素材、半製品

合成皮革、ナイロン、ポリ短繊維、糸・織物、タフタ・ナイロン織物、ブラシ、プリント・染色(3件)、ファスナー、化学品(4件)等、ジュート・PVC袋、アート紙、パーティクルボー

ド・合板

(4) 鉄・非鉄・金属製品

純アンチモニー、バルブ、継ぎ手（2件）、ステンレススチール管、コネクティングロッド、缶生産

(5) 機械・同部品

鉾山機械・工作機械

(6) 電子・電気機器

パソコンキーボード、電話機、トランシーバー、天井ファンほか、カーラジオスピーカー、アンプ・カーラジオ等、クリスタルウォッチ、ワイヤー、ワイヤーハーネス、シリコン酸化物

(7) 輸送機械

自転車・パーツ、自転車用タイヤ・チューブ（2件）

以上のように、国際競争力の減退に先手を打った労働集約型が多い。総じて、生産能力は輸出型企業であるだけにかかなり高く見積もられているほか、最終製品が多いため、日本企業以上に輸出型が多い。資本的には、タイ資本との合併事業が多く、資本割合は台湾資本が50%未満のケースが多いが、最近、100%も増えてきた。

韓国企業

韓国からの投資は86年までに13件である。

その内訳は、ソックスメーカーが3件、日本との合併で電力積算メーターの生産と、万年筆、ジーゼルエンジン、溶接棒、ホテル各1件である。そのうち、十分な業績をあげているのは3件に過ぎないと見られる。86年に入ってから進出は、プラスチック金型、靴型2件などとなっている。

87年にはいり、ウォン高と賃金アップが一段と進んだため、韓国からの投資にも動きが出てきた。BOIの承認ベースでみると、スポーツシューズ、CNSL・チャコールほか、シリコン酸化物、人形、ゴム製品ほか2件の計7件となった。

88年3月11日、三星社はタイのサハパタナグループと合併で、カラーテレビ30万台を生産する契約を締結した。当初登録資本金2,500万バーツのうち韓国側が51%と主導権を有する。30万台のうち80%が輸出向け、20%が国内向けを予定している。89年1月からフル操業時の30%の操業で、3年目からフル操業に入る。また、レムチャバン工業団地に立地予定のタイ国産CRT管（対タイCRT株式会社＝サイアムセメント、三菱電気ほかの合併で100万個のブラウン管を生産予定）が稼働され次第それを使用していく予定である。今後、韓国からの投資は次第に増加してくるとみられる。

4-2 外資導入制度

4-2-1 投資奨励法

1977年制定の「投資奨励法」（Investment Promotion Act）を基本法として、外国人の就業分野

を規制する「外国企業規制法」(Alien Business Law) 奨励対象事業を規定する「投資奨励対象業種および税制上の優遇措置の認可基準」(Announcement of the BOI No.1/1983 Regarding Criteria in Approving Investment Promotion and Providing Tax Privileges) などがある。

「投資奨励法」では、積極的な外資受け入れの姿勢を示しており、奨励事業に携わる企業に対して、外資系、内国系資本の別なく、各種の優遇措置をあたえることを規定している。

タイでの投資は、外国系、内国系資本とも奨励措置を伴うものについては投資委員会(BOI) が窓口となり、非奨励業種への投資は工業省が窓口となっている。

4-2-2 投資受入推進機関BOI

投資委員会 (BOI:Board of Investment)はタイの投資政策、産業政策を掌る機関であり、組織的には首相府に属している。メンバーは10名で委員長は首相で、工業大臣を副委員長とし、その他の委員を経済関係閣僚、政府機関代表4名と民間金融・産業界代表4名で構成している。委員の顔ぶれからも判断できるように、政府部内でも最高の政策決定機関であり、大きな権限が与えられている。この委員会の下に、事務局があり、内外の投資家に対し必要な情報提供、投資実施の際の手續代行、奨励申請許可の事務手續等を扱っている。BOIは「奨励認証」(Promotion Certificate)を発給し、大蔵省、工業省などの主管行政官庁とは別個に、免税恩典、輸入競合品からの保護を与えうなど権限の強い機関となっている。

BOIは以下のような内容を満たす投資を促進する政策をとっている。

- ① 輸出品生産により貿易収支の改善に大きく寄与するもの。
- ② タイの資源開発を支援するもの。
- ③ 雇用を増加させるもの。
- ④ 地方で操業するもの。
- ⑤ エネルギーを節約するか又は輸入エネルギー代替産業。
- ⑥ 工業発展の基礎を作り、更に発展させるもの。
- ⑦ 政府によって重要であり、必要であると考えられるもの。

具体的に許可を与える際には、下記基準にもとづき、投資計画の経済性、技術性を判断することになる。

- ① 製品設備またはサービスに対する需要の規模が生産量に適していること。
- ② 生産コストが30%以下の輸入税かまたは現行税率のどちらか高い方の課税率のかかる輸入品と十分競争できるだけのローコストであること。

製品が主として輸出向けである場合を除き、付加価値が販売収入の20%以上であること。

新会社の登録資本金に対する負債率或は既存会社の正味資産または登録資本金(いずれか低い方)に対する負債率が1:5をこえないこと。

古い生産工程が使える場合を除いて(その有効性が、信頼できる機関によって証明され投資委員会

がその設置を認めるものであること。), 近代的な機械と生産工程と新設備が使用されること。

また、B O I内に投資サービスセンター (The Investment Services Center) が設けられており、タイへの投資に関する諸手続きを一括処理し、アドバイス、情報を与える体制がとられている。

同サービスセンターでの主要サービス業務は次のとおり。

- (1) 工場の新設, 建設, 操業許可
- (2) 外国人の滞在許可, 就業許可証の発行
- (3) 医薬品, 食品の製造, 販売許可
- (4) 会社の登録, 商標の登録
- (5) 機械類の登録
- (6) 関税の支払い, 払い戻し
- (7) 外貨による国外送金

4-2-3 最近の外貨導入制度の変更点

86年後半以降の外国投資の影響のある主要な制度変更等は次のとおりである。

- (1) 1986年9月, 「投資推進委員会」(Committee on Acceleration of Investment) を設置。

同委員会は、タイの投資環境を改善し、内外からの投資を促進するための方策を策定する。同委員会はスリー首相府大臣を委員長とし、B O I事務総長を含む6閣僚から構成され、他に民間団体から4名が顧問に任命されている。

- (2) 1986年10月, 投資奨励の基準を緩和

B O Iは、10月投資奨励を受けるための基準を次のとおり緩和した。

- ① 輸出産業については、土地価格と運転資金を除く最低投資額を500万バーツから100万バーツに引下げ。
- ② 外資の単独進出を認める場合の条件となる輸出比率を、従来の80%から操業開始後の2年間に限って50%に引き下げ。

また、同時に、輸出企業に対する優遇を強化し、輸入機械に対する輸入税及び事業税の免税を当初設置時のみでなく更新時にも適用し、スペア・パーツも対象に含めることになった。

- (3) 1986年11月, B O Iに日本デスクを設置

B O Iは、日本からの投資促進を図るため、本部内に専属デスク (Japanese Investment Desk) を設けた。B O Iのスタポーン事務次長は、設置の目的を、「タイに投資しようとする日本企業が遭遇する言葉や文化面での障壁をとり除くため」と説明している。日本デスクの職員の多くは日本語が堪能で87年後半から日本人スタッフも配属されている。

- (4) 1986年12月, 輸入免税手続の簡素化

輸出促進のための関税制度の改正が行われた。この改正により、輸出促進のためB O Iの承認を受けた企業は、全量を輸出する製品に使用する輸入原材料を無税輸入する際には、従来と異なり、

関税を一旦支払ったり、銀行の保証書を提出したりする必要がなくなった。

(5) 1987年9月、投資奨励地域の見直し

地方での投資を促進するため、全国を投資奨励地域としこれを3区域にわけ、各区域ごとに異なる優遇措置を適用することになった。

4-2-4 投資奨励基準

(1) 奨励対象事業

BOIが投資奨励の許可を与えるのは、以下の条件を満たす農・畜・水産業、鉱業、その他の工業活動、サービス業である。

- ① 王国内に存在しない、存在するが不十分、又は前近代的な生産方法を採用している。
- ② 経済、社会開発、タイ国の安全保障にとり重要で、有益である。
- ③ 経済的、技術的に健全で、環境の規制、保護に適切な手段をとっている。

(2) 投資政策

具体的な投資政策として、BOIは以下の内容を満たす投資計画を促進する政策をとっている。

- ① 外貨節約、又は輸出活動により多額の外貨を獲得する。
- ② 王国に存在する天然資源の開発を援助する。
- ③ 雇用を増大する。
- ④ 地方に位置する。
- ⑤ 輸入エネルギーを節約、又は代替できる。
- ⑥ 将来の高度な工業発展への基礎産業となる。
- ⑦ 政府が重要性、適切性を認める。

(3) 認可基準

また、投資奨励認定の合理性と明確さを出すため、投資奨励および税制上の優遇措置の認可基準を設けている。

- ① 市場サイズとそのような製品やサービスに対する需要、拡大の余地の有無。
- ② 当初生産コストが外国との競争に耐えうるほど低く、また現在のレベルか、30%以上の税保護を必要としない。
- ③ 大半が輸出向けの場合を除き、少なくとも純益の20%の付加価値がある。
- ④ 新規の会社の場合は、負債の登録資本、既存の会社の場合は、負債と剰余財産、または登録資本のいずれか低い方の比が、5対1を超えない。
- ⑤ 効率性に関し、信頼できる機関の認可を受け、BOIがそれを認めた場合以外は、最新の生産工程と最新の機械設備を使用する。

これに対し、下記のいずれかに該当するプロジェクトは、投資奨励を受けることができない。

- ① 奨励を受けることなく成功している同業、或は同種の活動が多く存在する。

- ② 十分に成長し、奨励の必要がなくなったため、BOIが投資奨励の対象業種から外した。
- ③ 輸出向けを除き、生産量が将来3年間十分ある。
- ④ 100%輸入原材料を使い、大部分が国内向けに生産され、そのような生産の輸入税がすでに40%以上となっている。
- ⑤ BOIより投資奨励中止の発表があった業種、又は、BOIが奨励特権を与えるのに不適切と判断したプロジェクト。

(4) 外資受入れ基準

100%の外国投資又は合弁事業に対しては、下記の基準が適用される。

- ① 生産品が主として国内流通に向けられる場合、タイ国籍者が登録資本の51%以上を有する必要がある。
- ② 農業、畜産業、漁業、鉱物発掘、採鉱業、サービス部門への投資計画については、タイ国籍者が登録資本の60%以上を保有しなければならない。
- ③ 生産高の少なくとも50%が輸出に向けられる場合、外国の投資家は過半数を持つことができ、生産品の100%が輸出向けの場合100%保有することができる。
- ④ 正当な理由がある場合、委員会は下記の要素を考慮に入れ、優遇期間の延長または条件を定める事ができる。
 - 投資額
 - 技術水準
 - 地方における雇用創出
 - 工場所在地
 - 計画の社会的、経済的利益
 - その他の考慮すべき事項

(5) 税制上の優遇措置

投資奨励のためBOIは、法律により下記の税制上の優遇措置を与えることができる。

- ① 法人税免除
- ② 輸入機械に対する輸入税と営業税の全額免除、或は減免
- ③ 輸入原材料に対する輸入税の減免
- ④ 投資奨励地域に設立された企業に対する減免
- ⑤ 輸出奨励のため、輸入税の免除、減免

(6) 税免除の基準

A-1 奨励プロジェクトは3～8年間の法人税免除を与えられるが、そのガイドラインは下記の通り。

i. バンコク及びサムットプラカーン県に工場立地する企業（工業団地外）- 第1地域

- ① 機械類の輸入税の免除は認めない。但し、次の場合を除く。
80%以上を輸出する場合又は対象業種5.49（輸出向け製品の製造の場合。以下同じ）

- ② 法人所得税の控除を認めない。但し、次の条件のうち2項目以上満たす場合、法人税の免除を3年間認める。
- 1) 80%以上輸出する場合又は対象業種5.49の場合
 - 2) 毎年100万ドル以上の純外貨を獲得する場合
 - 3) 200人以上常時雇用する場合
- ii. サムットサコン、パトムタニ、ノンタブリ及びナコンパトムに工場立地する場合（工業団地外）
—第2地域
- ① 原則として、機械類の輸入税を50%軽減。但し、次の場合は全額免税を認める。80%以上輸出する場合又は対象業種5.49の場合
 - ② 原則として、法人所得税を3年間免除する。更に、次の条件を満たす場合、1項目につき1年間延長できる。但し、最高5年以内とする。
 - 1) 毎年100万ドル以上の純外貨を獲得する場合
 - 2) 農業関連業種である場合又は、国内農産物の使用を促進する業種である場合又は主な原材料として国産農産物を使用する場合又は国産品を原材料使用額の60%以上使用する場合
 - 3) 200人以上常時雇用する場合
- iii. バンコク、サムットプラカーン、ナコンパトム、ノンタブリ、パトムタニ、サムットサコンの工業団地に工場立地する場合—第1地域、第2地域
- ① 機械類の輸入税の免除
 - ② 法人所得税を4年間免除。但し、下記の条件を1つ又はそれ以上満たす場合、最長5年間迄延長される。
 - 1) 毎年100万ドル以上の純外貨を獲得する場合
 - 2) 農業関連業種である場合、又は国内農産物の使用を促進する業種である場合、又は主な原材料として国産農産物を使用する場合、又は国産品を原材料使用額の60%以上使用する場合
 - 3) 200人以上常時雇用する場合
- iv. その他67県に工場立地する場合—第3地域
- ① 誘致対象プロジェクトの場合

次の1項目に該当する場合を誘致対象プロジェクトという。

 - (I) 80%以上輸出する場合又は対象業種5.49の場合
 - (II) 主な原材料として、農産物又は天然資源を使用する場合あるいは、農業関連業種、又は国内農産物の使用を支持する場合
 - (III) エンジニアリング製品を生産する場合
 - (IV) 投資委員会が、特別に経済的、社会的に重要と認める業種
- A-2 誘致対象プロジェクトに対する税制上の優遇措置の認可は以下の通りである。
- i. 機械類の輸入税を免除する。

ii. 国内販売を目的とする製品の製造に使用される原材料の輸入税及び事業税の50%軽減を1年間認める。

iii. 輸出する製品の製造に使用される原材料の輸入税及び事業税の免税を5年間認める。

(注) 輸出する製品に対しては、一般的に投資委員会の投資奨励がなくても原材料の輸入税は免税になる。ここでいう5年間とは、投資委員会で免税手続き出来る期間であり、その5年後は関税局にて免税手続きが要求されるということである。

iv. 法人所得税を最低4年間免除する。更に、下記の条件を満たす場合、1項目につき法人税免除期間が更に1年延長される。但し、8年間を最高限度とする。

① 毎年、100万米ドル以上の純外貨を獲得する場合

② 農業関連業種である場合又は、国内農産物の使用を促進する業種である場合又は主な原材料として国産農産物を使用する場合又は国産品を原材料使用額の50%以上使用する場合

③ 200人以上常用雇用する場合

④ 工業団地に工場立地する場合

⑤ 投資委員会が特別重要と認めたプロジェクトである場合

v. 1977年投資奨励法第35条による投資奨励地域に対する追加恩典として、下記の恩典をあたえる。

① 所得発生日より5年間事業税を90%免除する。

② 法人所得税の免除期間終了後、更に5年間、法人所得税の50%軽減を認める。

③ なお、投資委員会が適切と認める場合は、下記の追加恩典を与える。

1) 所得発生日より10年間、輸送、電力、水道の費用を法人所得税の査定に際し、費用の2倍を経費として控除できる。

2) 奨励事業のための機械の据え付け又はその他の建設の費用の25%を純利益から控除できる。

B. 一般プロジェクト（誘致対象プロジェクト以外）の場合

i. 機械類の輸入税を免除する。

ii. 法人税を最低4年間免除する。更に、下記の条件を満たす場合、1項目につき法人税免除期間が更に1年延長される。但し、7年間を最高限度とする。

① 毎年、100万米ドル以上の純外貨を獲得する場合

② 農業関連業種である場合又は、国内農産物の使用を促進する業種である場合又は主な原材料として国産農産物を使用する場合又は国産品を原材料使用額の50%以上使用する場合

③ 200人以上常用雇用する場合

④ 工業団地に工場立地する場合

⑤ 投資委員会が特別重要と認めたプロジェクトである場合、1977年投資奨励法第35条による投資奨励地域に対する追加恩典として、下記の恩典をあたえる。

1) 所得発生日より5年間事業税を90%免除する。

2) 法人所得税の免除期間終了後、更に、5年間、法人所得税の50%軽減を認める。

3)なお、投資委員会が適切と認める場合は、下記の追加恩典を与える。

a)所得発生日より10年間、輸送、電力、水道の費用を法人所得税の査定に際し、費用の2倍を経費として控除できる。

b)奨励事業のための機械の据え付け又はその他の建設の費用の25%を純利益から控除できる。

(7) 機械類輸入の際の輸入税、営業税全額免除、減免の基準

輸入機械類に対する税制上の優遇措置は、下記の場合にのみ認められる。

- ① 同質の機械類が、企業の必要量を満たすほどタイ国内で生産されていない。
- ② 国内で生産できない。
- ③ 商業的に見て、人力で代替できない。
- ④ 生産工程で使用する機械が最新式のものである。ただし、BOIが認めたものを除く。
- ⑤ 予備部品や古い機械の取り替えは、含まれない。

(8) 原材料輸入の際の輸入税減免の基準

原材料輸入の際の輸入税減税認可について、下記の点が考慮される。

- ① 優遇措置を受ける企業は、少なくとも6ヶ月操業していなければならない。
ただし、下記の場合は例外である。

1)奨励特権申請の際、最初から税制上の優遇措置の申請がなされた。

2)原材料や完成品に対する課税制度改正により、奨励活動に不利となった。

- ② 下記の点を考慮に入れ、ケース・バイ・ケースで決定される。

1)原材料に対する輸入税と完成品に対する輸入税の比較

2)輸入品との競争力

3)他の活動や政府収入への影響

4)国家財政に有益

表I-4-4 投資奨励にかかわる優遇措置, 許可基準 (87年9月1日から実施)

	レベル1 最低: 縮小	レベル2 中間: 縮小	レベル3 最高: 縮小		従来のBOI 奨励策
	パコカ, サムットプラカーン 2県	ナコンパム, ノンタブリ, フアトゥムタニ, サムサコン の4県	残り67県 (レムナパン, マタブットを除く)		工業奨励地区 /工業団地 (レムナパン, マタ ブットを含む)
輸入機械に 係る輸入税	免除なし。 ただし次の場合 は免除。	50%控除。 ただし次の場合 は免除。	一般企業 免 除	特定企業 (注) 免 除	免 除
	(1)80%以上輸出 または原則輸 出向け生産 (5.49該当)。	(1)同 左			
	(2)工業団地に工 場を立地。	(2)同 左			
法人所得税	免除なし。 ただし次の条件 のうち2つを満 たす場合には3 年間免除。	3年間免除。 ただし次の条件 の1つを満たす 場合には1年ず つ加年し, 合計 5年以内免除。	4年間免除。 ただし次の条件 のうち1つを満 たす場合は1年 ずつ加年し, 合 計して7年以内 免除。	4年間免除。 ただし次の条件 のうち1つを満 たす場合は1年 ずつ加年し, 合 計して8年以内 免除。	3~8年間 免除。
	(1)80%以上輸出 または原則輸 出向け生産 (5.49該当)。	(1)外貨の節約ま たは獲得額が ネット年間 100万ドル以 上。	(1)同 左	(1)同 左	
	(2)外貨の節約ま たは獲得額が ネット年間 100万ドル以 上。	(2)農産品製造業 または国内農 産物の使用促 進または主原 材料として農 産物の使用, または原材料 使用額の60% 以上を国産品 使用。	(2)農産品製造業 または国内農 産物の使用促 進または主原 材料として農 産物の使用, または原材料 使用額の50% 以上を国産品 使用。	(2)同 左	
	(3)常時雇用 200 人以上。	(3)常時雇用 200 人以上。	(3)同 左	(3)同 左	
	(4)工業団地に工 場を立地。	(4)工業団地に工 場を立地。	(4)同 左	(4)同 左	
		(5)BOI役員会が 特に重要と認 めたプロジェクト。	(5)同 左	(5)同 左	
投資奨励法 第35条に基 づく特典			1. 製品販売に かかる事業税 を5年間90% まで控除。	1. 同 左	1. 製品販売に かかる事業税 の5年間以内 90%までの控 除。

通常の損益に加えての特別の権益		<p>2. 法人所得税の免除期間終了後さらに5年間50%まで控除。</p> <p>3. 場合によって次の許可が与えられる。</p> <p>(1)水、電力、運搬費の10年間の二重控除。</p> <p>(2)事業の基盤施設の設置費または建設費の25%を純利益より控除。</p> <p>一般企業</p>	<p>2. 同 左</p> <p>3. 同 左</p> <p>特定企業</p> <p>1. 輸入品の生産に使用するために輸入された原材料および主要材料にかかる輸入税および事業税の5年間の免税。</p> <p>2. 国内向け製品の生産に使用する原材料および主要材料にかかる輸入税および事業税の1年間、50%の控除。</p>	<p>2. 法人所得税の通常の免除期間満了後5年間の、または所得収入発生日より5年間の法人所得税の50%控除。</p> <p>3. 課税法人所得から次の控除が認められる。</p> <p>(1)水、電力、運搬費の2倍。</p> <p>(2)所得発生日より10年間に、基盤施設の設置費または建築費の25%まで。</p> <p>1. 輸入原材料等にかかる輸入税および事業税の免除。ただし、条件手続き、期間については投資委員会による。</p> <p>2. 左記に関して1年間各回、通常税率の90%以下控除。ただし種類、量、期間、条件、手続きについては投資委員会による。</p>

(注) 特定企業とは、①80%以上輸出または原則輸出向け生産、②主原料として農産物または自然資源を使用、③エンジニアリング製品を製造、④BOI役員会により、タイの社会経済にとって重要とみとめられる企業。

5)その他のBOIが適切と認めた場合

(9) 輸出促進のため与えられる輸入税の免除、減免の基準

- ① 下記の条件を満たす場合、原材料輸入の際の輸入税、営業税免除が与えられる。
 - 1) 1年間生産能力の30%以上を輸出する場合、被奨励者は輸入開始より6ヶ月以内に、関税法令19号により定められた税額相当の銀行保障預託の申請をしなければならない。
 - 2) 輸出用製品生産のため輸入された原材料のみが、免税の対象となる。
 - 3) 場合により、1年以上の期間延長が認められる。
- ② 輸出用製品の原材料輸入に対する輸入税、事業税の免除は、BOIの判断により変更されうる。
- ③ 輸出品に対する輸出税、事業税免除は、BOIの判断により変更されうる。
- ④ 法人税納税に際し、対前年輸出増加額分の5%相当を控除することができる。

(10) 例 外

以上は、BOIが投資奨励のガイドラインとして定めた基準である。しかしながら、下記の場合には例外が認められる。

- BOIが特別に他の条件を示した場合
- BOIが特定の投資活動に重要性を認めた場合

4-2-5 投資奨励法による優遇措置

以下(条)とは投資奨励法の該当条文を示している。

< 保 証 >

- 当該企業を国有化から保護する。(43条)
- 同企業と競合する国営企業の新規設立を不許可とする。(44条)
- 同業種の既存国営企業による市場の独占を禁止する。(45条)
- 投資委員会が必要と認める場合を除き、価格統制を実施しない。(46条)
- 製品の輸出許可を常時保証する。(47条)
- 当該製品の国内販路確保のため、政府系期間、国営企業の取り扱う競合製品の輸入税、事業税(business tax)の免除供与を禁止する。(48条)

< 保 護 >

- 当該製品保護のため、CIF価格の50%を超えぬ範囲で、一年に一度競合輸入品に対し、課徴金をかけることができる。(49条)
- 上記課徴金が不十分と投資委員会が判断した場合、商務省(the Ministry of Commerce)は競合製品の輸入禁止をする。(50条)
- 投資委員会の委員長(タイ国首相)が現行関税制度と投資奨励政策との内容が整合性に欠けると認めた場合、関税制度をただちに改正する。(51, 52条)

< 許 可 >

- 投資委員会は、投資可能性調査のため入国する外国人に対し、入国ビザを与える。(24条)

- － 奨励対象企業に必要な外国人熟練労働者・技術者・その家族は投資委員会の承認のもとに、通常の割り当て以外にタイでの居住を認められ、また、就業許可証 (work permits) を与えられる。(25, 26条)
- － 外資系企業で奨励対象となっている場合、通常の制限を越えて必要な広さの土地を所有できる。(27条)
- － 海外送金については法的規制がなく、タイの外貨事情により制限を設けられるとしているが、以下は最低保証される。持込資本金の年率15%までの配当金の海外送金および持込から2年以上経過していることを条件に年率20%までの元本送金保証。(37条)

< 税制上の優遇措置 >

- － 奨励対象企業が機械類を輸入する場合、輸入税、事業税 (business tax) を全額免除または半額減免。(28, 29条及び「税制上の優遇措置認可基準」7. 機械類輸入の際の輸入税、事業税全額免除、減免の基準を参照のこと。)
- － タイ国内で調達不可能な原材料、資材に対する輸入税、事業税 (business tax) の最高90%までの免除。但し期間一年以内。(30条及び「税制上の優遇措置認可基準」8. 原材料輸入の際の輸入税減免の基準を参照のこと。)
- － 法人税の免除(3～8年)。この期間中欠損が生じた場合、免除期間終了後、最高5年間、繰り越し欠損として経費を計上できる。(31, 32条及び「税制上の優遇措置認可基準」6. 法人税免除の基準を参照のこと。)
- － 投資委員会より事前に承認を受けた契約にもとづく営業権 (goodwill), ロイヤリティー, 技術指導料の海外送金に対する源泉課税の5年間の免除。(33条)
- － 所得税免除期間中、配当 (dividends) を課税対象所得より控除。(34条)

追加優遇措置

① 投資奨励地域 (the Investment Promotion zones) に対する優遇措置について

投資奨励地域に設立される企業に対しては、次の優遇措置が追加される。

< 投資促進地域 (the Investment Promotion zones) に対する追加優遇措置 >

- － 5年の範囲内で、事業税を最高90%まで免除。(35条①及び「税制上の優遇措置認可基準」9. 投資奨励地域への投資奨励のための減税の基準9. 1を参照のこと。)
- － 通常の所得税免除期間終了後、または、所得税免除を受けていない場合は所得の発生後、さらに5年にわたり法人税の50%の免除。(35条②及び「税制上の優遇措置認可基準」9. 投資奨励地域への投資奨励のための減税基準9. 2を参照のこと。)
- － 輸送費、電気、水道費の実際経費の2倍を課税対象法人所得より控除。(35条③及び「税制上の優遇措置認可基準」9. 投資奨励地域への投資奨励のための減税の基準9. 3を参照のこと。)
- － 通常原価償却のほか、法人所得が生じた時点より10年以内に限り、任意の年に、インフラ建

設に要した経費の25%を課税対象法人所得より控除(35条④)

投資奨励地域は、バンコク、サムットプラカーン、ナコンパトム、ノンタブリ、パトムタニ、サムットサコン6県を除く67県である。

< 輸出志向型産業に対する追加優遇措置 >

- 輸出向け製品の製造用原材料に対する輸入税、事業税の免除。国産原材料の買入れに対する事業税の免除。(36条①及び「税制上の優遇措置認可基準」10. 輸出促進のため与えられる輸入税の免除、減税の基準10. 1及び10. 2)
- 再輸出品に対する輸入税、事業税の免除。(36条②)
- 輸出税、事業税の免除(36条③及び「税制上の優遇措置認可基準」10. 輸出促進のため与えられる輸入税の免除、減免の基準10. 3を参照。)
- 運賃、保険料を除く、対前年輸出増加額の5%相当を課税対象法人所得から控除。(36条④及び「税制上の優遇措置認可基準」10. 輸出促進のため与えられたる輸入税の免除、減免の基準10. 4を参照)

4-2-6 奨励業種リスト

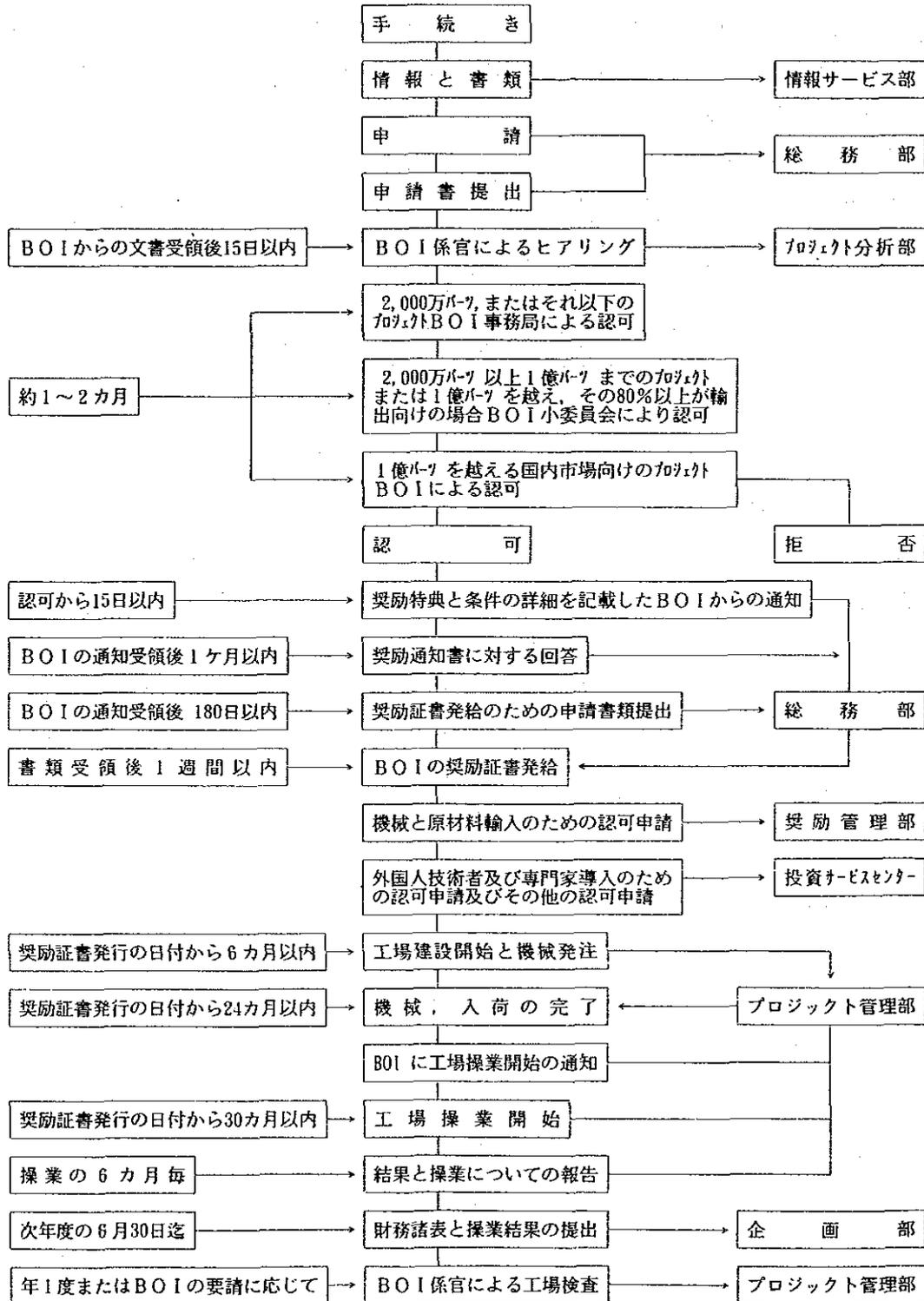
1988年2月末現在で発表されている奨励業種リスト(List of Activities Eligible for Promotion)には、6部門、123業種があげられている。各業種には、各々最低投資規模、輸出比率、タイ側出資比率などの付帯条件が個別に明示されている。なお、このリストの見直しはインドネシアなどのように毎年定期的に行われるわけではなく、新業種が適時追加される他、旧来業種の削除(Suspension from the List)も随時行われている。

- ① 農業部門：大規模耕作、農産品加工、飼料、食肉加工、ゴム製品等20業種
- ② 鉱業・金属・窯業部門：炭鉱、採鉱、金属精錬、金属加工、窯業(ガラス、陶業)の5業種
- ③ 化学製品部門：石油化学、薬品、肥料、塗料、紙等13業種
- ④ 機械および電気設備部門：エンジン、自動車部品、機械設備の組立、部品生産、電子製品の生産等7業種
- ⑤ その他製造業部門：時計、カメラ、造船、修繕、ゴム材製品等53業種
- ⑥ サービス業部門：ホテル、観光業、倉庫、病院等25業種

4-2-7 投資奨励のための申請手続

BOIに対する投資奨励のための申請手続の流れは概ね図I-4-1のとおりと思われる。

図I-4-1 投資奨励申請許可の過程 BOI事務局 関係窓口



4-2-8 規制措置の概要

(1) 出資比率

Alien Business Act (1972年制定, 78年一部改正) が農業, 専門サービス等産業の一部について外資のマジョリティ保有を禁止している。制限分野は3つのカテゴリーに分けて規定されている。

リストA: 新設, 既設を問わず, 外資のマジョリティ保有を禁止。4業種12事業

リストB: BOIの投資奨励をうけるプロジェクトの場合のみ外資のマジョリティ保有を認める。
5業種37事業

リストC: 商務省の許可を得た場合のみ外資のマジョリティ保有を認める。4業種14事業

なお, Announcement of the BOI No.1/1983 Regarding Criteria in Approving Investment Promotion and Providing Tax Privileges 4条でも, 企業がBOIの奨励措置をうけるための外資の出資比率についてガイドラインを出している。

リストA

業種-1 農業

- (1) 米作
- (2) 製塩(塩田), 地下塩の採取を含むが岩塩は含めない。

業種-2 商業

- (1) 国産農業製品の国内取引
- (2) 不動産取引

業種-3 サービス業

- (1) 会計事務 (2) 法律 (3) 建築設計 (4) 広告 (5) 仲買または代理商 (6) 競売
- (7) 理髪店, 美容院

業種-4 その他

- (1) ビル建設

リストB

業種-1 農業

- (1) 農作 (2) 造園 (3) 家畜の飼育(養蚕を含む) (4) 木材 (5) 漁業

業種-2 工業および工芸

- (1) 精米 (2) 米穀製粉 (3) 製糖 (4) 清涼飲料, アルコール飲料の製造 (5) 製氷
- (6) 製菓 (7) 冷凍 (8) 製材 (9) 金, 銀, 黒金細工製品, その他宝石細工の製品
- (10) 仏像および託鉢の製造/铸造 (11) 木彫 (12) 漆器製造 (13) マッチの製造
- (14) 石灰, セメント, セメント製品 (15) 石切り (16) 合板, ベニヤ板, ボール紙類の製造
- (17) 衣類, 履物類の製造(輸出用を除く) (18) 印刷 (19) 新聞
- (20) 絹紡, 絹布の製織, 絹織物の捺染 (21) 絹布, 絹糸, 絹まゆを使用した製品の生産

業種－3 商 業

- (1) すべての小売業，ただしリストCに記載されているものを除く
- (2) 鉱産物の取引，ただしリストCに記載されているものを除く
- (3) 各種食品，飲料の販売，ただしリストCに記載されているものを除く
- (4) 骨とう品，アンティーク，美術品の取引

業種－4 サービス業

- (1) 観光案内
- (2) ホテル業，ただしホテル業務の経営管理を除く
- (3) 娯楽施設場に関する法律の適用を受ける事業
- (4) 写真スタジオ，フィルムの現像，焼付
- (5) クリーニング
- (6) 洋服仕立

業種－5 その他

- (1) 国内の陸上，水上および航空輸送

リストC

業種－1 商 業

- (1) リストAに記載されたものを除くすべての卸売業
- (2) 輸出取引
- (3) 機械，機器，工具の小売
- (4) 観光用食品，飲料の販売

業種－2 工業および工芸

- (1) 飼料の生産
- (2) 植物油の精製
- (3) 紡績，染色，捺染を含む繊維，編物製品の製造
- (4) 電球を含むガラス容器の製造
- (5) コップ，碗類，皿類の製造
- (6) 書き物用紙，印刷用紙の製造
- (7) 岩塩の採取
- (8) 鉱 業

業種－3 サービス業

- (1) リストAおよびリストBに記載されていないその他のもの

業種－4 その他

- (1) リストAに記載されているものを除く建設

外国企業規制法でいう外資マジョリティー（外資系企業）とは，次のいずれかである。

- ① タイ国籍を有しない個人，法人
- ② 資本の50%以上を外国人が所有する法人
- ③ 外国人による資本の出資額にかかわらず，株主・共同出資者，事業参加者の過半数を外国人が占める法人
- ④ 外国人を共同経営者，または経営者とする合資会社，合名会社

(2) 雇 用

外国人就業規制法 (Alien Employment Act, 1978) が農林水産業や伝統的産業，あるいは会計，法律などの専門的職業への外国人の就業を禁止している。また同法により，タイ人の雇用確保と経営者，技術者のタイ人への代替が図られている。

- 1) タイ国内の企業で就労を希望する外国人は就労許可を内務省労働局に申請，許可を取得しなければならない。(労働局，又はBOIが発給)
- 2) 就労許可証の有効期間は通常一年，投資奨励にもとづくものは，その奨励期間中。
- 3) 許可証の発給にあたって労働局は就労条件を付すことができる。
- 4) 投資奨励対象企業に必要な外国技術者および熟練労働者の就労許可は比較的容易に得られる。
(申請は現地で行う。)

入国許可の基準となる活動内容は下記のとおり。

- － 生活活動で，タイに近代技術を持ち込む。50%以上国内原材料を使用する。または，20人以上を雇用する。
- － 輸出志向，または輸出を振興する。または，国産品の新たな海外市場を求める国際貿易。
- － 旅行サービス分野の投資をもたらす，タイへの観光客増加を促進する旅行業。
- － 貿易，投資の駐在員事務所。
- － 20%以上のタイ側の資本参加があり，1億バーツ以上の外貨を導入する金融期間。

外国人が就業を禁じられた職種を指定した1979年勅令(Schedule annexed to the Royal Decree, Stipulating work in occupation and profession Prohibited to aliens 1979)

1. 肉体労働
2. 農業，牧畜業，林業あるいは漁業での就業，または農場の監督(ただし，特殊技能を除く)
3. 石工，大工またはその他の建築労働
4. 木彫
5. 動力車あるいは荷車の運転，ただし，国際航空線のパイロットを除く
6. 店員
7. 競売人
8. 会計事務ただし，不定期の内部監督を除く
9. 宝石の切削あるいは研磨
10. 理髪，美容
11. 手織り
12. マット類の製造
13. 書き物用紙の製造
14. 漆器製造
15. タイ民族楽器の製造
16. 黒金細工の製造
17. 貴金属加工
18. 青銅細工の製造
19. マットレスあるいは掛布の製造
20. 託鉢容器的の製造
21. 手製絹製品の製造
22. 仏像類の製造
23. ナイフ製造
24. 傘の製造
25. 靴の製造
26. 帽子の製造
27. 仲買または代理人，ただし，国際取引を除く
28. デザイン，計算等を含めた土木工事，ただし，特殊技能を要するものを除く
29. デザイン，製図等を含む建築事業
30. 衣服製造
31. 陶磁器の製造
32. 手によるタバコの巻つけ
33. 観光ガイドあ

るいはツアー組織代理店 34. 行商人 35. タイ語の製版 36. 手による絹の巻取り及び織り
37. 事務員または秘書 38. 法律または訴訟業務

(3) 国産品使用義務

国産品使用についての包括的規則はないが、投資奨励の許可要件として国産化率を明示している業種がある。また、自動車などの特定産業については、国産化率引上げのガイドラインが出されている。

(4) 外国為替管理

タイの外国為替管理は、1942年為替管理法 (Exchange Control Act B. E. 2485)が基本法となっており、その他省令および中央銀行の通知などによって規制されている。

利益送金

1) 輸入支払以外の目的で資本を本国送金する場合、その内容を記した申請をBank of Thailand に出す必要がある。また送金許可に先立ち必要資料として、申請者が事業を行っていくに十分な資金を所有している銀行証明などを要求される場合もある。必要とされる申請手続きをとれば、制限を受けることは少ないとされている。

2) 中央銀行は通常次のような送金を認めている。

- － 納税済で会社法に基づく積立金を差引いた後の利益と配当金
- － 会計年度前半6ヶ月間の予想純利益の50%
- － 借金の元金及び利子、料金及びロイヤリティー
- － 業務を精算したときの利益、業務上の雑収入

尚、送金額が大きい場合、分割での送金も認められる。

3) 投資後最初の2年間は、タイ国の外貨事情にかかわらず外貨借入れ分元利の年間20%までは、送金することが可能。

なお、非居住者が一定額以上の外貨を持ち込む際には申告することが義務付けられており、申告なしに持込まれた外貨は出国時に持出すことができない。また、居住者は、特別の承認を得なければ外貨口座を持つことができず、この口座を利用して取引を行うことは規制されている。

(5) 工業所有権等

1. ライセンス契約

特許に関するライセンス契約については、タイの工業、ハンディクラフト、農業あるいは商業の発展を妨げるものであってはならない旨の規定が特許法に盛り込まれているが、ライセンス契約あるいは技術提供契約一般のコントロールは行われていない。ただ、ライセンス契約は、商務省の登録局及び中央銀行に登録する必要がある。また、ライセンスを受ける企業が投資の奨励措置の適用を求める時は、投資委員会の承認を得なければならない。

2. 特許・商標法

特許は1979年発効の特許法 (Patent Act) で保護されている。商務省登録局への登録が必要。但し、タイは特許のパリ条約等国际条約には加盟しておらず、必要に応じて当該国での特許申請が必要となる。

特許	有効期間	15年
製品デザイン	"	7年

但し、登録後3年経過しても使用されない時は、独占を打破するため、何人であっても特許の有効性を争うことができる旨、規定されている。

商標法 Trade marks Act (1931年, 1961年)

商標	有効期間	10年
----	------	-----

期限切れに先立つ3ヶ月以内に申請すれば、更新も可能。商務省登録局に登録するが投資サービスセンターでも受付ける。更新にあたっては、当該商標が使用されていたことを証明する必要はない。

著作権法 Protection of Literary and Artistic Works Act (1978年)

1978年の著作権法により、文学及び芸術作品の著作権を保護している。また、文学と芸術作品の保護に関するベルン条約に1931年以来加盟している。

3. ロイヤルティー

ロイヤルティーは一般に頭金と売上の一定比率にて支払う方式が適用されている。ロイヤルティー、著作権、営業権等は営業開始5年間は所得性の対象とはならない。

(6) 土地保有に対する制限

1) 土地法 B. E. 2497(1954) に基づき、タイ国法人の土地所有は認められるが、株式の49%以上が外国人に属する法人の場合、土地所有は原則的に認められていない。但し、投資奨励法に基づいて企業活動を行っている外国人は、その活動を進めるうえで必要な土地について投資委員会の定めた条件に従って所有権の許可をうけることができる。

なお、奨励企業が事業の操業を停止、あるいは他人に譲渡した場合は同事業の停止、または譲渡の日から1年以内に所有許可の受けた土地を処分しなければならない。

4-3 その他の投資環境

4-3-1 工業団地の整備状況

(1) 公営

公営では88年3月時点で5つの一般工業団地 (Industrial Estate) と3つの輸出加工区 (Export Processing Zone) が建設されている。工業団地の建設・運営はタイ工業団地開発公社 (Industrial Estate Authority of Thailand: IEAT) が中心となって行っている。

I E A Tは工業省に属し、工業団地、輸出加工区の計画段階にはじまり、開発、運営を行っている。具体的には、工業団地の新設、増設のための土地取得、団地建設に関連した道路、排水設備、電気、水道施設の敷設、その他インフラの整備や団地運営に関連した不動産・動産の賃貸しないし売却業務を行っている。また民間の団地建設に資本参加することも行われている。

各工業団地の概要は次のとおりである。

① Bang Chang Industrial Estate (Minburi 郡)

I E A TがDepartment of Industrial Worksから引き継いで建設したもので、進出企業数66社である。現在新規分譲予定はない。

② Lat-Krabang Industrial Estate (Minburi郡)

87年6月現在42社が入居、うち輸出加工区に25社が立地している。既設の工業団地1,300rai (約210ha)は既に完売されている。87年には商業地域を輸出加工区に用途変更し、50rai, 17区画を販売したがこれも完売となった。現在、第3期工事、1,000ライ (約160ha)が進められている。同団地には輸出加工区が設けられている。

その内訳は次のとおりである。

	予定面積	比率
一般工業団地	450rai	45%
輸出加工区	300rai	30%
公共用地	250rai	25%
計	1,000rai	100%

開発期間は1988年～89年。1989年前半より一部入居可能予定。

販売予定価格

1988年末頃から販売予定であるが価格は平均、一般工業地区 950,000～1,000,000 Bahts/rai (約3,000円/㎡見当)、輸出加工区 1,100,000～1,200,000 Bahts/rai (約3,500円/㎡見当) 予定。〔注〕1rai = 1,600㎡

③ Bangpoo Industrial Estate (Bangpoo郡)

Bangpoo Industrial Estate は民間ディベロッパーであるThe Real Estate Development Co., が建設した工業団地にI E A Tが出資し(5%)、同団地設備の維持管理を行っているもの。面積は579haで現時点ではタイ最大の工業団地だが地盤が弱いという問題を抱えており、入居企業数は87年6月時点で77社にとどまっている。88年に輸出加工区が新設された。

④ Bangplee Industrial Estate (Bangpoo郡)

同団地は、I E A Tとタイの住宅供給公社(National Housing Authority: NHA)が住宅団地と一体化した工業団地として開発したもので、小規模企業を対象とする。入居企業数は59社

⑤ Northern Region Industrial Estate (Chang Mai)

Lamphun 団地は地方に建設された初めての団地である。団地関連インフラは整備されているが、

表 I-4-5 主要工業団地概要 (1)

1. 立地	Bangchan 工業用地	Lat-Krabang 工業用地	Bangpoo 工業用地	Bangplee 工業用地	Northern Region 工業用地	Laem Chabang 工業用地	Map-Ta-Phut 工業用地
2. 総面積 (ha) 工業全般用地 輸出加工区用地	バンガ東部30km 108.35 86.00 —	バンガ東部35km 206.38 116.35 30.00	バンガ南東部35km 579.30 424.10 51.20	バンガ南東部40km 72.8 62.4 —	チェンナ東部25km 280.06 162.11 25.40	バンガ南東部130km 544.0 288.0 224.0	バンガ南東部190km 960.0 800.0 —
3. 完成年度	1972	1979	1977	1984	1985	1989	1989
4. 残り分譲地 工業全般用地 輸出加工区用地	0 0	0 8.00	311.30 260.10 51.20	0 0 0	176.781 181.381 25.40	512.0 288.0 224.0	160.0 160.0 —
5. 進出企業数 工業全般用地 輸出加工区用地	06	42 25	77	59	7	—	—
6. 業種	自動車部品加工、家電組立、食品、機械、家具、木工	自動車組立、食品、食品、繊維、化学、衣服、家具、電子部品、繊維、玩具、家庭用品、木材	化学、食品、金属、皮革、繊維、家具、玩具、機械、繊維、木材	食品、繊維、化学、玩具、家庭用品、木工	自動車部品加工、繊維、木工品、皮革、衣服、玩具、家庭用品	電子部品等の無公害産業、玩具、家具、玩具、家庭用品、自動車組立	化学および器機産業、金属、大規模工業
7. 分譲価格 (Baht/m) 工業全般用地 輸出加工区用地	406.25	468.75 618.75	313.125	443.75	125.00 168.75	350.00 362.50	218.75
8. サービス料 管理・維持費 (Baht/m/Year) 水道費 (Baht/平均) 排水処理費 (Baht/平均)	0.41 3.60 —	工業全般用地 1,125 輸出加工区用地 3,112 3.60	0.56 3.00(1~1,000) 2.50(1,001以上) 5.80	— 5.0 —	1.875 6.0	—	—
9. 最低賃金 (Baht/day)	73	73	73	73	61	67	61
10. 注	最も古い工業団地	輸出加工区は1987年末までに入居可。	民間開発会社との共同開発地である。	住宅公園との共同開発地。	現在2工場が操業中。輸出加工区は1987年末までに入居可。	輸出加工区は1989年に入居可。	1985年以降、売却可能地は大企業2~3社によって手当て済み。

出所：タイ工業団地公社

図 I - 4 - 2 工業団地開発計画 第 6 次 5 カ年計画 (1987~91年)

(単位 : 100万バーツ)

No.	プロジェクト名	面積 (ha)	土地 取得費	2) 建設費	総投資額					
						1987	1988	1989	1990	1991
1 ¹⁾	サムコン工業団地	332.8	70.2	527.8	598.0	← LA →	← DB →	← C →		
2 ¹⁾	小規模サバ工業団地 (ナコンラチャシマ)	24.0	9.12	27.88	37.0	← LA →	← DB →	← C →	← O →	
3 ¹⁾	南部タイ工業団地 (ソクラハイタイ)	128.0	44.4	147.8	192.2	← LA →	← DB →	← C →	← O →	
4	ラーナナ工業団地 拡張 (Ⅲ)	120.0	60.0	195.0	255.0	← DOC →	← LA →	← DB →	← C →	← O →
	計	604.8	183.72	898.48	1,082.2					
5	レムチャパン工業団地	286.4				後期は着工後30カ月				
6	マブタブット工業団地	370				後期は着工後30カ月				

注 : 1) 閣議で承認済。

2) 建設中の利子を含む。

出所 : I E A T 資料。

DOC - 計画商品 (Documentation Approval)

LA - 土地取得 (Land Acquisition)

DB - 設計・入札 (Design & Bidding)

C - 建設 (Construction)

O - 稼働 (Operation)

現在までの入居は7社、入居率5%と低い。同団地にはEPZも設置されているが、利用企業はまだあられていない。

(2) 民 営

① Nava Nadorn Industrial Estate (Pathum Thani Province)

民間ディベロッパーが建設した純民間の工業団地。既存の工業団地の中では最もバンコク空港に近い立地となっている。すでに3期分約400haが販売済みで、入居企業は100社を超えている。現在、第4期計画が進行中。第2期の60件のうち9割を日系企業が占めている。今後の開発予定面積は320ha。

② Bangkradee Industrial Estate (Pathum Thani Province)

Toshiba Thailand Co Ltd. と Mitsui Corporation が建設中の団地。計画規模1,023raiで東芝系の企業をはじめ、宝飾品、電子機器等、無公害型産業の進出を予定している。

③ See Racha Industrial Park

Industrial ParkはIndustrial Estateと異なり優遇措置は与えられていない。同Industrial ParkはSaha Pathanaグループの工場用地として開発された大型のIndustrial Parkである。面積は128ha。

(3) 公営Industrial Estate の新設、拡張計画

今後、新設、拡張が計画されているのは下記団地である。

- ① Lard Krabang 3期
- ② Mab Ta Put
- ③ Laem Chabang
- ④ Bang Plee 3期
- ⑤ Samut Sakhon
- ⑥ Songkhla/Hat Yai
- ⑦ Nakhon Ratchasima

4. EPZ

現在のEPZは、Lard Krabang (33ha)、Bangpoo (51ha)、Lamphun (25ha)の3カ所である。88年3月時点で入居しているのはLard Krabang 1カ所のみ(入居企業25社)。Laem Chabang, Phuketにも設置計画がある。

EPZは輸出産業の育成を目的とした工業団地で、IEATが建設・管理を行っている。

EPZへの入居企業(製品の100%を輸出するのが入居条件)には、通常のIndustrial Estate入居に対して与えられる優遇措置とは別に次のような優遇措置が自動的に与えられる。

- ① 輸入機械および輸入原材料の輸入関税および事業税の免除
- ② 国内業者から購入する原材料に含まれる輸入関税および事業税の還付
- ③ 輸出製品の輸出税および事業税の免除

表 I-4-6 工業団地概要 (2)

団地名	面積(ライ)	開設	開設面積(ライ)	使用法 use
1. Bang Chan	501	1972	—	sale
2. Lard Krabang	766	1979	—	sale
EPZ	235	1979	—	sale/lease
3. Bangpoo	3,900	1977	1,500	sale
EZP	234	1988	100	sale
4. Lamphon	885	1985	800	sale
EZP	158	1987	80	lease
5. Laem Chabang	2,000	1990	2,000	lease
EZP	1,200	1990	700	lease
6. Mab Ta Put	6,000	1989	—	lease
Expansion	8,000	Planned	8,000	sale
7. Bang Plee	440	1984	—	sale
Bang Plee 2	450	1988	450	sale
Bang Plee 3	900	Planned	900	sale
8. Samut Sakhon	1,250	Planned	1,250	sale
9. Songkhla/Hat Vai	500	Planned	500	sale
10. Phuket EZP	200	Planned	200	sale
11. Lard Krabang III	1,000	Planned	1,000	sale
12. Nakhon Ratchasima	2,000	Planned	2,000	sale

Private industrial estate: A project approved by and already in operation is Nava Nakom in Pathum Thani Province Which is 20 kilometres north Bangkok international Airport. It has sold 1,000 rai in the first phase and more is being developed.

(出所) : Investment News B01

なお、輸出企業でEPZに入居しない企業にはBonded Factory制度を適用し、輸出、輸入関税の免除等も行われている。地方立地の輸出企業などが当制度を利用することになる。

4-3-2 港湾設備

タイの主要貿易港としては、Port Authority of Thailand: P A Tが管理するクロントイ港とChon Buri Province のサタヒップ港があげられる。工場の集中するバンコク首都圏に立地することから、もっぱらクロントイ港が利用されている。クロントイ港の87年のコンテナ取り扱い量はP A T発表で65万個に達している。

80～85年の平均伸び率は17.5%であったが、円高以降の輸出入の増加とともに、86年26%、87年33%と急増している。現在の増加率で推移すると89年には1,000万トン(100万個)に達するとみられる。

現在クロントイ港は河川港であることから、水深が浅く水路幅も狭い。このため大型船の入港はできず、船舶の大型化、コンテナ化への対応が困難となってきている。

コンテナヤードが狭いため、特に揚げ荷の荷役スピードが落ちており、荷役作業に1週間程度の遅れがでている。

こうした港湾施設の混雑にさらにP A Tによるモービルクレーン導入問題が加わり、一層の混雑と混乱を生じた。これはガントリークレーンを導入するまでの間、モービルクレーンを利用することとし、本船クレーンの使用を禁止するとの措置である。モービルクレーンの処理能力が本船クレーンの半分以下とみられるうえ、モービルクレーン使用料徴収も行われたため、利用者側から強い抗議がだされた。本件は5月中旬に運輸大臣からP A Tにモービルクレーン使用中止命令がだされ、問題は解決に向かったが本件の例にみられるように、施設の管理・運営体制上も改善の余地が大きい。

サタヒップ港は1979年以降、従来の軍港から、商業用にも供用されている。一時期拡張計画も検討されたが、後背地の狭いことや工業地区から離れていることから拡張計画は中止されている。サタヒップ港拡張にかえて、ハプタブツ港を工業深水港として建設することが決定されている。

また港湾施設の拡充が困難なクロントイ港の代替港として、レムチャバン港の建設が計画されている。既述のとおりすでにクロントイ港のキャパシティにさまざまな問題を生じていることから、レムチャバン港の早急な建設、整備が望まれる。

表 I-4-7 バンコク港及びサタヒップ港の港湾施設

(能力：100万トン/年)

	バ ー ツ 数	船長/吃水		能 力
		(m)	(m)	
バンコク港				
西埠頭	10	172/8.5		2.7
東埠頭				
コンテナ埠頭	6	172/8.5		3
はしけ埠頭	2	—		—
ドルフィン	15	172/8.5		2
ブイ	6	135/		0.5
サタヒップ港				
西埠頭	3	180/9.0] 2.7
東埠頭	2	150/7.8		

(出所) B O I 87年資料

表 I-4-8 クロントイ港の貨物取り扱い量

(単位 100万トン, %)

	85年	86年	87年	88年	89年
貨物総量	6.36	—	—	—	—
(対前年比)	3.3				
コンテナ	3.88	4.90	6.50	8.63	11.45
(対前年比)	15.5	26.3	32.7	32.7	32.7
コンテナ率	61.0	—	—	—	—

(出所) P A T, 88年以降は予想

4-3-3 その他のインフラ整備状況

電 力

電力供給は発電から一次送電までが E G A T, それ以降の送配電は首都圏配電公社 (M E A) と地方配電公社 (P E A) の担当となる。E G A T 所有の発電所は85年末現在で 646万KW, 発電実績は26

KWhで、うち82.9%が火力であった（褐炭、天然ガス、一部に石油）。

送電網は 230kVが 5,200km, 115kV系が 8,322km, 65<V系 933kmで構成される。一般需要家への供給は家庭用が220V, 事業所向けが 380/220V である。電力需要は首都圏で年率 6.5%, 地方では12.5%の割合で伸びている。E G A Tの10カ年計画（86～95年）では、この間の需要の伸びを年平均7%と予測し、95年までに発電容量を 912万kWに引き上げる計画である。

表 I - 4 - 9 電力料金体系（契約容量 500kW以上）

基本料金	1 kW当り	90.00 パーツ
～200kWh	1 kW当り	1.44
200～480kWh	同上	1.43
480kWh～	同上	1.41

（出所）BOI 87年資料

表 I - 4 - 10 E G A T の 発 電 設 備

形 態	1985年度末	
	kW	%
水 力	1,813,624	28.07
火 力		
バンカーオイル	342,500	5.30
天 然 ガ ス	2,400,000	37.15
褐 炭	885,000	13.70
ガスタービン		
ディーゼル油	120,000	1.87
天 然 ガ ス	145,000	2.24
ディーゼル	33,600	0.52
ガスタービン複合式	720,000	11.15
合 計	6,459,724	100.00

（出所）EGAT資料

燃料・エネルギー

タイの主要エネルギー源は天然ガス、石油及び褐炭である。シャム湾での天然ガス生産は81年に開始され、現在の算出量は日量5億立方フィート（原油換算10万バレルに相当）。Rayong県の天然ガス分離設備によりプロパン、ブタンを分離、LPGの形で供給しているほか、EGATの南バンコク、バンパコン両発電所及びSiam Cement社のセメント工場で利用されている。化学肥料、石化原料への利用も目指している。

石油はSirikit油田やErawan油田などで生産され、Sirikit油田の産油量は86年に日量2万バレルに達した。製油所はシラチャ（2カ所）とバンチャクにあり合計精製能力は年間19万3,000バレル。

褐炭資源は北部のLampang県メモ及び南部クラビなどにあるが、特にメモの資源は確認埋蔵量8億5,000万トン（推定埋蔵量13億トン）に達し、これは少なくとも30年間にわたり209kWの発電を維持できる規模に相当する。褐炭は発電以外にタバコ工場、セメント工場など工業用にも用いられている。

表 I - 4 - 11 エネルギー源別供給と予測

	実 績	予 測	
		1991	2000
石油・同製品	10,873	9,769	16,099
天然ガス	1,300	6,877	9,588
水力発電	1,300	2,500	4,127
石 炭	766	3,646	6,243
薪	646	603	599
木 炭	1,934	1,957	2,053
稲 わ ら	142	56	60
バ ガ ス	1,159	1,489	1,695
総 計	18,120	26,897	40,464

（出所）“Quarterly Bulletin” 予測はNEA（国家エネルギー庁）資料

道路・鉄道・航空

タイの道路密度は1km当たりで南部0.118、中部0.113、東北部0.075、北部0.073各kmと増減格差が目立つ。全国平均では0.291kmと近隣のインドネシア0.055km、マレーシア0.089kmなどと比べると高

い。舗装延長は65～85年の20年間に 5,046kmから1万 5,132kmに伸び、国道の舗装率は35.8%から96.4%に上がった。交通量は最も多い首都圏幹線道路では最大10万～15万台を超える日もあり、交通混雑緩和策として国道ハイウェイ化計画が進められている（タイ国経済概況87年版による）。

鉄道は大部分が単線で、電化区間は無く、すべてディーゼル鉄道である。85年からは首都路線で日本製のステンレスディーゼルカー急行が運行を開始した。一方、首都圏ではバスより廉価な交通手段として高架鉄道による大量輸送システム（MRT）計画が進められている。

航空輸送ではバンコク、チェンマイ、ハジャイ、プケット、ウタパオの各国際空港のほか34空港がある。バンコク空港では向こう10～15年間の航空需要増に対応した整備計画が進められている。

表 I - 4 - 12 道路整備状況 (85年)

道路密度 (km/km ²)	舗 装 済	0.061
	未 舗 装	0.010
	計画・建設中	0.017
	小 計	0.088
道路延長 (km / 1,000人)	舗 装 済	0.666
	未 舗 装	0.106
	計画・建設中	0.190
	小 計	0.962

(出所) DOH

表 I - 4 - 13 バンコク空港の利用状況 (1986年)

利用客数	国 内 便	1,135,431 人
	国 際 便	6,578,833 人
利用貨物	国 内 便	3,120 トン
	国 際 便	163,236 トン

(出所) BOI資料

表 I - 4 - 14 タイ国鉄主要指標

項	目	1985年度
営業キロ		3,735
輸送量		
輸送人員	(1,000人)	78,013
人キロ	(100万人キロ)	9,140
輸送トン数	(1,000トン)	5,648
トンキロ	(100万トンキロ)	2,718

(出所) タイ国経済概況87年版

水道

地方では上水道普及率は8%と低いが80~85年には接続数で36%、給水量で50%増加した。首都では水道整備30カ年計画(1970~2000年)が進められ、今後2000年までに給水能力1日当たり450万 m^3 を目指す。業務用水道料金は基本料50バーツ+使用量に応じて1 m^3 当たり6.22~8.7バーツ(BOI 87年資料等による)。

通信

タイの通信事業はタイ電話公社(TOT)とタイ通信公社(CAT)の2国営企業が運営している。TOTは国内電話業務、CATはTOT以外の電気通信業務を行う建前だが、自動車電話やデータ通信、ビデオテックスなど新サービス登場で業務負担が不分明になりつつある。

TOTの電気通信整備計画は第5次と第6次が同時進行状態にあり、電話普及100人当たり2.71台、各種新データ通信導入などが目標である。電話は普及率が低い、地域較差が大などのほかサービスの質向上(故障、雑音、混線等)が課題である。国際電気通信では83年からファックス、84年から国際ダイヤル通信が開始された。自動車電話ではTOTが北欧型のMMT方式(87年4月現在の普及は2,317台)、CATは米国のAMPS方式(82年2月に8局からなる容量1万台のネットワークを完成)を選定している。

電話料金(86年3月改定)は月額レンタルでダイヤル式50バーツ、プッシュホン式100バーツ、国内通話料金は1通話当たり3バーツ、電話工事費は8,000バーツ。テレックス料金は月額レンタルで装置費2,000バーツ、回線料500~3,000バーツ、このほかに供託金が2万バーツ、工事費が1万220万バーツである。

表 I - 4 - 15 タイの電話普及状況

項 目	バンコク	地 方	計
電話局数	46	173	219
交換設備 (回線)	383,000	187,000	571,000
電話機数 (台)	482,000	211,000	693,000
電話加入数	362,000	158,000	520,000
100人当り電話加入数	5.46	0.36	1.03

(出所) タイ国経済概況87年版

4 - 4 日本からの企業進出

4 - 4 - 1 日本からの投資の推移

(1) 日本からの海外投資急増の背景

タイをはじめとするアジア諸国や欧米諸国において日本企業の海外投資が増加している事情として、次のようなことがあげられる。

- ① G5を契機とした急激な円高による海外投資意欲の高まり
- ② 国際協調的な輸出志向
- ③ 海外生産の拡大による水平分業の重視

自動車や電気・電子機器など輸出比率が高く貿易摩擦をひき起こしやすい分野で、日本からの輸出依存度を引き下げる努力がみられ、こうした業種で海外生産、企業内水平分業の進展が進んでいる。他業種でも円高で日本国内での生産コストが大幅に上昇したため、海外での生産も単なる組立から本格的製造へ向かっている。これにあわせ、海外進出企業は自動車関連、電気・電子関連業種ばかりでなく、最近では工作機械、精密機械、食品工業など進出業種の多様化が進んでいる。生産規模も大手から中堅・中小にまで広がっている。

さらに日本の工業水準、経済水準からみてもその海外投資の水準は他の欧米先進国に比べ極めて低い状況にあり、海外投資の予知が大きかったといえる。(日本の製造業の海外生産比率4%85年3月、米国17%84年3月、西ドイツ19%85年3月)

表 I - 4 - 16 海外直接投資残高

COUNTRIES	1985 YEAR-END STOCKS (US \$ BILLIONS)	RATIO OF STOCKS TO GNP (%)	RATIO OF OVERSEAS MANUFACTURING (%)
JAPAN	44.0	3.3	3.9 (FY '83)
U. S.	232.7	5.8	17.3 ('83)
WESTGERMAN	62.4	8.4	19.3 ('84)
U. K.	116.9	25.7	...

NOTE: Ratio of Overseas manufacturing = A/B
 A = Sales Volume of overseas manufacturing
 B = Sales Volume of domestic manufacturing
 出所: JETRO White Paper on Overseas Investment 1987

(2) タイにおける日本からの投資の占める位置

1960年から87年末の登録資本金の累計額をみると、外国登録資本159億500万バーツのうち、日本は63億600万バーツで、タイ国内外投資全体で12.3%のシェアを占め、86年末より5ポイントも上昇している。外国からの投資累計では39.6%のシェアを占め、72年、76年時点のシェアも上回った。76年の38.2%から86年には25.7%まで外資に占めるシェアが低下した。しかし、87年に入って日本からのタイ向け投資が急増し、60年から86年までの投資累計額28億4,000万バーツを上回る34億6,600万バーツが87年1年間だけで承認されたことになる。

次に日本のタイ向け投資を中央銀行の資料により業種別にみている。(なお資料は85年までとなっている) 1981~85年末までの数字であるが、投資額の多い順に、建設業(同期間の日本投資額の39%)、工業部門(同31%)、販売業(同22%)となっている。工業部門のうち、金属・非金属部品製造(工業部門向け投資額の33%)、電気製品・部品製造(同32%)、繊維製造業(同24%)の3業種で工業部門向け投資の9割を占めている。

業種別タイ向け外国投資額に占める日本のシェアをみると、日本は繊維(76%)、金属・非金属製品(73%)、建設業(66%)で大きなシェアを占めていることがうかがえる。86年、87年の投資動向をみると、金属・非金属、電気製品・部品、機械・輸送機部門の投資案件が多いことから、こうした業種での日本のシェアはさらに高まっているものと思われる。

表I-4-17 投資奨励対象国別登録資本の推移 (累計ベース) (単位 100万バーツ)

	1960-1972	1960-1976	1960-1980	1960-1986	1960-1987
純登録資本 (100万バーツ)	8,020 (100.0)	13,792 (100.0)	19,886 (100.0)	39,709 (100.0)	51,105 (100.0)
1. タイ	5,450 (68.0)	9,811 (71.1)	15,209 (76.5)	28,669 (72.2)	35,200 (68.9)
2. 外国	2,570 (32.0)	3,981 (28.9)	4,677 (23.5)	11,041 (27.8)	15,905 (31.1)
外国 国別	1. 日本 965 (37.6) 2. 台湾 403 (15.7) 3. 米国 356 (13.9)	1. 日本 1,521 (38.2) 2. 米国 622 (15.6) 3. 台湾 465 (11.7)	1. 日本 1,564 (33.4) 2. 台湾 644 (13.8) 3. 米国 578 (12.4)	1. 日本 2,840 (25.7) 2. 米国 1,886 (17.1) 3. 台湾 1,051 (9.5)	1. 日本 6,306 (39.6) 2. 米国 2,016 (12.7) 3. 台湾 1,307 (8.2)

(注) () 内はパーセント表示。国別は外国投資に占めるシェア
(出所) BOI Activity Report

表I-4-18 タイ向投資・業種別内訳 (1981~1985年ネットベース)

業種	投資額		全投資(81~85) A			日本からの投資 (81~85) B			米国からの投資 (81~85) C		
	百万BT	%	百万BT	%	B/A%	百万BT	%	C/A%			
金融機関等	10.1	0.0	280.7	3.1	2,779.2	315.7	3.0	3,125.7			
販売業	5,789.3	17.6	2,010.6	22.4	34.7	992.3	9.4	17.1			
建設業	5,400.4	16.4	3,539.1	39.4	65.5	507.3	4.8	9.4			
鉱業	7,207.2	21.9	6.9	0	0	4,304	40.6	59.7			
石油開発	(6,446.8)	(19.6)	(6.6)	(0)	0.1	(4,265.8)	(40.3)	66.2			
その他	(760.3)	(2.3)	(0.3)	(0)	0	(38.2)	(0.4)	5.0			
農業	215.7	(0.7)	87.2	1.0	40.4	71.5	0.7	33.1			
工業	10,813.5	32.9	2,772.3	30.9	25.6	3,019.7	28.5	27.9			
食品	(607.3)	(1.8)	(△212)	(-)	-	(297.6)	(2.8)	49.0			
繊維	(889.9)	(2.7)	(676.2)	(7.5)	76.0	(5.8)	(0)	0.1			
金属・非金属	(1,246.3)	(3.8)	(914.1)	(10.2)	73.3	(△72.3)	(-)	-			
電気製品・部品	(3,010.3)	(9.2)	(880.1)	(9.8)	29.2	(1,794.3)	(16.9)	59.6			
機械・輸送機	(930.4)	(2.8)	(280.8)	(3.1)	30.2	(90.8)	(0.9)	9.8			
化学製品	(1,406)	(4.3)	(200.4)	(2.2)	14.3	(337.1)	(3.2)	24.0			
石油製品	(2,052)	(6.2)	(1.2)	(0)	0	(416.1)	(3.9)	20.3			
建築資材	(84.3)	(0.3)	(15.4)	0.2	18.3	-	-	-			
その他	(587)	(1.8)	(16.1)	0.2	2.7	(150.3)	(1.4)	25.6			
サービス業	3,461	10.5	278.5	3.1	8.0	1,383	13.1	40.0			
運輸旅行	(1,178.5)	(3.6)	(117.4)	(1.3)	10.0	(399.5)	(3.8)	33.9			
住宅・不動産	(505.1)	(1.5)	(△3.8)	(-)	-	(329.2)	(3.1)	65.2			
ホテル・レストラン	(584.5)	(1.8)	(8.1)	(0)	1.4	(230.4)	(2.2)	39.4			
その他	(1,192.9)	(3.6)	(156.8)	(1.7)	13.1	(423.9)	(4.0)	35.5			
合計	32,897.2	100	8,975.3	100	27.3	10,593.5	100	32.2			

(出所) Bank of Thailand資料より作成

表 I - 4 - 19 主要投資業種 (日米比較)

日 本		米 国	
3 大 投 資 部 門	%	3 大 投 資 部 門	%
(I) 建 設	39	(I) 鉱 業 (石油開発)	41
(II) 工 業	31	(II) 工 業	29
(III) 販 売 業	22	(III) サービス	13
うち工業部門内訳	(100)	うち工業部門内訳	(100)
(I) 金属・非金属部品製造	(33)	(I) 電気製品・部品製造	(59)
(II) 電気製品・部品製造	(32)	(II) 石油製品製造	(14)
(III) 織 維 製 造	(24)	(III) 化学品製造	(11)

(注) 1981~85年 投資総額の国別業種シェア (ネットベース)

(出所) 中央銀行資料より作成

表 I - 4 - 20 プレゼンスの高い業種 (日米比較)

日 本	当該業種の 日本投資 当該業種の 外資総額	米 国	当該業種の 米国投資 当該業種の 外資総額
(I) 織 維 製 造	76%	(I) 石油開発	66%
(II) 金属・非金属部品製造	73	(II) 住宅・不動産	65
(III) 建 設 業	66	(III) 電気製品・部品製造	60

(注) 1981~85年 業種別外国投資に占める国別シェア (ネットベース)

(出所) Board of Investment

4 - 4 - 2 日本からの投資の現状

日本からの投資申請は、1986年54件と85年の30件を大きく上回ったが、87年上半期では80件と対前年比8倍に、下半期には、124件と加速的な増加となった。87年合計では、204件で3.8倍に、投資総額では、477億パーツで対前年比3.2倍となった。88年1~3月の申請件数は80件を超えており年率320件のペースである。

日本企業の立地場所としてはナワナコン工業団地に人気が集まった。現在、第4期計画が進行中である。第2期の60件のうち9割が日本企業により占められた。また、ESB (東部臨海開発計画) をにらみ、バングナハイウェイ (パタヤ街道) 沿いや、空港からアユタヤ方面に通じる国道1号線沿いの立地も増加している。奨励地域の見直し以降は、地方にも進出がみられる。(ミネベア、信濃絹糸等)。最近、工業団地不足に対処するべく、日系商社による造成が進行中である。

表I-4-21 タイでの日本からの投資の推移

	1982	1983	1984	1985	1986	1987
申請数	21	27	32	30	54	204
投資額 (百万バツ)	2,696	6,515	5,801	6,693	14,729	47,705
登録資本金 (日本・百万バツ)	95	388	1,199	443	1,690	9,387
従業員数 (タイ+外国人)	2,651	3,651	9,747	5,207	21,829	85,829

(出所) : Board of Investment

表I-4-22 金型、玩具の投資奨励事例

◎印は既存企業案件

(単位: 百万バツ)

区分及び企業名 (承認日) (生産品目、数量、日本企業名簿等)	輸出率	登録資本金 (日本出資率)	投資額	従業員数 タイ-日本人
Mr. Tadashi Shimizu (87. 7. 21) Punch Die Element 3,294セットほか	-	20(100%)	89	85-10
..... (87. 11. 16) (自動車パーツ向け金型120セット)(トリベッチイサイズ)	50%	25(49%)	123	111-5
Union Itoh Mould Co.,Ltd. (87. 9. 1) (樹脂成型金型400セット)	-	60(35%)	100	47-3
Thai Stanley Electric Co.,Ltd. (87. 7. 28) (プラスチック金型、金属金型65セット)	50%	53(49%)	29	31-20
Thai Toshiba Electric Ind.Co.,Ltd (87. 8. 21) (工作用具ジグ100セット、プレス金型220セット、樹脂金型40セット)	-	33(45%)	40	70-2
National Thai Co.,Ltd. (87. 6. 11) (樹脂金型40セット、ダイ50セット)	...	111(49%)	99	51-1
..... (87. 10. 26) (ぬいぐるみ人形200万個)	100%	150(29%)	40	347-3
Taiji Wakimura (87. 9. 30) (プラスチック玩具70万個)	100%	5(100%)	24	217-3
Mr. Kantaro Tomiyama (87. 9. 28) (プラスチック玩具 600万個)(トミー)	93%	129(100)	220	490-15
Yamauchi Sangyo Co.,Ltd. (87. 1. 28) (人形72万個)(山内産業)	100%	5(100%)	14	312-2
Bandai & K. C. Co.,Ltd. (87. 5. 12) (プラスチック玩具・パーツ400万個)(バンダイ)	80%	50(50%)	113	450-7

表I-4-23 国別投資動向(86~87年)

(単位: 100万バーツ)

	BOI申請額ベース				BOI承認額ベース				BOI操業開始ベース			
	No	1986	No	1987	No	1986	No	1987	No	1986	No	1987
外国計	204	41,700	638	151,200	148	25,211	367	54,400	68	15,970	86	12,160
日本	54	14,729	204	47,705	35	14,421	130	23,548	11	7,464	30	5,623
台湾	35	2,870	178	14,658	23	2,331	100	7,309	17	1,183	8	399
EC	42	16,292	110	33,131	35	6,901	51	6,901	17	1,616	15	1,113
米国	23	14,096	58	20,504	14	904	35	5,025	8	2,249	10	1,563
香港	17	2,006	47	7,044	19	1,966	31	3,335	5	188	11	2,467
豪州	7	587	24	7,388	6	411	11	793	3	682	4	158
シンガポール	10	399	36	606	7	397	16	1,711	3	116	4	2,936
マレーシア	9	494	13	586	12	837	5	196	2	108	2	104

(出所) BOI, PR資料「INVESTMENT NEWS NO. MARCH 1988」

4-4-3 BOI承認企業リストから見た日系企業

86年から87年にかけてBOIが承認した日系企業をBOIレポートからピックアップして整理した特徴は以下のとおりである。

- ① 承認された案件は、業種別では電気・エレクトロニクスのシェアが2割と一番高い。
- ② 電気・エレクトロニクス(29件)がすべて80%以上の輸出志向型、次いで、その他消費財関連で88%が輸出志向型である。

サポーターインダストリーの多い輸送用機械及び金型産業が多い鉄・非鉄・金属製品の輸出志向は50%台にとどまる。

- ③ エンジン、繊維など政策変更がらみに大型投資案件

1件当たり投資総額が5億バーツ(25億円)以上の案件は、繊維の紡績・織布で設備投資額が多いため6件(5.17億バーツ~14.98億バーツ)、同様にピックアップ及びオートバイエンジン国産化のために輸送用機械が6件(7.48億バーツ~16.78億バーツ)、電気・エレクトロニクスが2件(シャープ6.39億バーツ、ソニー5.27億バーツ)、石油化学1件(31.02億バーツ)、鉄・非鉄・金属製品2件(タイフェライト5.97億バーツ、トステムタイ13.36億バーツ)

- ④ 電気・エレクトロニクスで1,000名以上の大規模雇用が目立つ

300人以上の雇用予定企業は、繊維で6件、鉄非鉄で2件、電気・エレクトロニクスで12件、輸送用機械で3件、その他で5件となっている。従業員が最も多いのは、電気・エレクトロニクス関連で、タイアロープロダクツ1,200名(矢崎無線)、アサヒエレクトロニクスが1,385名(朝日電機)、ミズキエレクトロニクスが1,380名、ミネベアタイ(プリンターマイクロスピーカー)が1,147名。

表 I - 4 - 24 日本企業による産業別投資プロジェクト数

	(Approval Base)		
	1986	1987	Total
食品加工 (Food Processing)	4	7	11
化学品 (Chemical Products)	2	10	12
金属加工 (Metal Fabrication)	3	12	15
電気及び部品 (Electrical Appliance Parts)	4	32	36
機械 (Machinery)	8	21	29
(Transportation Parts)	(7)	(17)	(24)
(Other Machinery)	(1)	(4)	(5)
医療機器 (Medical Equipment)	1	-	1
精密 (Precision Equipment)	1	1	2
光学機器 (Optical Equipment)	1	-	1
繊維 (Textiles)	2	14	16
建設資材	-	3	3
木製品 (Wooden Products)	4	3	7
Others	-	27	27
Total	30	130	160
	[20]	[100]	[120]
			75%

NOTE: Figure in [] indicates number of Japanese investment projects oriented to export (export ratio not less than 80%)

出所: BOI

表I-4-25 86、87年日系企業・業種別承認リスト

(単位：100万パーツ)

業 種	①件 数 (構成比)	②EX80% 以 上 ②/①	③登録資本	④投資総額	⑤従 業 員	⑥外 国 人
1. 農産物等	16	13	1,573	1,760	1,402	57
	10.1%	81.3%				
2. 織 維	20	14	4,701	7,588	29,015	140
	12.7%	70.0%				
3. 石油化学	15	11	1,404	4,105	1,445	43
	9.6%	73%				
4. 鉄・非鉄	20	11	1,649	3,923	2,533	80
	12.7%	55%				
5. 機 械	9	6	428	1,185	1,102	41
	5.7%	66.7%				
6. 電子電気	29	29	4,905	7,386	11,478	284
	19.1%	100%				
7. 輸送用機械	22	11	4,027	9,427	3,838	107
	14.0%	50%				
8. そ の 他	25	22	978	1,663	4,376	108
	15.9%	88%				
計	156	117	19,665	34,400	55,189	860
	100%	75%				

(出所) ジェトロバンコクセンター調べ

(注) 不明が9件あるため、計は86年、87年承認の160件となっていない。

4-4-4 日系企業の現勢

以下の資料はジェトロバンコクセンターが調査したもので、85年12月時点までのものである。

表I-4-26 タイの日系進出企業

(1985年12月末現在)

業 種	企 業 比	構 成 比 (%)
製 造 業	208	44.3
食 料	18	3.8
織 維	27	12.1
木 材 ・ パ ル プ	10	2.1
石 油 ・ 化 学	24	5.1
鉄 ・ 非 鉄	13	2.8
機 械	11	2.8
電 子 ・ 電 気 機 器	19	4.0
輸 送 機	15	3.2
そ の 他	39	8.3
製造業駐在員事務所	32	6.8
鉱 業	2	0.4
建 築 業	52	20.2
貿 易 ・ 商 業	95	0.2
金 融 ・ 保 険 業	31	6.6
サ ー ビ ス 業	26	5.5
運 輸 ・ 倉 庫 業	19	4.0
不 動 産 業	5	1.1
その他(政府関係機関等)	32	6.8
合 計	470	100.0

(出所) ジェトロ・バンコクセンター調べ

「タイにおける日系企業の現勢」

表 I - 4 - 27 日系企業の業種別・出資比率分布

85 年12月末
(単位：件数)

業 種	計	10%	10~20%	20~30%	30~40%	40~49%	49%	50-100%	100%
		未 満	未 満	未 満	未 満	未 満		未 満	
製 造 業	168	1	8	17	9	58	43	25	7
食 品	18	1	1	1	1	4	8	2	0
織 維	27	0	2	7	1	8	6	3	0
木材・パルプ	9	0	1	1	0	3	3	1	0
石油・化学	24	0	1	3	1	9	7	2	1
鉄・非鉄	13	0	1	2	1	5	1	3	0
機 械	8	0	0	0	0	5	2	0	1
電子・電機機器	19	0	1	1	3	10	2	1	1
輸 送 機	14	0	0	0	0	5	5	4	0
そ の 他	36	0	1	2	2	9	9	9	4
非 製 造 業	181	0	4	5	8	34	110	6	14
建 設 業	45	0	0	0	5	8	31	0	1
貿 易・商 業	72	0	1	2	2	14	329	4	10
金 融・保 険 業	14	0	2	2	1	4	4	0	1
サ ー ビ ス 業	20	0	0	1	0	1	17	0	1
運 輸・倉 庫 業	11	0	0	0	0	5	6	0	0
不 動 産 業	5	0	0	0	0	1	2	2	0
そ の 他	14	0	1	0	0	1	11	0	1
合 計	349	1	12	22	17	92	153	31	21
	(100%)	(0.3%)	(3.4%)	(6.3%)	(4.9%)	(26.4%)	(43.8%)	(8.9%)	(6.0%)

(出所) ジェトロ・バンコックセンター作成, 前表に同じ

表I-4-28 日系企業の投資規模別（払込資本）分布

85年12月末

払込資本	日系企業		製造業		非製造業	
		%		%		%
100万未満	54	14.3	5	2.9	49	24.0
100万～500万未満	110	29.2	26	15.0	84	41.2
500万～1,000万未満	37	9.8	18	10.4	19	9.3
1,000万～1,500万未満	39	10.3	25	14.5	14	6.9
1,500万～2,000万未満	20	5.3	13	7.5	7	3.4
2,000万～3,000万未満	32	8.5	21	12.1	11	5.4
3,000万～4,000万未満	16	4.2	11	6.4	5	2.5
4,000万～5,000万未満	19	5.0	14	8.1	5	2.5
5,000万～6,000万未満	8	2.1	3	1.7	5	2.5
6,000万～7,000万未満	6	1.6	6	3.5	0	
7,000万～8,000万未満	5	1.3	3	1.7	2	1.0
8,000万～9,000万未満	1	0.3	1	0.6	0	
9,000万～1億未満	1	0.3	1	0.6	0	
1億～1億5,000万未満	14	3.7	12	6.9	2	1.0
1億5,000万以上	15	4.0	14	8.1	1	0.5
	377	100.0	173	204	204	100.0

(注) 資本金不明の企業については、除いてある。政府関係機関、駐在員事務所、団体、支店については削除。ただし、金融・保険の3社については、当地で営業活動をしているため、支店形態ではあるが資本金か、営業活動をするにあたっての供出金のいずれかを計上している。

(出所) ジェトロバンコックセンター作成、前表と同じ

表I-4-29 タイにおける日系企業の雇用状況

1985年12月末
(単位：人)

業 種	タイ人従業員	日本人従業員	会 社 数	1社当たりの タイ人従業員数
製 造 業	72,143	586	203	355.4
食 品	7,503	52	18	416.8
織 維	31,838	111	27	1,179.2
木材・パルプ	1,608	17	10	160.8
石油・化学	4,020	47	22	182.7
鉄・非鉄	3,544	11	13	272.6
機 械	5,631	93	11	511.9
電子・電気機器	6,852	62	18	380.7
輸 送 機	4,681	58	15	312.1
そ の 他	6,392	99	38	168.2
製造業駐在員事務所	74	36	31	2.4
非 製 造 業	14,895	794	251	59.3
鉱 業	10	6	2	5
建 設 業	2,436	206	51	47.8
貿 易・商 業	9,059	355	94	96.4
金 融・保 険	961	45	27	35.6
サ ー ビ ス 業	633	59	25	25.3
運 輸・倉 庫 業	1,235	45	16	77.2
不 動 産 業	53	3	5	10.6
そ の 他	508	75	31	16.4
合 計	87,038	1,380	454	191.7

(出所) ジェトロ・バンコック作成、前表に同じ

(注) 従業員不明の16社を除く

表 I - 4 - 30 日系企業のタイ従業員の規模別分布

(単位：人)

従業員規模別分布	会社数	%
1 ～ 50人未満	234	52.9
50 ～ 100人未満	54	12.2
100 ～ 500人未満	103	23.3
500 ～ 1,000人未満	29	6.6
1,000 ～ 2,000人未満	16	3.6
2,000 ～ 3,000人未満	4	0.9
3,000 ～ 4,000人未満	1	0.2
4,000 ～ 5,000人未満	1	0.2
合 計	442	100.0

(注) 従業員規模不明の16社は除いてある。なお、タイ人が雇用されていない企業12社についても除いてあるため、表 I - 4 - 26の470社に達しない。

(出所) ジェトロ・バンコック作成、前表に同じ

4-5 第3国の外貨政策

4-5-1 韓国の外資政策

1. 外資導入法の推移

経済開発にとって必要とされる資本が極度に不足した韓国が、初めて外資導入に関する法律を制定したのは60年のことである。その時の「外資導入の促進法」では、外国人投資家に対する租税減免措置、元金・利益の送金保証などが決められているが、直接投資よりもむしろ借款による外資導入が中心となった。

66年には新たに「外資導入法」を制定し、借款よりも直接投資を奨励することとなる。同法第1条では、外資導入の目的を「経済の自律及びその健全な発展ならびに国際収支の改善に寄与する外貨を適切に活用し管理すること」をあげている。国際収支改善という目的に即し、投資優先業種として輸出産業と輸入代替産業が指定された。インセンティブとしては租税上の優遇措置に加え、利益、配当金の対外送金保証、元本の回収保証、財産の保証、内国民待遇といった各種保証措置が拡充された。外資出資比率には、何らの制限も設けられてはいなかったが、輸出産業以外では国内資本の収支比率が50%以上となるように行政指導された。また輸出産業以外の単独進出の場合、申請許可条件の内容が審査された。

70年3月には投資に関する事務手続きの簡素化が図られ、また同年8月には経済企画院が228業種の外資誘致奨励業種を発表した。

この間、第1次、第2次経済開発5ヵ年計画が計画を上回る実績を記録したり、馬山輸出加工区などの外国投資受入れのインフラ整備も進んだため、日本と米国の製造業投資が活発化する。

73年3月に「66年外資導入法」の改正を行い、外資規制色の濃い方向に転ずる。主な改正点としては、① 外国人投資に対する規制に重点を置き、認可基準を強化し、合弁投資を優先する。② 認可または登録の取消し条項を新設。③ 元金回収を無制限に認める。—などである。同年10月には経済企画院より投資奨励分野として輸出業種138業種、輸入代替業種71業種が発表される。その後、企業業績の思わしくない不実産業の導入防止のため74年2月に認可審査基準が発表され、3月には新たに投資奨励業種として17業種236品目リストが公表された。ここでは各品目ごとに外国人出資比率、投資規模、輸出条件などが明記され、リスト以外の分野への外国人投資は原則禁止、最低投資規模20万ドル、出資比率も原則50:50の合弁とされた。

このように従来の自由な外資政策から、選択、規制色の強い政策へと転換したのであるが、この背景には、① 労働集約的分野への外資進出を制限し、地場企業を保護育成すること、② 財閥を中心とする民間企業の順調な成長により韓国政府も外国投資依存の必要性を感じなくなったこと、などがある。

しかしこの時期には、73年の石油危機や投資規制強化によって日本企業の韓国からの撤退もみられ、76年以降外資導入額は従来の1/3以下に落ちこんでしまう。さらに78年の第2次石油危機の発生、79年の朴大統領の暗殺、70年代の輸出至上主義、重化学工業化路線のひずみの顕在化など韓国の投資環境は悪化する。

こうした状況から、全斗煥政権は80年9月、外国投資の諸規制緩和を打ち出す。投資分野も重化学工業の他、エネルギー関連、国内資源開発産業まで拡大、56業種について外国人100%出資も認可するとした。しかし外資の流入は伸び悩んだため、82年10月、「新外国投資自由化政策」を開放経済政策の一環として発表する。これは対外債務が増大したため、借款を抑制し、外国投資を増大させ、企業間競争により国際競争力を強化し、産業構造の高度化を図ろうとする韓国政府の意図があった。

なお、輸出義務については、一部産業について78年3月に廃止され、同年秋には輸出義務率の引き下げや廃止が行われたが、この時期には企業の経営不振や撤退が目立った。

84年には73年外資導入法の改正を行い、外資導入に関する過度の規制や制度の撤廃ないし緩和が図られた(84年7月施行)。この主な改正点は、① 投資可能業種についてネガティブリスト・システムを採用する。この結果、外国投資認可業種も全産業中762(自由化率76.3%)、製造業分野では自由化率92.5%となる。② 自動認可制度の採用。③ 外資出資比率の規制撤廃。④ 技術導入の自由化である。

85年9月以降進展したドル安(円高)は、原油、一次産品価格低下、金利安とあいまって、いわゆる「三低」現象として韓国への外国人投資を増加させる要因となった。こうした「三低現象」と84年の外資法改正が対韓直接投資増大をもたらしている。日本企業にとって円高への対応として韓国を生産・輸出拠点として活用するメリットは増大している。また韓国自体の経済環境も好転しており、市場確保を狙った投資や、自動車部品など成長分野関連投資も目立っている。

韓国政府による外資規制緩和の効果も大きいとみられるが、韓国の自由化政策への転換は、外国人投資家に韓国を見直す契機となったといえる。

2. 韓国の外資政策の特徴

韓国政府の外国人の直接投資についてのこれまでの基本的スタンスは、概して慎重な態度であったといえる。これは、工業化の主体はあくまで民族企業にあり、外資系企業はこれを補完する地位という考え方に基づいている。これまでの外資導入額に占める直接投資の比率もわずか5.7%にしかすぎず、借款が大宗を占めている。

しかし借款は80年代初期のメキシコの債務問題にみられる如く、深刻な元利支払い義務を伴う。その点直接投資は返済は不要であり、技術、経営ノウハウの移転も伴うため借款とは基本的に相違がある。近年の韓国の民族企業は基盤を確立し、自立経済を支えるまで成長してきている。このような背景から韓国政府も直接投資導入の方向に転換しはじめたといえる。